

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「福島再生加速化交付金事業等の実施状況について」

令和元年12月

会計検査院

国は、平成23年3月の東日本大震災発生後、同年6月に東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づく東日本大震災からの復興の基本方針を定めるとともに、24年7月に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき福島復興再生基本方針を定め、原子力災害からの福島の復興及び再生に向けて様々な取組を実施している。このうち、国は、長期避難者支援から早期帰還までの対応策について、それまで個別に実施していた交付金等の事業を一括化する福島再生加速化交付金を25年度に創設するなどしている。また、国は、同交付金による事業のほか、住民の生活環境の改善に資するために必要な公共施設等の機能回復を行う事業を実施するなどしている。そして、国は、これらの福島再生加速化交付金事業等を福島全域や避難解除等区域等の復興及び再生の柱として位置付け、同事業等に毎年度多額の国費をこれまで投入してきた。

会計検査院は、24年8月27日、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況について検査を実施し、その結果を同年10月から29年4月までの間に計5回報告していて、29年4月12日の会計検査院長から参議院議長に対する報告においても、東日本大震災に伴う東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社）の福島第一原子力発電所の事故による原子力災害からの復興及び再生の状況等について、記述している。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、福島再生加速化交付金事業等の実施状況について検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和元年12月  
会計検査院

# 目次

1	検査の背景	1
	(1) 原子力災害に対する国の取組	1
	(2) 復興財源	4
	(3) 福島再生加速化交付金等の創設等の経緯	4
	ア 原子力災害による避難者の状況等	4
	イ 帰還支援等に向けた取組としての加速化交付金等の変遷	7
	(4) 福島再生加速化交付金事業等の概要	10
	ア 加速化事業の概要	10
	イ 環境整備等委託事業の概要	15
	(5) これまでの会計検査の実施状況	17
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	18
	(1) 検査の観点及び着眼点	18
	(2) 検査の対象及び方法	18
3	検査の状況	19
	(1) 加速化交付金等の執行状況等	19
	ア 加速化交付金の予算及び決算の状況	19
	イ 加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況	26
	ウ 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況	37
	エ 環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額	39
	(2) 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等	40
	ア 加速化事業の実施状況	40
	イ 環境整備等委託事業の実施状況	64
	ウ 帰還者の状況等	71
4	所見	82
	(1) 検査の状況の概要	82
	(2) 所見	88
	別表	91

- ・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、原則として、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。

## 事例一覧

[基金型事業において、流用できる継続中の事業がなく、使用する見込みのない基金を保有しているもの]

<事例> . . . . . 34

## 参考事例一覧

[福島県が事業実施主体として実施した基幹事業に対して、市町村がその効果を増大させるために避難者支援事業等を実施していたもの]

<参考事例> . . . . . 62

## 福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

検査対象	(1) 内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、46地方公共団体（1県、42市町村、3一部事務組合） (2) 復興庁、12市町村、2一部事務組合
福島再生加速化交付金等	(1) 福島再生加速化交付金（平成26年2月以前は長期避難者生活拠点形成交付金、福島定住等緊急支援交付金） (2) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（平成26年度以前は福島避難解除等区域生活環境整備事業、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）
福島再生加速化交付金事業等の概要	(1) 地域の実情に即して、災害公営住宅や運動施設を整備するなどして、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援する交付金により実施するもの（福島再生加速化交付金事業） (2) 避難指示に起因して機能低下した公共施設等について、日常的又は定期的に清掃したり、施設設備の点検及び修繕をしたりするなどして、機能回復を図るなどのもの（環境整備等委託事業）
検査の対象とした福島再生加速化交付金等に係る支出済歳出額	(1) 3507億円（平成25年度～29年度） (2) 381億円（平成24年度～29年度）

### 1 検査の背景

#### (1) 原子力災害に対する国の取組

平成23年3月の東日本大震災の発生後、同年6月に東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）が施行され、同年7月には復興基本法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）が定められて、国による復興のための取組の全体像が明らかにされた。復興基

本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。

このうち復興支援の体制について、国は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災後直ちに緊急災害対策本部を内閣府に設置して災害復旧や復興関連の対応を行ってきており、24年2月には内閣に復興庁を設置し、同本部の機能を同庁に引き継いだ。同庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を助けるとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務として設置され、被災地域における一元的窓口として、現場主義に立って、施策の推進の総合調整機能を果たしていくこととされた。また、同庁には、内閣総理大臣を議長とする閣僚級の組織として復興推進会議が設置された。

そして、27年6月に開かれた第13回復興推進会議において、国は、地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度以降の復興支援については、被災地の自立につながるものとしていく必要があるとし、28年度からの5年間は、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けた。

東日本大震災は、被害が甚大であり、かつ、被災地域が広範にわたるなどしているが、特に、福島は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。国は、この原子力災害への対応として、東日本大震災に伴う東京電力株式会社の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故発生後、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき直ちに内閣府に原子力災害対策本部を設置し、同本部の決定に基づき避難指示区域を設定した。そして、復興基本方針において、国は、福島第一原発の事故による原子力災害からの福島の復興・再生については、責任を持って取り組むこととした。

24年4月に、原子力災害に対する取組として、復興基本法における基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）が施行され、国は、同年7月に、福島特措法に基づき「福島復興再生基本方針」を閣議決定して、福島全域での復興及び再生と、避難指示が全て解除された区域並び

(注2) (注3) (注4)  
に避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域（以下、これらの区域を合わせて「避難解除等区域等」という。）の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。

その後、国は、25年12月に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

また、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定して、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるため復興期間である10年以内の復興完了は難しい状況にあることから、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むこととした。

さらに、復興基本法に基づき、28年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を定め、原子力災害からの復興・再生について、遅くとも29年3月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、避難指示を解除できるよう環境整備に取り組むなどとした。

帰還困難区域については、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、28年8月に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定して、5年を目途に、放射線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、除染等とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うなどとした。

(注1) 東京電力株式会社 平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社

(注2) 避難指示解除準備区域 避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv（Sv（シーベルト）は人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）を表す単位）以下となることが確実であることが確認された地域

(注3) 居住制限区域 避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

(注4) 帰還困難区域 避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

## (2) 復興財源

復旧・復興に係る財政面の取組として、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行された。

そして、国は、東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たり、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算（以下「復旧・復興予算」という。）を、23年度については、一般会計の補正予算（第1号から第3号まで）において措置している。

また、国は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して、道府県及び市町村が実施する補助事業等の負担額等に対処するために、地方交付税の総額に係る特例措置を講ずる財政措置として震災復興特別交付税制度を創設し、23年度以降、被災自治体に交付している。

24年4月には、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が改正され、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復旧・復興事業に関する経理を明確にすることを目的として東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）を設置し、復興特会に計上された予算により復旧・復興事業を実施している。

復興特会に計上された予算の財源は、時限的な税制措置である復興特別税（復興特別所得税、復興特別法人税）や税外収入、復興債の発行による収入等となっている。

## (3) 福島再生加速化交付金等の創設等の経緯

### ア 原子力災害による避難者の状況等

#### (イ) 避難指示区域等の変遷

国は、福島第一原発の事故発生直後に、原災法に基づき、福島第一原発から半径20km圏内の住民等に対して避難するよう指示し、福島第一原発の半径20kmから30km圏内の住民に対して屋内に退避するよう指示した。そして、23年4月には、福島第一原発から半径20kmの区域で、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限若しくは禁止を実施し、又は当該区域からの退去を命ずることができる区域を警戒区域に設定するとともに、福島第一原発から半径20km以遠の地域で事故発生から1年以内に年間積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を計画的避難区域に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可



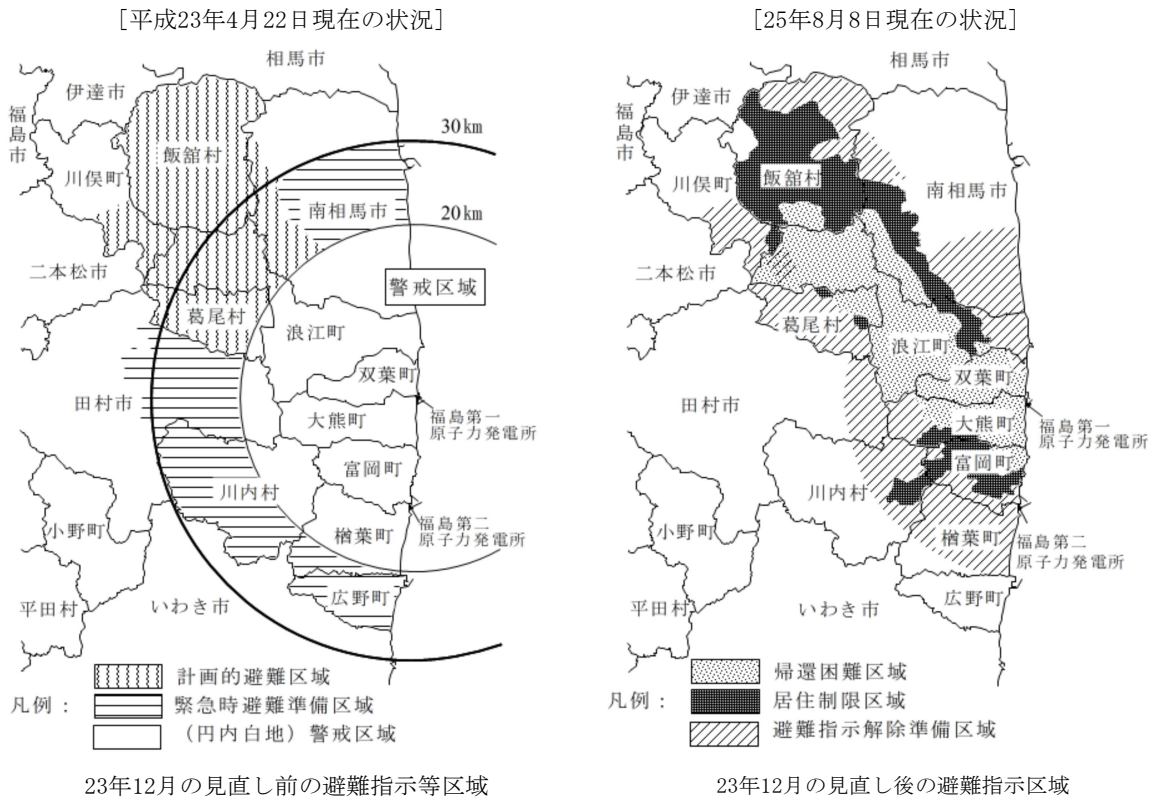
能な準備を行う必要がある区域を緊急時避難準備区域に設定した（以下、これらの区域を合わせて「避難指示等区域」という。）。

その後、国は、23年9月に緊急時避難準備区域を解除し、避難指示等区域が所在する12市町村のうち緊急時避難準備区域のみが所在する双葉郡広野町は、その全域が避難指示等区域から外れることとなった。また、同年12月には、福島第一原発の原子炉の冷温停止状態を確認したことなどから、原子力災害対策本部では福島第一原発の安全性が確認されたとして、上記の12市町村から広野町を除く11市町村の避難指示区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直すことを開始して、25年8月に避難指示区域の見直しを全て完了した。

そして、26年4月以降、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示は順次解除され、31年4月10日現在では、7市町村に帰還困難区域が、1町に避難指示解除準備区域が設定されている（図表1参照）。

（注5） 12市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

図表1 避難指示区域等の設定の状況（概念図）



[31年4月10日現在の状況]



[31年4月10日現在における12市町村の避難指示の状況]

市町村	避難指示 解除準備区域	居住制限 区域	帰還困難 区域
田村市	無	無	無
南相馬市	無	無	有
川俣町	無	無	無
広野町	無	無	無
楡葉町	無	無	無
富岡町	無	無	有
川内村	無	無	無
大熊町	無	無	有
双葉町	有	無	有
浪江町	無	無	有
葛尾村	無	無	有
飯館村	無	無	有
合計	有：1町 無：11市町村	有：－ 無：12市町村	有：7市町村 無：5市町村

(注)経済産業省が公表している「避難指示区域の概念図」等を基に作成した。

#### (イ) 避難者の状況

復興庁等によると、東日本大震災による福島県全体の避難者数は24年5月に最も多い約16万4000人となっていたが、その後徐々に減少し、31年4月現在では約4万3000人となった。このうち避難指示区域が設定されている7市町村からの避難対象者は約2万3000人となっていて、7市町村ではなお多くの被災者が避難生活を強いられている状況にあるとしている。

そして、避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村（以下「避難指示・解除区域市町村」という。）のうち、広野町を除く11市町村（以下「避難指示・解除区域11市町村」という。）を対象として、復興庁、福島県及び各市町村が共同で、避難者の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的とした住民意向調査を24年度以降毎年度実施しており、この調査の調査項目の一つに帰還に関する意向を設けている。国は、この住民意向調査を踏まえるなどして、避難者の帰還支援等に向けた取組を実施している。

#### イ 帰還支援等に向けた取組としての加速化交付金等の変遷

##### (ア) 加速化交付金の変遷

国は、避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組として、上記の調査結果を踏まえるなどして、原子力災害からの復興・再生事業として、図表2のとおり、平成25年度当初予算において長期避難者の生活拠点の形成を促進する長期避難者生活拠点形成交付金及び福島県の子育て世帯が安心して定住できる環境を整え地域の復興及び再生を促進する福島定住等緊急支援交付金をそれぞれ創設した（以下、両交付金を合わせて「前身交付金」という。）。そして、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、平成25年度補正予算において、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する福島再生加速化交付金（以下「新交付金」という。）を創設した（以下、前身交付金と新交付金を合わせて「加速化交付金」という。）。新交付金は、それまで別々であった上記二つの交付金を、それぞれ「長期避難者生活拠点形成」「福島定住等緊急支援」として、加速化交付金の交付対象事業を目的別に分類した項目（以下「交付対象項目」という。）に整理し、一括化した。また、福島の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的、主体的に実施することを支援することを目的として、

国からの委託事業として実施していた福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（平成24年度補正予算において創設。以下「帰還・再生事業」という。）の一部を移管するなどして、「再生加速化」を加速化交付金の交付対象項目とした。また、27年5月に、福島特措法を改正するとともに、国は、避難者の早期帰還の促進を図るために、平成27年度当初予算において上記「再生加速化」の交付対象項目を拡充して、項目名を「帰還環境整備」とし、その後、28年12月に「道路等側溝堆積物撤去・処理支援」、29年3月に「原子力災害情報発信等拠点施設等整備」、31年4月に「既存ストック活用まちづくり支援」を交付対象項目として追加するなどしている。

なお、加速化交付金の交付対象事業費のうち、被災自治体が事業実施主体として負担する経費については、当該事業実施主体の実質的な負担がなくなるよう震災復興特別交付税が措置されている。

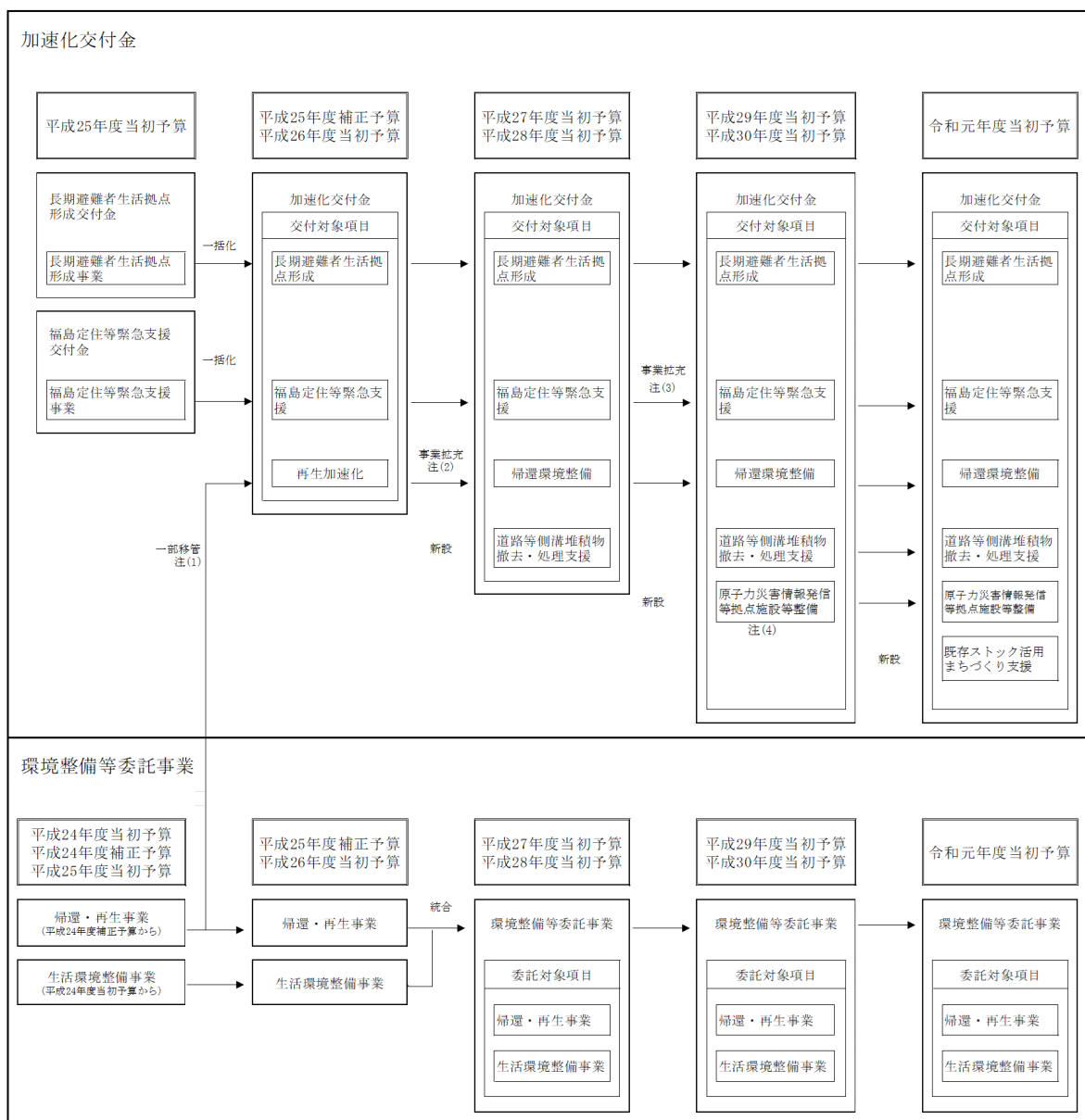
#### (イ) 環境整備等委託事業の変遷

国は、原子力災害からの復興・再生について責任を持って取り組むこととしていることから、帰還支援等に向けた取組として、図表2のとおり、平成24年度当初予算において、避難指示に起因して機能低下した公共施設又は公益的施設（以下「公共施設等」という。）について、当該公共施設等の管理者である市町村長等の要請に基づき、国の費用負担により機能回復を行うことを目的とする福島避難解除等区域生活環境整備事業（29年度からは福島避難解除等区域等生活環境整備事業。以下「生活環境整備事業」という。）を創設した。また、平成24年度補正予算において、既存の制度等では対応が難しい地方公共団体のニーズにきめ細かに対応することなどを通じて、福島第一原発の事故に伴い避難を余儀なくされた区域の住民の帰還と当該区域の再生を図ることを目的とする帰還・再生事業を創設した。両事業は、地域の実情を詳細に把握している市町村等に委託して実施することが効率的かつ効果的であるとして、市町村等に対する委託事業として実施していた。その後、平成27年度当初予算において、両事業を統合し、福島生活環境整備・帰還再生加速事業を創設した。福島生活環境整備・帰還再生加速事業では、委託対象事業を目的別に分類した項目（以下「委託対象項目」という。）として、帰還・再生事業及び生活環境整備事業を設けている（以下、福島生活環境整備・帰還再生加速事業並びに26年度まで実施した生活環境整備事業及び帰還・

再生事業を合わせて「環境整備等委託事業」という。))。

このように、原子力災害からの復興及び再生事業は、加速化交付金の交付を受けて国の交付金事業として実施される事業である福島再生加速化交付金事業（以下「加速化事業」という。）及び国の委託事業として実施される事業である環境整備等委託事業（以下、加速化事業と環境整備等委託事業を合わせて「福島再生加速化交付金事業等」という。）を福島の復興及び再生の柱として実施している。

図表2 加速化交付金等の変遷



注(1) 帰還・再生事業の一部であった個人線量計等による放射線量計測委託事業等が加速化交付金の再生加速化に移管された。  
 注(2) 平成27年度に福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興拠点市街地形成施設）等が交付対象事業として追加され、28年度にエリア放送受信環境整備事業が交付対象事業として追加された。  
 注(3) 福島健康不安対策事業が交付対象事業として追加された。  
 注(4) 平成29年度は原子力災害情報発信等拠点施設整備事業。30年度からは原子力災害情報発信等拠点施設等整備事業。

#### (4) 福島再生加速化交付金事業等の概要

##### ア 加速化事業の概要

##### (イ) 加速化交付金制度要綱等の概要

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け府政防第217号等。以下「交付金制度要綱」という。）によれば、加速化交付金は、地方公共団体が各交付対象項目に応じた交付対象事業から自主的に事業を選択して作成した各交付対象項目の事業計画の実施に要する費用に対して交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的とするものとされている。また、29年度末現在の交付対象項目は、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援、帰還環境整備、道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の5項目となっており、交付対象項目ごとに別途実施要綱を定めるとされている。

交付金制度要綱に基づき定められた福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年2月28日付け復本第271号等）等（以下、交付対象項目ごとに定められた実施要綱を「各実施要綱」という。）によれば、交付対象項目ごとに交付対象事業が定められており、図表3のとおり、29年度末現在で5交付対象項目の92事業が交付対象事業とされている。また、各実施要綱に交付対象事業を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）が定められ、各交付対象事業の事業実施主体はいずれも福島県、同県内の市町村等（以下、これらを合わせて「福島県等」という。）とされている。

各実施要綱等によれば、交付対象事業は、各実施要綱に基づき事業実施主体が作成する各事業計画に定められた目標を実現するための基幹的な事業として、各実施要綱で定めた事業（以下「基幹事業」という。）、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務（以下、長期避難者生活拠点形成では「避難者支援事業等」といい、それ以外の交付対象項目は「効果促進事業等」という。）とされている。基幹事業、避難者支援事業等及び効果促進事業等の主なものは、図表3のとおりである。

また、加速化事業の形態には、単年度で事業を実施するもの（以下「単年度型事業」という。）と、事業計画期間が複数年にわたる事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難いことなどから事業実施主体が基金を設置造成等し、

事業計画期間内に事業年度ごとにあらかじめ計画された事業の実施に要する経費を取り崩して事業を実施するもの（以下「基金型事業」という。）とがある。各交付対象項目別にみると、図表3のとおり、道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の2項目については単年度型事業であり、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援及び帰還環境整備の3項目については、基幹事業ごとに単年度型事業若しくは基金型事業又はその両方を選択して、それぞれ実施するなどとされている。

そして、各実施要綱によれば、単年度型事業を実施する場合には、同一の交付決定に係る単年度型事業の間において、また、基金型事業を実施する場合には、交付決定が同一か否かにかかわらず、同一の所管府省庁等に係る基金型事業の間において、それぞれ加速化交付金の流用を行うことができることとされている。このため、加速化交付金は、基幹事業間での流用、避難者支援事業等間又は効果促進事業等間での流用及び基幹事業と避難者支援事業等又は効果促進事業等との間での流用をそれぞれ行うことができることになる。

図表3 交付対象項目別の所管府省庁等、主な交付対象事業の状況（平成29年度末現在）

交付対象項目 (事業の形態)	交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関	交付対象事業数 (避難者支援事業等又は効果促進事業等を含む。)	主な交付対象事業 (主な基幹事業の種類、避難者支援事業等又は効果促進事業等)
長期避難者生活拠点形成 (単年度型、基金型)			30	
	国土交通大臣	国土交通省	7	災害公営住宅整備事業等
	警察庁長官	警察庁	1	交通安全施設等整備事業
	文部科学大臣	文部科学省	4	公立学校施設整備費国庫負担事業
	厚生労働大臣	厚生労働省	15	認定こども園整備事業
	農林水産大臣	農林水産省	1	「農」のある暮らしづくり事業
	環境大臣	環境省	1	廃棄物処理施設改良・改修事業
	避難者支援事業等との関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関	1	避難者支援事業等
福島定住等緊急支援 (単年度型、基金型)			8	
		福島定住等緊急支援(注)	7	
	内閣総理大臣	復興庁	1	学校、保育所、公園等の遊具の更新
	文部科学大臣	文部科学省	2	地域の運動施設の整備
	国土交通大臣	国土交通省	3	地域の運動施設の整備
	効果促進事業等との関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関	1	効果促進事業等
		福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)(注)	1	
	内閣総理大臣	復興庁	1	福島健康不安対策事業
帰還環境整備 (単年度型、基金型)			49	
	国土交通大臣	国土交通省	13	災害公営住宅整備事業等
	文部科学大臣	文部科学省	4	公立学校施設整備費国庫負担事業
	総務大臣	総務省	1	エリア放送受信環境整備事業
	内閣総理大臣	復興庁	2	生活環境向上支援事業
	厚生労働大臣	厚生労働省	16	水道施設整備事業
	内閣総理大臣	内閣府	3	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業
	環境大臣	原子力規制委員会	1	放射線測定装置・機器等整備支援事業
	農林水産大臣	農林水産省	6	農山村地域復興基盤総合整備事業
	経済産業大臣	経済産業省	2	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
	効果促進事業等との関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関	1	効果促進事業等
道路等側溝堆積物撤去・処理支援 (単年度型)			2	
	内閣総理大臣	復興庁	1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業
			1	効果促進事業等
原子力災害情報発信等拠点施設等整備 (単年度型)			3	
	内閣総理大臣	復興庁	2	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業
			1	効果促進事業等
計			92	

(注) 福島定住等緊急支援及び福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)は、実施要綱が分かれているため、区分して記載している。



(イ) 交付対象項目の概要

a 長期避難者生活拠点形成

長期避難者生活拠点形成は、長期避難者向けの災害公営住宅（以下「復興公営住宅」という。）の整備を中心に、長期避難者を受け入れている避難先市町村等の基盤整備等のハード施策を推進するとともに、コミュニティの維持等の避難者を支援するためのソフト施策を一体的に実施することにより、長期避難者のための避難先における生活拠点の形成を促進することを目的とするものである。主な基幹事業は、国土交通省所管の「災害公営住宅整備事業等」である。

b 福島定住等緊急支援

福島定住等緊急支援は、福島第一原発の事故により減少した子どもの運動機会の確保のための施設整備、公的な賃貸住宅の整備その他の取組を支援することにより、長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ることなどを目的とするものである。主な基幹事業は、復興庁所管の「学校、保育所、公園等の遊具の更新」である。

c 帰還環境整備

帰還環境整備は、住民が避難したことなどにより復興及び再生に遅れが生じている地域に対して、各地域が復興及び再生のための生活拠点整備等の事業を自主的、主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的とするものである。主な基幹事業は、農林水産省所管の「農山村地域復興基盤総合整備事業」である。

d 道路等側溝堆積物撤去・処理支援

道路等側溝堆積物撤去・処理支援は、道路等側溝堆積物の処分が放射性物質を含んでいることを理由に困難になったこと、住民が避難したことでそれまで行われていた住民による清掃活動を中止したことなどにより、通常の道路等側溝の維持管理活動を中断している地域に対して、1回に限り道路等側溝堆積物の撤去及び処理を支援する復興庁所管の「道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業」を実施することにより、通常の道路等側溝の維持管理活動を再開させ、原子力災害からの復興及び再生を加速化させることを目的とするものである。

e 原子力災害情報発信等拠点施設等整備

原子力災害情報発信等拠点施設等整備は、①原子力災害に係る情報発信等拠点施設の整備を行い、原子力災害に係る福島の経験と教訓等を踏まえた資料展示や関連調査、研修等の実施を通じ、その経験や教訓等を国内外に発信することを支援する復興庁所管の「原子力災害情報発信等拠点施設整備事業」及び②福島・国際研究産業都市構想の具現化に向けて、生活周辺環境整備や交流人口拡大、構想に関係する多様な関係者の連携強化と構想への参画を促す取組を行うことを支援する同庁所管の「拠点周辺等環境整備等事業」を実施することにより、同構想の加速化並びに地元の復興及び再生に寄与することを目的とするものである。

(ウ) 加速化事業の事務手続等

加速化交付金の交付手続等は、各実施要綱及び各交付担当大臣が定めた加速化交付金の交付要綱（以下「交付要綱」という。）等に基づき、次のとおりとなっている。

- ① 事業実施主体は、各交付対象項目に係る事業の事業計画を作成して復興庁に提出し、同庁が算定した交付可能額通知を受ける。
- ② 同通知を同庁から受けた事業実施主体は、同通知による交付可能額の範囲内で交付担当大臣に交付申請を行い、交付担当大臣から交付決定を受けて、事業計画で定めた各事業を実施する。
- ③ 交付決定後に概算払又は精算払により事業実施主体に対して加速化交付金が交付される。
- ④ 事業実施主体は、交付対象項目に係る事業計画で定めた全事業が完了した場合、事業計画で定めた各事業の目標達成状況等に関する調査・分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行って地域の復興の促進を図ることなどのために、当該事業の終了した年度の翌年度の12月末日までに評価結果を公表する。

各実施要綱及び交付要綱等によれば、基幹事業に係る加速化交付金の交付額は、交付対象事業費に基幹事業ごとに交付担当大臣が定めた基本となる国費率を乗じて得られた額と、基幹事業の交付対象事業費から上記の額及び事業実施主体以外の者が負担する額を減じた額に、2分の1を乗じて得られた額の合計額とされている。また、避難者支援事業等及び効果促進事業等に係る加速化交付金の交付額は、交付対象事業費に10分の8を乗じて得られた額とされている。

## イ 環境整備等委託事業の概要

前記のとおり、避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組を支援するために平成24年度当初予算において創設していた生活環境整備事業及び同年度補正予算において創設していた帰還・再生事業は、平成27年度当初予算において環境整備等委託事業として統合され、復興庁が実施している。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業制度要綱（平成27年4月9日付け。29年5月19日改正。以下「委託制度要綱」という。）によれば、29年度末現在の委託対象項目は、図表4のとおり、生活環境整備事業及び帰還・再生事業となっていて、委託対象項目ごとに定める実施要綱に委託対象事業を定めるとされている。

福島避難解除等区域等生活環境整備事業実施要綱（平成27年4月9日付け。29年5月19日改正）及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業実施要綱（平成27年4月9日付け。29年5月19日改正。以下、これらを合わせて「委託実施要綱」という。）によれば、生活環境整備事業は2委託対象事業に、帰還・再生事業は5委託対象事業にそれぞれ区分され、実施対象事業数は計19事業とされている。

そして、各委託対象項目に係る委託対象事業は、いずれも避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等が、国からの委託事業として実施している。

図表4 環境整備等委託事業の事業内容（平成29年度末現在）

委託対象項目	委託対象事業	実施対象事業数	主な実施対象事業の内容	委託者	受託者
生活環境整備事業	清掃等の行為	1	学校教育施設、社会インフラ施設等に係る点検、試験、清掃、軽微な修理及び修繕	国	市町村（避難指示・解除区域市町村）、一部事務組合及び広域連合
	公共・公益的機能を回復させるために必要な行為	3	社会福祉施設等の再開に必要な職員等の募集、研修		
帰還・再生事業	生活基盤施設・サービスの代替・補完	4	医療・高齢者福祉施設等立ち上げ支援委託事業		
	地域コミュニティ機能の維持・確保	2	地域コミュニティ維持のための交流イベント等の開催委託事業		
	避難区域の荒廃抑制・保全対策	4	区域の防災・防犯対策委託事業		
	住民の一時帰宅支援	4	一時帰宅バス運行委託事業		
	横断的事項	1	仮設代替処理施設運営委託事業		
計		19			

注(1) 帰還・再生事業には、上記に示した委託対象事業以外であっても住民の帰還等に資する事業について個別に実施の可否を協議して実施しているものがある。

注(2) 主な実施対象事業の内容で示している施設等について、対象となる具体的な施設等は別表4参照

(ア) 委託対象項目の概要

a 生活環境整備事業

委託実施要綱によれば、生活環境整備事業は、国の避難指示により学校施設、公民館や体育館といった社会教育施設等を日常的又は定期的に清掃したり、施設設備の点検及び修繕をしたりすることなどができなかつたことに起因して機能低下した避難指示・解除区域市町村の公共施設等を対象に、清掃その他の当該公共施設等の機能回復を行うことにより、避難解除等区域等において住民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な環境整備を図ることとされている。生活環境整備事業は、当該公共施設等の管理者である市町村長等の要請に基づき、国の費用負担により行われている。

b 帰還・再生事業

委託実施要綱によれば、帰還・再生事業は、既存の制度では対応が難しい自治体のニーズにきめ細かに対応することなどを通じて、福島第一原発の事故に伴い避難を余儀なくされた区域の住民の帰還と当該区域の再生を図ることを目的として実施するものとされている。そして、避難指示・解除区域市町村における医療・介護サービスが不足している状況や、将来の帰還に向けて避難先で

の地域コミュニティを維持していく中で、既存の制度等では生活基盤施設・サービスの代替・補完、地域コミュニティ機能の維持・確保が難しい事項について、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等からの要請に基づき、国の費用負担により行われている。具体的には、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等がこれらのニーズにきめ細かに対応して、医師の派遣や通院等バスの運行といった医療・介護サービスの提供、避難者のためのコミュニティ維持のための交流イベント等の開催等を実施している。また、避難指示・解除区域市町村において直ちに帰還できない住民の将来の帰還を円滑にするために、当該区域の防犯・防災対策、除草作業等の荒廃抑制・保全対策等もこの事業により実施している。

(イ) 環境整備等委託事業の事務手続等

環境整備等委託事業の事務手続等は、委託実施要綱に基づき、次のとおりとなっている。

- ① 避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等は、対象事業に係る事業計画書を作成し、復興庁福島復興局（以下「福島復興局」という。）に提出する。
- ② 福島復興局は、事業計画書の内容について事前に調整し承認した上で、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等と委託契約を締結する（以下、委託契約を締結した避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等を「受託市町村等」という。）。
- ③ 受託市町村等は、委託対象事業が完了したときは、その内容及び実際に要した経費等を記載した事業実績報告書を作成して福島復興局に提出し、福島復興局による検査及び委託費の額の確定を受けた上で、復興庁本庁から委託費の支払を受ける。

(5) これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、24年8月27日、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等<sup>(注6)</sup>を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況について検査を実施し、これまでに、同年10月25日、25年10月31日、27年3月2日、28年4月6日及び29年4月12日の5回、会計検査院長から参

議院議長に対して報告している（以下、29年4月12日の報告を「29年報告」という。）。

そして、29年報告は、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめたものであり、29年報告の中で、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故による原子力災害からの復興及び再生の状況等について、その支援状況や原子力災害からの帰還支援等の取組状況等の概要を記述している。

このほか、会計検査院は、24年8月27日、参議院から、同法同条の規定に基づき、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、その結果を25年10月、27年3月及び30年3月にそれぞれ報告するなどしている。

(注6) 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

国は、福島特措法に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することとされている。また、国は、福島特措法に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、福島復興再生基本方針を定めている。同基本方針において、国は、施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、福島の復興及び再生に向けて責任を持って臨むこととしている。そして、国は、福島再生加速化交付金事業等を福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生の柱として位置付け、毎年度多額の予算を措置している。

そこで、会計検査院は、福島再生加速化交付金事業等について、合规性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 加速化交付金等の予算及び決算の推移はどのようになっているか、また、基金型事業の実施後の基金は効率的に管理されているか。

イ 各事業は事業計画等に照らして着実に進捗し、その効果が発現しているか。

ウ 避難者及び帰還者の状況と各事業の実施状況との関係はどのようになっているか。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、25年度から29年度までの間に福島県等において実施された加速化事業を対象として、29年度末現在で加速化交付金の交付実績がある10府省庁等並びに事業実施主体である福島県及び避難指示・解除区域11市町村のうち3市村を含む(注7) 22市町村において、交付申請書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、福島県及び当該22市町村並びに避難指示・解除区域11市町村以外の同県内の市町村等については、調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。避難指示・解除区域11市町村のうち上記3市村を除く8市町村の事業の実施状況については、当該市町村の復興事業の推進を考慮して10府省庁等及び福島県から提出を受けた関係資料、調書等を確認するなどの方法により検査し、避難指示・解除区域11市町村の予算の執行状況については、27年度までを対象として検査した。

また、国が24年度から29年度までの間に避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等に委託して実施した環境整備等委託事業を対象として、復興庁本庁、福島復興局並びに受託市町村等である5市町村及び2一部事務組合において、委託契約書、事業計画書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、復興庁本庁から調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

避難指示・解除区域市町村における避難者及び帰還者の状況については、住民登録数や居住者数等に関して、公表されている資料を確認したり、避難指示・解除区域市町村から調書の提出を受けてその内容を確認したりするなどの方法により検査した。

(注7) 10府省庁等 内閣府、復興庁、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、原子力規制委員会

(注8) 22市町村 福島、郡山、いわき、白河、須賀川、相馬、二本松、田村、伊達、本宮各市、伊達郡桑折、国見、岩瀬郡鏡石、西白河郡矢吹、田村郡三春、双葉郡広野、相馬郡新地各町、安達郡大玉、岩瀬郡天栄、西白河郡西郷、双葉郡川内、葛尾各村

(注9) 5市町村及び2一部事務組合 田村市、双葉郡広野、檜葉両町、双葉郡川内、葛尾両村、双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団

### 3 検査の状況

#### (1) 加速化交付金等の執行状況等

##### ア 加速化交付金の予算及び決算の状況

##### イ 前身交付金の予算及び決算の状況

前身交付金の予算及び決算の状況をみると、図表5のとおり、長期避難者生活拠

点形成交付金全体では、歳出予算額の累計額と予算決定後移替増減額の累計額の合計（以下「歳出予算額等の累計額」という。）は503億円、支出済歳出額の累計額は472億余円となっている。また、福島定住等緊急支援交付金全体では、歳出予算額等の累計額は100億余円、支出済歳出額の累計額は80億余円となっており、前身交付金全体での支出済歳出額の累計額は552億余円となっている。

前身交付金の執行率（歳出予算額等の累計額に対する支出済歳出額の累計額の割合をいう。以下同じ。）をみると、図表5のとおり、長期避難者生活拠点形成交付金では93.8%、福島定住等緊急支援交付金では80.6%となっている。不用率（歳出予算額等の累計額に対する不用額の累計額の割合をいう。以下同じ。）をみると、長期避難者生活拠点形成交付金では6.1%、福島定住等緊急支援交付金では19.3%となっている。

また、支出済歳出額の累計額を所管省庁別にみると、長期避難者生活拠点形成交付金では、所管する2省庁のうち、復興公営住宅の整備等の事業を所管する国土交通省の支出済歳出額の累計額が472億余円と多くなっていて、福島定住等緊急支援交付金では、所管する3省庁のうち、地域の運動施設の整備等の事業を所管する文部科学省の支出済歳出額の累計額が37億余円で最も多くなっている。



図表5 前身交付金の予算及び決算の状況（平成25年度から29年度まで）

長期避難者生活拠点形成交付金

(単位：百万円、%)

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
復興庁	平成 25	9,963	—	—	9,963	—	9,963	—	—	100.0	—
	26	—	9,963	△ 9,963	0	—	—	0	—	—	100.0
	25- 26	歳出予算額の 累計 a	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	/	不用額の累計 e	執行率 d/c	/	不用率 e/c
	小計	9,963	/	△ 9,963	0	—	/	0	—	/	100.0

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
国土交 通省	平成 25	40,336	—	—	40,336	35,507	4,080	747	88.0	10.1	1.8
	26	—	4,080	9,963	14,044	11,406	297	2,340	81.2	2.1	16.6
	27	—	297	—	297	296	—	0	99.8	—	0.1
	25- 27	歳出予算額の 累計 a	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	/	不用額の累計 e	執行率 d/c	/	不用率 e/c
小計	40,336	/	9,963	50,299	47,210	/	3,089	93.8	/	6.1	

所管	年度	歳出予算額の 累計 a	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	翌年度繰越額 E	不用額の累計 e	執行率 d/c	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
計	平成 25- 27	50,300	/	—	50,300	47,210	/	3,089	93.8	/	6.1

福島定住等緊急支援交付金

(単位：百万円、%)

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
復興庁	平成 25	5,583	—	—	5,583	485	4,991	107	8.6	89.3	1.9
	26	—	4,991	△ 2,744	2,246	1,809	251	185	80.5	11.1	8.2
	27	—	251	—	251	242	—	9	96.4	—	3.5
	25- 27	歳出予算額の 累計 a	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	/	不用額の累計 e	執行率 d/c	/	不用率 e/c
小計	5,583	/	△ 2,744	2,839	2,537	/	301	89.3	/	10.6	

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
文部科 学省	平成 25	3,481	—	—	3,481	309	3,150	21	8.8	90.4	0.6
	26	—	3,150	1,708	4,858	1,966	1,776	1,116	40.4	36.5	22.9
	27	—	1,776	—	1,776	1,475	—	301	83.0	—	16.9
	25- 27	歳出予算額の 累計 a	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	/	不用額の累計 e	執行率 d/c	/	不用率 e/c
小計	3,481	/	1,708	5,189	3,750	/	1,439	72.2	/	27.7	

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
国土交 通省	平成 25	944	—	—	944	167	775	1	17.7	82.0	0.1
	26	—	775	1,036	1,811	1,211	405	193	66.9	22.4	10.6
	27	—	405	—	405	405	—	0	99.9	—	0.0
	25- 27	歳出予算額の 累計 a	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	/	不用額の累計 e	執行率 d/c	/	不用率 e/c
小計	944	/	1,036	1,980	1,785	/	195	90.1	/	9.8	

所管	年度	歳出予算額の 累計 a	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	翌年度繰越額 E	不用額の累計 e	執行率 d/c	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
計	平成 25- 27	10,009	/	—	10,009	8,073	/	1,936	80.6	/	19.3

所管	年度	歳出予算額の 累計 a	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	翌年度繰越額 E	不用額の累計 e	執行率 d/c	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
前身交 付金計	平成 25- 27	60,309	/	—	60,309	55,283	/	5,025	91.6	/	8.3

(イ) 新交付金の予算及び決算の状況

新交付金の予算及び決算の状況をみると、図表6のとおり、歳出予算額等の累計額は4268億余円、支出済歳出額の累計額は2954億余円（前身交付金の支出済歳出額の累計額552億余円と合わせると加速化交付金の支出済歳出額は3507億余円）となっており、執行率は69.2%、不用率は28.6%となっている。

所管府省庁等別に執行率をみると、文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各省で90%以上となっている一方、復興庁では4.1%、総務省では41.5%、原子力規制委員会では49.2%にとどまっている。また、不用率をみると、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省で10%未満となっている一方、復興庁で93.2%、原子力規制委員会で50.7%となっている。

歳出予算額等の累計額及び支出済歳出額の累計額が最も多いのは国土交通省となっていて、不用額の累計額が最も多いのは復興庁となっている。復興庁によると、不用額が多くなっている理由は、福島県等が事業計画を作成するに当たり、住民との合意形成に不測の日数を要したことや、同庁が所管する帰還環境整備の交付対象事業には、住民の帰還状況に合わせて事業を実施しているものがあり、住民の帰還状況等を勘案して事業規模を縮小したことなどにより、交付申請額が予定を下回ったことなどによるとしている。

このように、府省庁等によっては一部の年度で事業実施主体における事業実施等により不用額が多額となっていることから、着実な事業執行に努める必要がある。

さらに、年度執行率（歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えた歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合をいう。以下同じ。）をみると、厚生労働、国土交通両省では80%台から90%台で推移している。そして、文部科学、農林水産、経済産業各省及び原子力規制委員会では、26年度以降の年度執行率が上昇傾向にある。

加速化交付金が創設された25年度に復興庁に平成25年度補正予算として512億円が予算措置されたが、全額を26年度に繰り越して、所管府省庁等に501億余円が移し替えられている。26年度に加速化交付金を繰り越した理由について、復興庁によると、各実施要綱に規定する交付対象事業の事業内容を事業実施主体である福島県等に十分に理解してもらう必要があったこと、所管府省庁等において、避難指示が解除される時期等を踏まえた効果的なタイミングで事業が実施できるよう

福島県等との調整が必要であったことなどから、25年度内の予算執行が困難になったとしている。なお、26年度以降は、所管府省庁等に予算措置されることとなった。

また、29年度末現在において、事業が終了していないなどのため、30年度に繰り越した額が最も多いのは、道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業等を所管する復興庁となっている。事業実施主体である福島県等によると、事業を繰り越した理由について、事業の工程表の精度が十分でないなど、計画の策定方法に課題があったこと、道路の側溝等にとどまった堆積物が固結していて、施工方法を変更したことで施工能率が低下したり、大雨や積雪の影響を受けて進捗が遅れが生じたりしたことなどによるとしている。

図表6 新交付金の予算及び決算の状況（平成29年度末現在）

（単位：百万円、％）

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C	
内閣府	平成 26	91	—	3,329	3,421	2,125	—	1,295	62.1	—	37.8	
	27	7,491	—	—	7,491	6,288	—	1,203	83.9	—	16.0	
	28	3,127	—	—	3,127	2,552	—	575	81.6	—	18.3	
	29	2,942	—	—	2,942	2,244	82	615	76.2	2.7	20.9	
	26- 29	歳出予算額の 累計 a	/	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度におけ る翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	13,653			3,329	16,983	13,210	82	3,690	77.7	0.4	21.7

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C	
復興庁	平成 25	51,200	—	—	51,200	—	51,200	—	—	100.0	—	
	26	82,902	51,200	△ 50,156	83,945	372	461	83,111	0.4	0.5	99.0	
	27	5,191	461	—	5,653	1,300	308	4,045	22.9	5.4	71.5	
	28	21,057	308	—	21,365	659	509	20,196	3.0	2.3	94.5	
	29	7,193	509	—	7,703	2,519	3,121	2,061	32.7	40.5	26.7	
	25- 29	歳出予算額の 累計 a	/	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度におけ る翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	167,544			△ 50,156	117,387	4,851	3,121	109,414	4.1	2.6	93.2

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C	
総務省	平成 28	72	—	—	72	70	—	2	96.9	—	3.0	
	29	96	—	—	96	—	96	—	—	100.0	—	
	28- 29	歳出予算額の 累計 a	/	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度におけ る翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	169			—	169	70	96	2	41.5	57.0	1.3

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C	
文部科学省	平成 26	47	—	714	761	308	284	168	40.4	37.3	22.1	
	27	6,168	284	—	6,453	3,035	3,357	60	47.0	52.0	0.9	
	28	2,318	3,357	—	5,675	4,706	598	371	82.9	10.5	6.5	
	29	4,709	598	—	5,307	5,070	170	66	95.5	3.2	1.2	
	26- 29	歳出予算額の 累計 a	/	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度におけ る翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	13,244			714	13,958	13,120	170	667	93.9	1.2	4.7

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C	
厚生労働省	平成 26	161	—	201	363	362	—	1	99.6	—	0.3	
	27	1,598	—	—	1,598	1,535	14	47	96.0	0.9	2.9	
	28	577	14	—	592	523	45	23	88.3	7.7	3.8	
	29	1,083	45	—	1,129	1,036	6	85	91.8	0.5	7.5	
	26- 29	歳出予算額の 累計 a	/	/	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度におけ る翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	3,420			201	3,621	3,457	6	157	95.4	0.1	4.3

(単位：百万円、%)

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
農林水 産省	平成 26	184	—	1,370	1,555	525	307	722	33.7	19.7	46.4
	27	5,459	307	—	5,766	4,136	1,412	217	71.7	24.4	3.7
	28	21,155	1,412	—	22,567	20,911	1,309	346	92.6	5.8	1.5
	29	24,692	1,309	—	26,001	23,494	1,624	882	90.3	6.2	3.3
	26- 29	歳出予算額の 累計 a		予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	51,491		1,370	52,862	49,068	1,624	2,169	92.8	3.0	4.1

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
経済産 業省	平成 26	77	—	4,736	4,814	2,762	1,205	846	57.3	25.0	17.5
	27	9,796	1,205	—	11,002	6,137	4,020	844	55.7	36.5	7.6
	28	11,598	4,020	—	15,619	11,968	2,338	1,312	76.6	14.9	8.4
	29	16,266	2,338	—	18,605	16,422	1,476	706	88.2	7.9	3.7
	26- 29	歳出予算額の 累計 a		予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	37,739		4,736	42,476	37,290	1,476	3,709	87.7	3.4	8.7

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
国土交 通省	平成 26	25,293	—	39,654	64,948	64,456	332	159	99.2	0.5	0.2
	27	69,158	332	—	69,490	68,081	1,240	168	97.9	1.7	0.2
	28	20,360	1,240	—	21,600	18,133	2,868	598	83.9	13.2	2.7
	29	23,535	2,868	—	26,404	22,841	2,407	1,154	86.5	9.1	4.3
	26- 29	歳出予算額の 累計 a		予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	138,348		39,654	178,002	173,513	2,407	2,081	97.4	1.3	1.1

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
環境省	平成 27	54	—	—	54	53	—	0	99.2	—	0.7
	28	265	—	—	265	173	91	—	65.5	34.4	—
	29	81	91	—	172	172	—	—	100.0	—	—
	27- 29	歳出予算額の 累計 a		予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	400		—	400	400	—	0	99.8	—	0.1

所管	年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額 B	歳出予算現額 C	支出済歳出額 D	翌年度繰越額 E	不用額 F	年度 執行率 D/C	繰越率 E/C	年度 不用率 F/C
原子力 規制委 員会	平成 26	2	—	148	150	6	—	144	4.3	—	95.6
	27	650	—	—	650	326	—	323	50.1	—	49.8
	28	79	—	—	79	72	—	7	90.6	—	9.3
	29	70	—	—	70	63	—	6	90.6	—	9.3
	26- 29	歳出予算額の 累計 a		予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
	小計	802		148	950	468	—	482	49.2	—	50.7

所管	年度	歳出予算額の 累計 a	前年度繰越額	予算決定後移替 増減額の累計 b	歳出予算額等 の累計 c (a+b)	支出済歳出額 の累計 d	29年度における 翌年度繰越 額 e	不用額の累計 f	執行率 d/c	29年度末 における 繰越率 e/c	不用率 f/c
計	平成 25- 29	426,813		—	426,813	295,451	8,987	122,374	69.2	2.1	28.6

イ 加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況をみると、図表7のとおり、29年度末現在で交付額は計2672億余円、執行額又は取崩額は計2222億余円となっている。このうち、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援及び帰還環境整備の3項目の交付額及び執行額又は取崩額が100億円を超えており、道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の2項目よりも多くなっている。これは、後者の2項目は、図表2のとおり、28年度以降に新たに実施されることとなったことにもよるものの、これら2項目の事業規模が小さいことなどにもよるものと考えられる。

図表7 交付対象項目ごとの加速化交付金の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	交付可能額	交付額	左のうち平成25年度から29年度までの実施計画分に係る交付額 A	Aに係る事業実施件数	流用増額 B	流用減額 C	執行額又は取崩額 D	執行率又は基金事業執行率 D/(A+B-C)	国庫返還額 E	執行未済額又は取崩未済額 (A+B-C)-D-E
長期避難者生活拠点形成	191,189	187,299	187,258	308	4,339	4,339	162,278	86.6%	419	24,561
福島定住等緊急支援	17,697	16,141	16,141	223	22	22	15,032	93.1%	-	1,109
帰還環境整備	74,115	62,237	62,106	579	115	115	43,364	69.8%	7	18,734
道路等側溝堆積物撤去・処理支援(注)	3,403	1,456	1,456	50	14	14	1,456	100.0%	-	-
原子力災害情報発信等拠点施設等整備(注)	1,883	146	146	1	-	-	146	100.0%	-	-
計	288,288	267,281	267,109	1,161	4,492	4,492	222,277	83.2%	426	44,405

(注) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の交付額等は新交付金によるものである。

前記のとおり、加速化交付金は、福島県等の事業実施主体が事業計画を作成し、復興庁からの交付可能額通知を受けて交付担当大臣に交付申請を行い、交付決定を受けて事業計画で定めた各事業を実施するものである。

加速化交付金について、交付対象事業別、単年度型事業又は基金型事業の別、基幹事業又は避難者支援事業等若しくは効果促進事業等の別に、29年度末現在の執行状況をみたとところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 各交付対象項目の交付対象事業別の交付額とその執行状況

各交付対象項目における交付対象事業（避難者支援事業等及び効果促進事業等については、関連する基幹事業に含む。）別に29年度末現在の事業実施主体数、事業実施件数、交付額、執行額又は取崩額等をみると、次のとおりである。

a 長期避難者生活拠点形成

長期避難者生活拠点形成については、加速化事業が創設された25年度に基幹事業として28交付対象事業があり、その後、福島県等の事業実施主体の要望等により、29年度末現在では29交付対象事業に増加している。そして、図表8のとおり、13事業実施主体により、29交付対象事業のうち7交付対象事業において、基幹事業と避難者支援事業等とを合わせて計308件（休止している事業2件及び廃止している事業1件を含む。）の事業が実施され、加速化交付金の交付額は1872億余円、執行額又は取崩額は1622億余円となっている。交付対象事業別にみると、国土交通省所管で避難者の居住の安定確保を図るための事業である「災害公営住宅整備事業等」の事業実施件数が179件、交付額が1765億余円、執行額又は取崩額が1529億余円と最も多くなっている。

図表8 長期避難者生活拠点形成の交付対象事業別の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)										
交付対象項目	事業（柱）	番号注(2)	実施番号注(3)	交付対象事業	所管	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額又は取崩額	交付対象項目全体の執行額に占める左の割合
長期避難者生活拠点形成	生活拠点事業	1	1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	国土交通省	9	179	176,592	152,958	94.2%
		2	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		6	36	5,806	5,472	3.3%
		3	3	東日本大震災特別家賃低減事業		6	36	761	679	0.4%
		4	-	公営住宅等ストック総合改善事業		-	-	-	-	-
	関連基盤整備等事業	5	-	交通安全施設等整備事業	警察庁	-	-	-	-	-
		6	-	公立学校施設整備費国庫負担事業	-	-	-	-	-	
		7	-	学校施設環境改善事業	文部科学省	-	-	-	-	-
		8	-	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		-	-	-	-	-
		9	-	埋蔵文化財発掘調査事業		-	-	-	-	-
		10	-	認定こども園整備事業		-	-	-	-	-
		11	-	保育所等の複合化・多機能化推進事業		-	-	-	-	-
		12	-	保育所緊急整備事業		-	-	-	-	-
		13	-	放課後児童クラブ整備事業		-	-	-	-	-
		14	-	児童福祉施設等整備事業		-	-	-	-	-
		15	-	子育て支援のための拠点施設整備事業		-	-	-	-	-
		16	-	介護基盤復興まちづくり整備事業		厚生労働省	-	-	-	-
		17	-	介護基盤の緊急整備等特別対策事業	-		-	-	-	-
		18	4	施設開設準備経費助成特別対策事業	1		4	112	101	0.0%
		19	-	定期借地権利用による整備促進特別事業	-		-	-	-	-
		20	-	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	-		-	-	-	-
		21	-	地域介護・福祉空間整備推進事業	-		-	-	-	-
		22	5	被災者生活支援事業	1		5	1,225	649	0.3%
		23	-	社会福祉施設等施設整備事業	-		-	-	-	-
		24	-	水道施設整備事業	-		-	-	-	-
		25	-	「農」のある暮らしづくり事業	農林水産省	-	-	-	-	-
		26	6	道路事業	国土交通省	11	45	2,358	2,016	1.2%
		27	-	下水道事業		-	-	-	-	-
		28	-	都市公園事業		-	-	-	-	-
		29	7	廃棄物処理施設改良・改修事業		環境省	1	3	400	400
計 注(1) 注(4)						13	308	187,258	162,278	100.0%

注(1) 事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

注(2) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(3) 実施番号は、交付決定実績がある交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(4) 事業実施件数には、休止している事業2件及び廃止している事業1件が含まれているが、このうち休止している1件には加速化交付金は交付されていない。

また、図表8には、休止している事業2件及び廃止している事業1件が含まれている。休止している2件は共に国土交通省所管の道路事業に係るもので、地権者から現地調査への立入りについて了解が得られなかったり、用地の取得が困難となっていたりして、このうち1件は、基金型事業で3944万円の基金を造成したままの状態となっている。

廃止している1件は、同省所管の災害公営住宅整備事業等に係るもので、地権者との用地交渉がまとまらなかったもので、基金型事業で2億余円の基金が造成されたものの、他の基金事業に流用され、4725万余円の基金を保有したままの状態となっている。

なお、29交付対象事業のうち22交付対象事業は、長期避難者の生活拠点形成に必要な事業として設けられたものの、福島県等からの要望がないことから、29年度まで事業の実績はない。

#### b 福島定住等緊急支援

福島定住等緊急支援については、加速化事業が創設された25年度に基幹事業として6交付対象事業があり、その後、福島県等の事業実施主体の要望等により、29年度末現在では7交付対象事業に増加している。そして、図表9のとおり、28事業実施主体により、7交付対象事業の全てにおいて、基幹事業と効果促進事業等とを合わせて計223件の事業が実施され、加速化交付金の交付額は161億余円、執行額又は取崩額は150億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については復興庁所管で地域の子どもの運動機会の確保のための事業である「学校、保育所、公園等の遊具の更新」が116件と最も多くなっており、交付額及び執行額又は取崩額については文部科学省所管で地域の子どもの運動機会の確保のための事業である「地域の運動施設の整備」が共に87億余円と最も多くなっている。



図表9 福島定住等緊急支援の交付対象事業別の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	番号注(2)	実施番号注(3)	交付対象事業	所管	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額又は取崩額	交付対象項目全体の執行額に占める左の割合
福島定住等緊急支援	1	1	学校、保育所、公園等の遊具の更新	復興庁	24	116	3,126	3,074	20.4%
	2	2	福島健康不安対策事業		1	1	1,234	198	1.3%
	3	3	地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	文部科学省	19	69	8,799	8,778	58.3%
	4	4	地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）		1	1	32	32	0.2%
	5	5	地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）		11	30	2,677	2,677	17.8%
	6	6	子育て定住支援賃貸住宅の建設	国土交通省	1	3	260	260	1.7%
	7	7	子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化		1	3	10	10	0.0%
計 注(1)					28	223	16,141	15,032	100.0%

注(1) 事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

注(2) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(3) 実施番号は、交付決定実績がある交付対象事業を通し番号で示したものである。

### c 帰還環境整備

帰還環境整備については、加速化事業が創設された25年度に基幹事業として36交付対象事業があり、その後、福島県等の事業実施主体の要望等により、29年度末現在では48交付対象事業に増加している。そして、図表10のとおり、46事業実施主体により、48交付対象事業のうち30交付対象事業において、基幹事業と効果促進事業等とを合わせて計579件（廃止している事業5件を含む。）の事業が実施され、加速化交付金の交付額は621億余円、執行額又は取崩額は433億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については、内閣府所管で放射線に関する住民の不安の解消に資する取組を実施する事業である「個人線量管理・線量低減活動支援事業」が225件と最も多くなっており、交付額及び執行額又は取崩額については、農林水産省所管で農山村地域の農林業再生の加速化のための事業である「農山村地域復興基盤総合整備事業」の交付額が198億余円、執行額又は取崩額が130億余円と最も多くなっている。このほか、内閣府所管で生活環境の向上対策のために避難指示区域内に長期間放置されている危険物等の処理等を行う事業である「避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業」も執行額又は取崩額が58億余円と多くなっている。なお、48交付対象事業のうち18交付対象事業は、避難住民の早期帰還を促進し地域の再生を加速化させることを目的に設けられたものの、福島県等からの要望がないこ

とから、29年度まで事業の実績はない。

図表10 帰還環境整備の交付対象事業別の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	事業（柱）	番号注(2)	実施番号注(3)	交付対象事業	所管	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額又は取崩額	交付対象項目全体の執行額に占める左の割合
帰還環境整備	生活拠点整備	1	1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	国土交通省	4	7	978	27	0.0%
		2	-	災害公営住宅家賃低廉化事業		-	-	-	-	-
		3	-	東日本大震災特別家賃低減事業		-	-	-	-	-
		4	-	公営住宅等ストック総合改善事業		-	-	-	-	-
		5	2	福島再生賃貸住宅整備事業		3	7	224	189	0.4%
		6	-	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		-	-	-	-	-
		7	3	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		3	3	52	50	0.1%
		8	4	福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）		1	1	98	33	0.0%
		9	-	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）		-	-	-	-	-
		10	-	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）		-	-	-	-	-
		11	5	道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）		2	3	1,875	423	0.9%
		12	-	下水道事業		-	-	-	-	-
		13	6	都市公園事業		1	3	237	127	0.2%
		14	7	公立学校施設整備費国庫負担事業		1	2	289	110	0.2%
		15	8	学校施設環境改善事業		6	30	1,101	537	1.2%
		16	9	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		4	12	429	420	0.9%
		17	10	埋蔵文化財発掘調査事業		2	7	105	41	0.0%
		18	-	エリア放送受信環境整備事業		総務省	-	-	-	-
	生活環境向上対策	19	11	生活環境向上支援事業	復興庁	8	12	1,083	912	2.1%
		20	12	水道施設整備事業	厚生労働省	5	19	1,112	1,085	2.5%
		21	13	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣府	1	4	5,861	5,861	13.5%
	健康管理・健康不安対策	22	14	放射線測定装置・機器等整備支援事業	原子力規制委員会	7	12	427	427	0.9%
		23	15	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府	46	225	4,674	4,316	9.9%
		24	16	相談員育成・配置事業		10	27	649	648	1.4%
		25	-	保健衛生施設等施設・設備整備事業	厚生労働省	-	-	-	-	-
		26	17	被災者生活支援事業	1	6	155	155	0.3%	
		社会福祉施設整備	27	-	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	厚生労働省	-	-	-	-
	28		-	地域介護・福祉空間整備推進事業	-		-	-	-	-
	29		-	社会福祉施設等施設整備事業	-		-	-	-	-
	30		-	介護基盤復興まちづくり整備事業	-		-	-	-	-
	31		-	介護基盤の緊急整備特別対策事業	-		-	-	-	-
	32		-	定期借地権利用による整備促進特別対策事業	-		-	-	-	-
	33		18	施設開設準備経費助成特別対策事業	1		2	52	52	0.1%
	34		-	保育所緊急整備事業	-		-	-	-	-
	35		19	放課後児童クラブ整備事業	1		2	10	1	0.0%
	36		20	児童福祉施設等整備事業	1		3	15	15	0.0%
	37		-	子育て支援のための拠点施設整備事業	-		-	-	-	-
	38		21	認定こども園整備事業	1		1	6	-	-
	39		22	保育所等の複合化・多機能化推進事業	1		2	7	7	0.0%
	農林水産業再開のための環境整備	40	23	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	26	122	19,863	13,069	30.1%
		41	24	農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業		4	7	1,235	896	2.0%
		42	25	農業基盤整備促進事業		6	14	1,777	1,502	3.4%
		43	26	被災地域農業復興総合支援事業		7	19	8,872	4,075	9.3%
		44	-	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		-	-	-	-	-
	商工業再開のための環境整備	45	27	木質バイオマス施設等緊急整備事業	1	1	-	-	-	
		46	28	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	経済産業省	8	19	9,610	7,140	16.4%
		47	29	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業		3	6	1,220	1,212	2.7%
		48	30	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	復興庁	1	1	76	21	0.0%
計 注(1) 注(4)						46	579	62,106	43,364	100.0%

注(1) 事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

注(2) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(3) 実施番号は、交付決定実績がある交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(4) 事業実施件数には、廃止している事業5件が含まれているが、この5件には加速化交付金は交付されていない。

d 道路等側溝堆積物撤去・処理支援

道路等側溝堆積物撤去・処理支援については、加速化事業の交付対象項目に28年度に追加されたものである。基幹事業として1交付対象事業があり、図表11のとおり、13事業実施主体により、基幹事業と効果促進事業等とを合わせて計50件の事業が実施され、新交付金の交付額及び執行額は共に14億余円となっている。

図表11 道路等側溝堆積物撤去・処理支援の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	番号注(1)	実施番号注(2)	交付対象事業	所管	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額	交付対象項目全体の執行額に占める左の割合
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	1	1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	復興庁	13	50	1,456	1,456	100.0%

注(1) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(2) 実施番号は、交付決定実績がある交付対象事業を通し番号で示したものである。

e 原子力災害情報発信等拠点施設等整備

原子力災害情報発信等拠点施設等整備については、加速化事業の交付対象項目に28年度に追加されたものである。追加された当初は基幹事業は1交付対象事業のみであったが、その後、事業実施主体である福島県の要望等により29年度末現在では2交付対象事業に増加している。そして、図表12のとおり、1事業実施主体により、1交付対象事業において、基幹事業1件が実施され、新交付金の交付額及び執行額は共に1億余円となっている。

図表12 原子力災害情報発信等拠点施設等整備の交付対象事業別の交付額とその執行状況（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	番号注(1)	実施番号注(2)	交付対象事業	所管	事業実施主体数	事業実施件数	交付額	執行額	交付対象項目全体の執行額に占める左の割合
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	1	1	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業	復興庁	1	1	146	146	100.0%
	2	-	拠点周辺等環境整備等事業		-	-	-	-	-
	計				1	1	146	146	100.0%

注(1) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

注(2) 実施番号は、交付決定実績がある交付対象事業を通し番号で示したものである。

(イ) 単年度型事業及び基金型事業の別等の執行状況

a 交付対象項目ごとの事業実施件数等

前記のとおり、事業実施主体は、各交付対象項目における交付対象事業を単年度型事業又は基金型事業として実施している。そこで、交付対象項目ごとに、

単年度型事業及び基金型事業の別並びに基幹事業と避難者支援事業等又は効果促進事業等の別に、事業実施件数、交付額、執行額又は取崩額等をみると図表13のとおりとなっていた。

29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億余円、執行額又は取崩額は583億余円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億余円、執行額又は取崩額は1639億余円となっている。基金型事業についてみると、そのほとんどが長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備に係るものであり、復興公営住宅の整備を中心とする長期避難者生活拠点形成で基金型事業の事業実施件数が151件、交付額が1730億余円、取崩額が1485億余円となっていて、帰還環境整備の事業実施件数84件、交付額317億余円、取崩額152億余円より多くなっている。また、事業執行率（交付額に対する執行額又は取崩額の割合をいう。以下同じ。）についても、長期避難者生活拠点形成が85.8%となっていて、帰還環境整備の47.9%より高くなっている。基幹事業と避難者支援事業等又は効果促進事業等の別にみると、基幹事業は事業実施件数計1,161件のうち989件、交付額計2671億余円のうち2623億余円、執行額又は取崩額2222億余円のうち2182億余円と、いずれも大半を占めている。

図表13 交付対象項目ごとの事業実施件数、交付額、執行額又は取崩額等（平成29年度末現在）

（単位：百万円）

交付対象項目	事業実施件数			交付額 A			執行額又は取崩額 B			事業執行率 B/A	執行未済額又は取崩未済額		
	うち基幹事業	うち避難者支援事業等又は効果促進事業等		うち基幹事業	うち避難者支援事業等又は効果促進事業等		うち基幹事業	うち避難者支援事業等又は効果促進事業等			注(1)	うち基幹事業	うち避難者支援事業等又は効果促進事業等
長期避難者生活拠点形成	308	216	92	187,258	183,593	3,665	162,278	159,199	3,079	86.6%	24,561	22,992	1,568
単年度型	157	138	19	14,193	13,882	311	13,757	13,448	309	96.9%	16	15	1
基金型	151	78	73	173,064	169,710	3,353	148,520	145,751	2,769	85.8%	24,544	22,977	1,567
											流用増減額	0	▲0
											注(2)	▲982	982
福島定住等緊急支援	223	180	43	16,141	15,843	298	15,032	14,734	298	93.1%	1,109	1,107	1
単年度型	222	179	43	14,907	14,609	298	14,834	14,535	298	99.5%	73	71	1
基金型	1	1	-	1,234	1,234	-	198	198	-	16.0%	1,036	1,036	-
											流用増減額	▲1	1
帰還環境整備	579	556	23	62,106	61,355	751	43,364	42,815	548	69.8%	18,734	18,532	202
単年度型	495	478	17	30,348	29,988	360	28,120	27,823	297	92.6%	2,219	2,157	62
基金型	84	78	6	31,758	31,367	391	15,243	14,992	250	47.9%	16,514	16,374	140
											流用増減額	-	-
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	50	36	14	1,456	1,395	61	1,456	1,380	75	100.0%	-	-	-
注(3) 単年度型	50	36	14	1,456	1,395	61	1,456	1,380	75	100.0%	-	-	-
基金型											流用増減額	▲14	14
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	1	1	-	146	146	-	146	146	-	100.0%	-	-	-
注(3) 単年度型	1	1	-	146	146	-	146	146	-	100.0%	-	-	-
基金型													
合計 注(1)	1,161	989	172	267,109	262,333	4,775	222,277	218,275	4,001	83.2%	44,405	42,632	1,773
単年度型	925	832	93	61,051	60,020	1,030	58,315	57,334	981	95.5%	2,309	2,243	65
基金型	236	157	79	206,057	202,312	3,744	163,962	160,941	3,020	79.5%	42,095	40,388	1,707

注(1) 執行未済額又は取崩未済額は、加速化交付金の交付を受けた後国庫に返還された額及び事業間で流用した額があるため、交付額から執行額又は取崩額を差し引いた額と一致しないものがある。

注(2) 「流用増減額」は、基幹事業と効果促進事業等の間の流用額を記載しており、このほかに、基幹事業間での流用額及び効果促進事業等間での流用額もある。

注(3) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の交付額等は新交付金によるものである。

b 基金型事業における事業費の取崩しが終了した後の基金の保有状況等

基金型事業での取崩未済額は、図表13のとおり、420億余円となっている。この取崩未済額には、事業計画に基づき30年度以降に基金から取り崩す予定のもののほか、既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額も含まれている。前記のとおり、基金型事業を実施する場合には、同一の所管府省庁等に係る基金型事業の間において加速化交付金を流用できることとなっている。そして、流用を行った上で、なお残額がある場合には、基金廃止後に一括して国庫に返還されることとなる。一方、長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備

の各基金管理運営要領によれば、基金の額が事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると交付担当大臣が認めた場合には、その額を交付担当大臣の指示に従い国庫に返還しなければならないこととされている。そして、基金の額が過大であるとして、交付担当大臣の指示により国庫に返還された事例は、29年度末現在で見受けられなかった。

そこで、調書による確認ができなかった避難指示・解除区域11市町村を除き、29年度末現在で既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について、同年度末までに実際に行った流用の件数及び同年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、図表14のとおりとなっていた。すなわち、福島県では122件のうち19件で、本宮市では9件のうち1件で、伊達郡桑折町では3件のうち1件で、安達郡大玉村では3件のうち1件で流用を行った結果、同年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額は、3省<sup>(注10)</sup>に係る165億余円となっていた。一方、29年度末現在で、福島県及び上記の3市町村が上記保有額を流用することができる継続中の基金型事業をみたところ、福島県は45事業と多いが、3市町村では2町村の2事業となっていて、本宮市では基金として保有する2億余円を流用できる事業がなく、使用する見込みのない基金を保有している状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例> 基金型事業において、流用できる継続中の事業がなく、使用する見込みのない基金を保有しているもの

福島県本宮市は、新交付金の長期避難者生活拠点形成に係る交付対象事業である国土交通省所管の「災害公営住宅整備事業等」及び「道路事業」を、平成26年度から29年度までの間に、新交付金22億余円の交付を受けて基金型事業により計9件実施している。このうち、7件が「災害公営住宅整備事業等」であり、その内訳は、復興公営住宅を整備する事業が3件、復興公営住宅の専用駐車場を整備する事業が3件、復興公営住宅のコミュニティ交流広場を整備する事業が1件となっている。また、2件が「道路事業」であり、その内訳は、市道を改良する事業が1件、市道の交通安全施設を設置する事業が1件となっている。そして、29年度までにこれら9件の事業は全て完了して、基金の取崩額の累計額は19億余円となっていて、残額として2億余円の基金を保有している。

国土交通省所管の基金型事業で実施する事業は上記9件の事業のみであり、上記の基金を流用できる継続中の事業はないことから、復興庁及び福島県は基金の残額の返還に向けて協議を実施しているが、令和元年5月末現在で、当該基金の残額の返還に至っていなかった。

福島県、桑折町又は大玉村が実施する3省に係る基金型事業で継続中のものについて、交付対象事業費の累計額、取崩額の累計額及び基金の保有額をみると、図表14のとおり、福島県では、交付対象事業費の累計額464億余円のうち基金を260億余円取り崩して執行し、29年度末現在で基金の保有額は269億余円となっている。桑折町では、交付対象事業費の累計額6903万余円のうち基金を699万余円取り崩して執行し、29年度末現在で基金の保有額は1億5531万余円となっている。大玉村では、交付対象事業費の累計額1億9482万余円のうち基金を6961万円取り崩して執行し、29年度末現在で基金の保有額は3億7553万余円となっている。

図表14 事業費の取崩しが終了した後の基金の保有状況等（平成29年度末現在）

(単位：百万円)

交付対象項目	所管	事業実施主体	完了事業数	うち流用を行った事業数	流用可能な加速化交付金の保有額(A)	(A)を流用できる継続中の事業数(B)	(B)の事業に係る交付対象事業費の累計	(B)の事業に係る取崩額の累計	(B)の事業に係る基金の保有額(C)	保有する基金の額(A)+(C)
国土交通省	福島県	106	14	15,810	13	25,281	16,086	4,576	20,387	
	本宮市	9	1	265	-	-	-	-	265	
	桑折町	3	1	107	1	69	6	48	155	
	大玉村	3	1	289	1	194	69	86	375	
帰還環境整備	農林水産省	福島県	15	5	40	27	19,882	9,294	5,924	5,964
小計	3省	福島県	122	19	15,862	45	46,429	26,029	11,076	26,938
		3市町村	15	3	662	2	263	76	134	796
計			137	22	16,524	47	46,693	26,106	11,210	27,734

各実施要綱により、加速化事業において、基金型事業による事業実施及び一定の範囲での加速化交付金の流用を可能としていることは、柔軟な事業実施を可能にするものである。一方で、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がない場合や、流用できる事業があったとしても、その事業規模に照らして保有する基金の額が過大であると判断される場合には、事業の終了又は事業計画期間の期限の到来等による基金廃止を待たずに国庫に返還することを考慮する必要がある。

なお、東日本大震災により、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のための事業に交付され、加速化交付金と同様に基金を設置造成等して事業を実施している交付金である東日本大震災復興交付金では、事業の終了等の前に

明らかとなった基金残余見込額を返還することとしている。返還に当たっては、事業の終了等の前に明らかとなった基金残余見込額について、国庫への返還を要することを周知する事務連絡を復興庁から各自治体に発出し、各自治体による基金残余見込額の調査を経て、所管省から基金の残余额として認定する金額が通知され、この通知額を基に国庫への返還が行われている。

(注10) 3省 厚生労働、農林水産、国土交通各省

(ウ) 30年度以降も引き続き継続中の事業

福島県等が実施した単年度型事業及び基金型事業で、29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も引き続き継続中の事業について、調書による確認ができなかった避難指示・解除区域11市町村を除いて交付対象項目ごとにとみると、図表15のとおり、単年度型事業では内閣府、復興庁、農林水産、国土交通両省が所管する41事業となっていて、基金型事業では文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通各省が所管する24事業となっている。特に、単年度型事業では、加速化交付金の交付対象項目に28年度から追加された道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る復興庁所管の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業で6事業実施主体の27事業が、基金型事業では、長期避難者生活拠点形成に係る国土交通省所管の災害公営住宅整備事業等で1事業実施主体の9事業が継続中となっていて、他の交付対象事業と比べて多くなっている。

30年度以降も引き続き継続中となっている理由を確認したところ、福島県等によると、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業では、前記のとおり、計画の策定方法に課題があったことなどによるとしている。災害公営住宅整備事業等では、用地取得に時間を要したこと、宅地の造成に時間を要することが判明し、計画の見直しを行ったことなどとしている。



図表15 平成29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度も引き続き継続中の事業（平成29年度末現在）

交付対象項目	事業（注）	交付対象事業	所管	事業実施 主体数	単年度型事業、 基金型事業の別	継続事 業数	
長期避難者生活拠点形成	生活拠点事業	災害公営住宅整備事業等	国土交通省	1	基金型事業	9	
	関連基盤整備等 事業	被災者生活支援事業	厚生労働省	1	基金型事業	5	
		道路事業		国土交通省	1	単年度型事業	5
					1	基金型事業	3
帰還環境整備	生活拠点整備	埋蔵文化財発掘調査事業	文部科学省	1	基金型事業	1	
	健康管理・健康 不安対策	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府	1	単年度型事業	5	
	農林水産業再開 のための環境整 備	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	2	単年度型事業	3	
				2	基金型事業	5	
				1	基金型事業	1	
道路等側溝堆積物撤去・処理支 援	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	復興庁	6	単年度型事業	27		
原子力災害情報発信等拠点施設 等整備	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業	復興庁	1	単年度型事業	1		
計（注）			4府省庁	8	単年度型事業	41	
			4省	2	基金型事業	24	

（注）事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

#### ウ 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、図表16のとおり、生活環境整備事業及び帰還・再生事業が創設された24年度の支出済歳出額は4億余円で、年々増加して28年度には98億余円となったが、29年度は80億余円と減少し、支出済歳出額の累計額は381億余円となっている。年度執行率をみると、年々上昇して28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。復興庁によると、これは、避難指示・解除区域市町村の避難指示の解除が進んだ状況を踏まえ29年度に歳出予算現額が増加した一方で、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等における事業計画書の策定及び関係者間の調整に多くの日数を要したことなどから不用額が増加したことによるとしている。

翌年度繰越額は、24年度の245億余円が最多となっているが、復興庁によると、これは、平成24年度補正予算により創設され、208億余円が措置された帰還・再生事業で24年度中に執行が完了しなかったことによるとしている。

不用額は、25年度の195億余円が最多となっているが、復興庁によると、これは、事業計画書を変更し事業規模を見直したこと及び契約価格が予定を下回ったことに

よるとしている。

図表16 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況（平成24年度から29年度まで）

(単位：百万円、%)

年度	歳出予算額	歳出予算現額 A	支出済歳出額 B	翌年度繰越額 C	不用額 D	年度 執行率 B/A	繰越率 C/A	年度 不用率 D/A
平成24年度	25,005	25,005	415	24,527	62	1.6	98.0	0.2
25年度	7,145	31,672	4,745	7,402	19,525	14.9	23.3	61.6
26年度	9,837	17,239	6,950	8,651	1,637	40.3	50.1	9.5
27年度	6,785	15,437	8,239	5,852	1,344	53.3	37.9	8.7
28年度	7,560	13,413	9,815	2,411	1,186	73.1	17.9	8.8
29年度	18,100	20,512	8,004	4,993	7,514	39.0	24.3	36.6
計	74,435	-	38,169	-	31,272	-	-	-

前記のとおり、環境整備等委託事業は、それまで別々に行っていた生活環境整備事業及び帰還・再生事業を27年度に統合したものである。当初予算についてみると、図表17のとおり、生活環境整備事業については、24年度から26年度までは①（目）福島避難解除等区域生活環境整備事業費として、また、25年度から27年度までは②（目）福島避難解除等区域生活環境整備事業委託費として計上されており、帰還・再生事業については、24年度から27年度までは③（目）福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費として計上されている。両事業が統合された27年度からは④（目）福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費として計上されている。

これら予算の執行状況をみると、図表17のとおり、全ての執行が完了している上記①から③までの予算科目で24年度から27年度までの間に措置された歳出予算額の累計額は419億余円、支出済歳出額の累計額は194億余円となっていて、執行率は46.3%にとどまっている。また、上記①から③までの予算科目の累計額に④（目）福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費（29年度において翌年度に繰り越された額を除く。）を加えた29年度までの累計額でも、執行率は54.9%にとどまっている。

予算科目別にみると、（目）福島避難解除等区域生活環境整備事業費の予算執行率は29.8%と他の予算科目に比べて低くなっている。復興庁によると、これは、避難指示区域の見直しや国直轄による除染事業の実施が遅れ、避難指示・解除区域市町村が当初見込んでいた事業計画書の策定ができなかったため一部の事業を実施しなかったこと、事業規模が予定を下回ったこと及び25年度からは同種事業を福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費により実施したことによるとしている。

る。

図表17 環境整備等委託事業に係る予算科目別の予算及び決算の状況（平成24年度から29年度まで）

(単位：百万円、%)

委託対象項目	予算科目		年度	歳出予算額 A	前年度繰越額	歳出予算現額 B	支出済歳出額 C	翌年度繰越額 D	不用額 E	年度執行率 又は執行率 C/B (又は C/A)	繰越率 D/B	年度不用率 又は不用率 E/B (又は E/A)	
	組織・項	目											
生活環境整備事業	復興庁・福島避難解除等区域生活環境整備事業費	①福島避難解除等区域生活環境整備事業費	平成24年度	4,200	—	4,200	373	3,773	52	8.9	89.8	1.2	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	25年度	—	3,773	3,773	753	132	2,887	19.9	3.5	76.5	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	26年度	—	132	132	124	—	8	93.7	—	6.2	
		小計		4,200			1,251		2,948	29.8		70.1	
	復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	②福島避難解除等区域生活環境整備事業委託費	平成25年度	2,350	—	2,350	—	2,350	—	—	—	100.0	—
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	26年度	1,871	2,350	4,221	1,413	1,871	936	33.4	44.3	22.1	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	27年度	—	1,871	1,871	1,688	—	183	90.1	—	9.8	
		小計		4,221			3,101		1,120	73.4		26.5	
帰還・再生事業	復興庁・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費	③福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費	平成24年度	20,805	—	20,805	41	20,754	10	0.1	99.7	0.0	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	25年度	4,795	20,754	25,549	3,991	4,919	16,638	15.6	19.2	65.1	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	26年度	7,965	4,919	12,885	5,412	6,779	692	42.0	52.6	5.3	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	27年度	—	6,779	6,779	5,649	—	1,130	83.3	—	16.6	
	小計		33,566			15,094		18,471	44.9		55.0		
計(α)			41,988			19,448		22,540	46.3		53.6		
生活環境整備事業及び帰還・再生事業	復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	④福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費	平成27年度	6,785	—	6,785	901	5,852	30	13.2	86.2	0.4	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	28年度	7,560	5,852	13,413	9,815	2,411	1,186	73.1	17.9	8.8	
		復興庁・原子力災害復興再生支援事業費	29年度	18,100	2,411	20,512	8,004	4,993	7,514	39.0	24.3	36.6	
		小計		32,446			18,721		8,732	(注) 68.1		(注) 31.8	
計(β)			32,446			18,721		8,732	(注) 68.1		(注) 31.8		
合計(α+β)			74,435			38,169		31,272	(注) 54.9		(注) 45.0		

(注) 計(β)の執行率及び不用率は、歳出予算額の累計額(A)として、平成27年度から29年度までの間の歳出予算額の累計額324億4674万円から29年度の翌年度繰越額49億9332万円を減じた額を用いている(合計(α+β)についても同様)。

エ 環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

前記のとおり、環境整備等委託事業の委託対象項目には、生活環境整備事業及び帰還・再生事業がある。

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は、図表18のとおり381億余円となっている。委託対象項目ごとにみると、生活環境整備事業に係る支払額は113億余円となっていて、そのほとんどは、学校や道路等の点検、清掃、修繕等を実施する「①清掃等の行為」となっている。帰還・再生事業に係る支払額は268億余円となっており、このうち、支払額が135億余円と最も多い「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」は、避難解除等区域等において、火災等の危険を低減し同区域を保全するために必要な限度で除草作業や家屋の撤去作業等を実施するものである。

年度別の委託費の状況をみると、24年度の4億余円から年々増加し、28年度は98億余円と増加しているが、29年度は公共施設等の機能回復を図る「①清掃等の行為」が9億余円減少したことなどから、80億余円と減少している。委託対象事業別に支払額の推移をみると、帰還・再生事業のうち「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」が26年度に29億余円となっており、前年度の8億余円から大幅に増加している。これは、25年度に設計・調査等を実施した防災・防犯のための警備システムを、26年度に実際に整備したことなどによるものである。

図表18 委託対象項目別の年度ごとの委託費支払額（平成24年度から29年度まで）

(単位：百万円)

委託対象項目	委託対象事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
生活環境整備事業		373	753	1,537	2,590	3,522	2,566	11,343
	①清掃等の行為	365	747	1,525	2,579	3,515	2,557	11,290
	②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為	8	5	12	10	7	8	53
帰還・再生事業		41	3,991	5,412	5,649	6,292	5,438	26,826
	①生活基盤施設・サービスの代替・補完	-	165	272	101	81	91	712
	②地域コミュニティ機能の維持・確保	-	337	731	1,123	1,309	823	4,325
	③避難区域の荒廃抑制・保全対策	18	819	2,901	2,718	3,701	3,404	13,564
	④住民の一時帰宅支援	12	333	305	293	929	852	2,725
	⑤横断的事項	-	30	101	109	72	13	326
	⑥その他	10	2,305	1,100	1,304	198	252	5,170
合計		415	4,745	6,950	8,239	9,815	8,004	38,169

(注) 帰還・再生事業の「⑥その他」は住民の帰還に資する事業であり、①から⑤に分類することができない事業及び平成25年度に新交付金の交付対象項目である帰還環境整備に統合された事業の25年度以前の実施分を含む。

## (2) 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

### ア 加速化事業の実施状況

#### (ア) 長期避難者生活拠点形成の実施状況

(注11)

長期避難者生活拠点形成は、図表8のとおり、6省庁が所管する29基幹事業と避難者支援事業等から構成されており、事業の対象地域は長期避難者が多数居住する避難先市町村であり、事業実施主体は福島県等とされている。このうち、加速化交付金の執行額又は取崩額が1529億余円に上り長期避難者生活拠点形成の94.2%を占める災害公営住宅整備事業等の復興公営住宅の整備の状況をみたと、次のような状況となっていた。

(注11) 6省庁 警察庁、文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各省

a 復興公営住宅の整備状況

25年6月に福島県が作成した第一次福島県復興公営住宅整備計画によれば、復興公営住宅は、おおむね3,700戸を27年度までの入居を目指して整備することとされ、25年12月に同県が作成した第二次福島県復興公営住宅整備計画では、整備計画戸数を上乗せして計4,890戸を整備し、上乗せした戸数については27年度以降早期に入居できるよう整備を進めることとされている。これらの整備計画戸数は25年5月に復興庁等が公表した住民意向調査の結果等を基に作成されている。

復興庁が公表している「長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針」等によれば、図表19のとおり、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,512戸は福島県が、378戸は7市町村がそれぞれ事業実施主体として整備することとされている。そして、上記のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備計画戸数に対する整備済戸数の割合（以下「整備率」という。）は96.2%となっていた。整備済みとなっていない183戸のうち60戸は29年度末現在で整備中であり、建設が保留されている123戸は、知事を本部長として設置された新生ふくしま復興推進本部による新生ふくしま復興推進本部会議において、整備、募集、入居状況等に鑑み、今後の需要に応じて建設保留を解除する方針としている。

図表19 復興公営住宅の整備状況（平成29年度末現在）

(単位：戸、%、百万円)

事業実施主体	整備計画戸数 A	整備済戸数 B	整備率 C=B/A	交付額 D	執行額 E	整備中の戸数 F	建設保留の戸数 G
福島県	4,512	4,329	95.9	160,945	141,179	60	123
本宮市	61	61	100.0	2,123	1,881	—	—
桑折町	64	64	100.0	1,809	1,666	—	—
川俣町	40	40	100.0	1,135	623	—	—
大玉村	59	59	100.0	1,900	1,601	—	—
川内村	25	25	100.0	697	644	—	—
葛尾村	106	106	100.0	3,788	1,756	—	—
飯舘村	23	23	100.0	526	526	—	—
計	4,890	4,707	96.2	172,927	149,879	60	123

整備済みの4,707戸の復興公営住宅について、市町村ごとの位置図を示すと、図表20のとおり、整備済戸数のうちの大部分は、福島県が事業実施主体となっ

て整備している復興公営住宅であり、主に、いわき、南相馬、郡山、福島、二本松各市において整備されている。

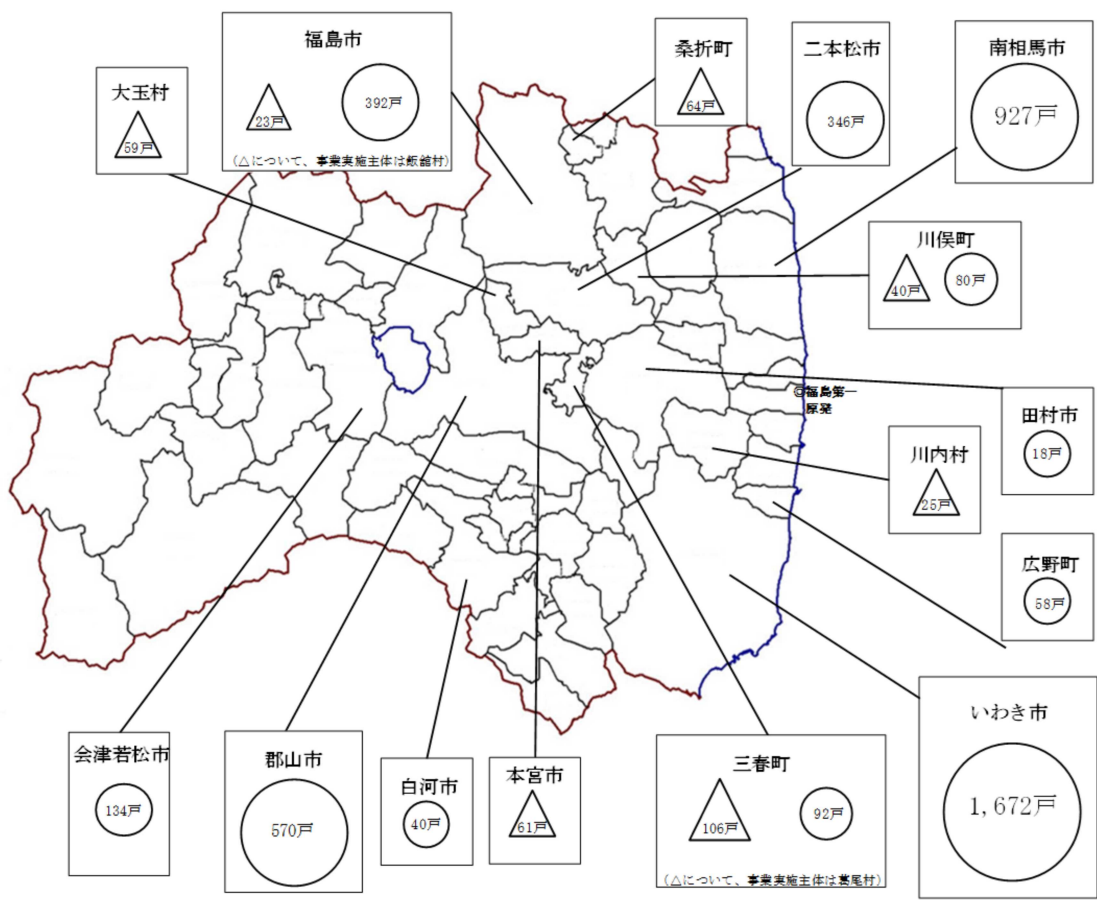
また、本宮市、桑折町、大玉村は、その市町村区域内には避難指示区域が含まれていないものの、それぞれが避難元市町村と協定を締結するなどして復興公営住宅を整備している。

伊達郡川俣町及び双葉郡川内村は、その町村区域内の一部が避難指示区域に設定されていた時期があり、避難指示区域に設定されなかった区域に自ら事業実施主体となって復興公営住宅を整備している。

双葉郡葛尾村及び相馬郡飯舘村は、村内の区域全てが避難指示区域に設定されていた時期があったことから、両村自ら事業実施主体となって、葛尾村は田村郡三春町に、飯舘村は福島市に、それぞれ復興公営住宅を整備している。

このように、一部の避難元市町村は、それぞれの市町村の避難状況を踏まえて、避難先市町村と協定を締結して、事業実施主体として復興公営住宅の整備を進めている。

図表20 復興公営住宅の整備状況（位置図）（平成29年度末現在）



○…福島県が事業実施主体となって建設整備した復興公営住宅  
 △…市町村が事業実施主体となって建設整備した復興公営住宅

(注) ○及び△の大きさは、整備戸数の規模に応じて、戸数が100戸未満、100戸以上500戸未満、500戸以上1,000戸未満、1,000戸以上の4段階で示している。

b 復興公営住宅の入居等の状況

(a) 復興公営住宅の入居資格

福島県が整備した復興公営住宅の28年度末現在における入居資格は、南相馬市、双葉郡富岡、大熊、双葉、浪江各町、飯館村に設定された避難指示区域に23年3月11日に居住していたこと、既に他の復興公営住宅に入居していないこと、避難指示区域の外に居住可能な住居を有していないことなどとなっている。

福島県以外の地方公共団体が整備した復興公営住宅の入居資格は、避難指示区域に設定された区域を有する市町村が事業実施主体である場合には、当該市町村に居住していた者となるが、避難指示区域に設定された区域を有し

ていたことがない避難先市町村が、避難元市町村と協定を締結して事業を実施する場合には、避難元市町村に居住していた者となっている。

(b) 復興公営住宅の配分状況等

復興公営住宅は、復興庁等が共同で実施した住民意向調査の結果等を踏まえて、整備が進捗するごとに各避難元市町村や長期避難者の実情を勘案するなどして、福島県が市町村ごとの整備戸数を決定し、避難元市町村との個別協議を行った上で、団地等の単位ごとに入居対象となる避難元市町村の長期避難者に対する配分を決めている。これは、コミュニティ維持等の観点から、団地等ごとに、市町村単位や親族同士等、ある程度のまとまりを持って入居することができるように配慮していることによるものである。

福島県が事業実施主体となって整備し、入居が開始された復興公営住宅について、避難元市町村別に長期避難者への配分状況をみると、図表21のとおり、南相馬市等7市町村に配分されており、複数の避難元市町村に配分されている復興公営住宅を除くと、浪江、富岡、大熊、双葉各町を避難元市町村とする長期避難者に対して比較的多く配分されている。

一方、避難指示・解除区域市町村のうち田村市等5市町村への配分は全く行われていない。福島県によれば、復興公営住宅は、長期避難を余儀なくされる世帯を対象に、恒久的に使用する住宅を整備するものであり、配分が行われていない5市町村については、比較的早期に避難指示が解除されるなどした区域等であり、住民の一日も早い帰還を目指す区域であることから、当該市町村も配分対象とすると、整備戸数の大幅な増加、帰還の遅れや避難先への移住の促進につながるおそれがあるためとしている。なお、川内、葛尾両村については、両村が事業実施主体として復興公営住宅を整備している。



図表21 福島県が事業実施主体となっている復興公営住宅4,329戸の配分状況（平成29年度末現在）

（単位：地区、戸）

長期避難者の避難元市町村	配分されている復興公営住宅の所在する市町村数	配分されている復興公営住宅の所在する地区数	配分されている復興公営住宅の戸数
田村市	—	—	—
南相馬市	1市	2	122
川俣町	1町	1	12
広野町	—	—	—
檜葉町	—	—	—
富岡町	4市町	19	794
川内村	—	—	—
大熊町	5市町	18	515
双葉町	4市	10	345
浪江町	6市町	26	1,717
葛尾村	—	—	—
飯館村	3市町	5	169
共通	8市町	25	655

（注）「共通」は各地区の復興公営住宅のうち、特定の避難元市町村ではなく複数の避難元市町村に配分されているものである。

市町村が事業実施主体となって整備している復興公営住宅の入居対象等の状況は、図表22のとおり、事業実施主体は7市町村で、入居対象となる長期避難者の避難元市町村は7町村となっている。

図表22 市町村が事業実施主体となっている復興公営住宅378戸の状況（平成29年度末現在）

（単位：戸）

事業実施主体	復興公営住宅の所在する市町村	入居対象となる長期避難者の避難元市町村	戸数
本宮市	本宮市	浪江町	56
本宮市	本宮市	大熊町	5
桑折町	桑折町	浪江町	64
川俣町	川俣町	川俣町	40
大玉村	大玉村	富岡町	59
川内村	川内村	川内村	25
葛尾村	三春町	葛尾村	106
飯館村	福島市	飯館村	23

(c) 復興公営住宅の入居状況

福島県及び7市町村が事業実施主体として整備した整備済の復興公営住宅4,707戸のうち、調書による確認ができなかった川俣町、川内、葛尾、飯舘各村が事業実施主体となって整備している194戸を除いた4,513戸の29年度末現在の入居の状況についてみると、図表23のとおり、空室となっている戸数（以下「空室数」という。）は計590戸、整備済戸数に対する空室数の割合（以下「空室率」という。）は13.0%となっている。このうち、比較的空室率の高い福島県（空室数579戸、空室率13.3%）及び大玉村（空室数8戸、空室率13.5%）が事業実施主体として整備した復興公営住宅が空室となっている理由には、29年度末までに入居が開始されていなかったことによるものもあるが、福島県及び大玉村によると、入居開始時には一旦満室となったものの、その後、入居者が自宅を取得して転居したり、親族宅等へ転居したりなどしたことによるものもあるとしている。

なお、復興公営住宅のうち、継続して1年を超えて空室状態が続く場合の当該空室に対する対応について調書により確認したところ、福島県は、空室が出た都度、定期的に入居者を募集しているが、募集に対して応募が少ない状況であるとしている。また、空室解消の方策について、福島県は、引き続き定期的な募集を続けていくとしており、大玉村は、30年度から特定の避難元市町村以外の避難元市町村からの長期避難者も入居対象として拡大して募集している。

図表23 復興公営住宅の入居の状況（平成29年度末現在）

(単位：戸、%)

事業実施主体	整備済戸数 A	入居戸数 B	空室数 C = A - B	空室率 D = C / A
福島県	4,329	3,750	579	13.3
本宮市	61	61	—	—
桑折町	64	61	3	4.6
大玉村	59	51	8	13.5
計	4,513	3,923	590	13.0

上記のとおり、復興公営住宅は、入居者の転居等に伴い、定期的に入居者を募集しても空室が解消されない状況にある。また、帰還困難区域等を除いて避難指示が解除され、避難元市町村への帰還がより一層進むなど利用環境

に変化が生じており、それに伴い空室が増加していくことが見込まれる。

一方、多額の国費を投入して整備された復興公営住宅については、極力有効に活用することが望まれる。復興庁によると、福島県は、29年度から、募集対象者を避難指示が解除された区域に23年3月11日に居住していた者にも拡大するなど、復興公営住宅の一層の活用を図っているとしている。

また、公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、災害発生から3年を経過した後、被災者等以外の一般の入居者に貸与等を行うことが可能となっていることを踏まえて、事業実施主体は、今後、復興公営住宅に対して、原子力災害による被災者からの需要がなかったり、長期間空室状態が継続したりする場合には、入居者のコミュニティ維持に留意しつつ、地震・津波による被災者や、原子力災害又は地震・津波による被災者以外の者を対象として募集を行うことについても検討する余地があると認められる。

上記について、復興庁によると、福島県は令和元年8月に、地震・津波被災者及び「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年法律第48号）に定める被災者を復興公営住宅の入居資格を有する者に加えたとしている。

#### c 復興公営住宅整備に係る避難者支援事業等

前記のとおり、避難者支援事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業とされている。

そして、復興公営住宅整備に係る避難者支援事業等の実施状況についてみると、図表24のとおり、復興公営住宅の住民等が使用する駐車場整備事業が69事業、執行額計11億余円と、全事業数の75.0%、全執行額の38.4%を占めている。その他、診療所スペースの整備や高齢者サポートセンターの整備を行う生活サポート施設整備事業が5事業、執行額8億余円等となっている。また、復興公営住宅の入居事務を円滑に行えるよう入居センターを設置するとともに、ソフト面を支援する事業として入居相談事業を実施するなどしている。

図表24 復興公営住宅整備に係る避難者支援事業等の実施状況（平成29年度末現在）

（単位：事業、百万円）

避難者支援事業等の内容	事業実施主体	事業数	執行額
駐車場整備事業	福島県	59	1,114
駐車場整備事業	7市町村	10	71
生活サポート施設整備事業	福島県	5	827
新たな木造建築技術を活用した公営住宅整備	福島県	2	628
入居相談事業	福島県	2	148
コミュニティ交流広場整備事業	3市村	4	137
先行展示施設整備事業	福島県	4	84
公園等整備事業	福島県	1	16
関連広場整備事業	桑折町	1	6
子育て支援施設充実事業	飯舘村	1	24
保全情報整備事業	福島県	1	15
県営住宅管理システム	福島県	1	—
公営住宅管理システム	大玉村	1	2
計		92	3,079

(イ) 福島定住等緊急支援の実施状況

(注12)

福島定住等緊急支援は、図表9のとおり、3省庁が所管する7基幹事業と効果促進事業等から構成されている。調書による確認ができなかった避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村における福島定住等緊急支援の実施状況について見たところ、次のような状況となっていた。

(注12) 3省庁 復興庁、文部科学、国土交通両省

a 基幹事業の実施状況

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は、図表25のとおり、29年度末現在で計135億余円となっている。このうち、子どもの運動機会の確保のための事業は、計130億余円となっていて、復興庁所管事業が27億余円、文部科学省所管事業が77億余円、国土交通省所管事業が25億余円となっており、同事業は、福島定住等緊急支援に係る事業の96.5%を占める状況となっている。

図表25 福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額（平成25年度から29年度まで）

(単位：百万円、%)

交付対象事業	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	
福島定住等緊急支援(A)=(B)+(H)	647	4,646	4,684	2,770	601	13,350	
子どもの運動機会の確保のための事業計(B)=(C)+(F)+(G)	647	4,387	4,681	2,766	598	13,080	
割合(B)/(K)						96.5	
学校、保育所、公園等の遊具の更新(C)	復興庁所管	421	1,625	670	3	12	2,733
地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）(D)	文部科学省所管	62	1,791	2,884	2,397	585	7,721
地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）(E)		1	31	—	—	—	32
小計(F)=(D)+(E)		64	1,822	2,884	2,397	585	7,753
地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）(G)	国土交通省所管	161	939	1,127	365	—	2,593
子どもの運動機会の確保のための事業以外の事業(H)	国土交通省所管	0	258	2	4	3	269
福島定住等緊急支援（健康不安対策）(I)	復興庁所管	—	—	—	—	198	198
合計(K)=(A)+(I)		647	4,646	4,684	2,770	799	13,548

b 効果促進事業等の実施状況

各市町村が29年度末までに実施した子どもの運動機会の確保のための事業に係る効果促進事業等についてみると、図表26のとおり、復興庁所管事業では19市町村のうち5市町村（26.3%）が、また、国土交通省所管事業では10市町村のうち6市町村（60.0%）が実施している。その多くは、ソフト事業であるプレイリーダー養成事業等となっている。文部科学省所管事業では16市町村のうち12市町村（75.0%）が実施しており、その多くは基幹事業では実施することができないハード事業である運動施設に係る駐車場整備や運動施設の外構工事となっている。

図表26 効果促進事業等の実施状況（平成29年度末現在）

(単位：%)

交付対象事業	所管省庁	事業実施主体数(A)	左のうち効果促進事業等を実施している事業実施主体数		具体的な事業内容
			(B)	割合(B)/(A)	
学校、保育所、公園等の遊具の更新	復興庁	19	5	26.3	プレイリーダー養成事業等
地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	文部科学省	16	12	75.0	駐車場整備事業、外構整備事業等
地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）		1	—	—	
地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）	国土交通省	10	6	60.0	プレイリーダー養成事業等
計		22	15	68.1	

注(1) 事業実施主体は重複しているため、各交付対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

注(2) プレイリーダーとは、子どもたちがいきいきと、楽しんで運動するために興味や関心を引き出したり、楽しむための環境を作る人のことをいう。

(ウ) 帰還環境整備の実施状況

(注13)

帰還環境整備は、図表10のとおり、9府省庁等が所管する48基幹事業と効果促進事業等から構成されている。基幹事業のうち、農林水産業再開のための環境整備として福島県が実施している事業で加速化交付金の執行額又は取崩額が130億余円と最も多くなっており、帰還環境整備全体の30.1%を占めている農山村地域復興基盤総合整備事業、生活環境の向上を支援する事業として福島県等が実施している事業で同執行額が58億余円と最も多くなっている避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業及び225件の事業が実施され、事業実施件数が最も多くなっている個人線量管理・線量低減活動支援事業の3つの交付対象事業について、その実施状況をみると、次のような状況となっていた。

(注13) 9府省庁等 内閣府、復興庁、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通各省、原子力規制委員会

a 農山村地域復興基盤総合整備事業の実施状況

(a) 農山村地域復興基盤総合整備事業の実施状況

農山村地域復興基盤総合整備事業は、原子力災害により被災した農山村地域の農林業再生の加速化のために、農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備に対する支援を行うものである。対象地域は避難指示・解除区域市町村であり、事業実施主体は福島県等となっている。対象事業は農地整備事業、水利施設整備事業等13事業であり、このうち福島県が事業実施主体となるものは、図表27のとおり、6事業となっている。

29年度末現在で対象事業の事業数が最も多いものは復興整備実施計画の21事業（総事業費6億余円）であり、次に多いのは農地整備事業の19事業（同10億余円）となっており、両事業で大半を占めている。復興整備実施計画は、農地整備事業等を今後行う予定である地域の諸条件等について、対象区域ごとに調査、計画及び設計を行い、復興整備実施計画を策定するものであり、6市町村の21区域において策定されている。農地整備事業は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するために、水田地帯等における必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施するものであり、2市の19区域において農業生産性の向上等のためのほ場の大区画化等を実施するなどしている。

図表27 福島県が事業実施主体として実施した農山村地域復興基盤総合整備事業の実施状況（平成29年度末現在）

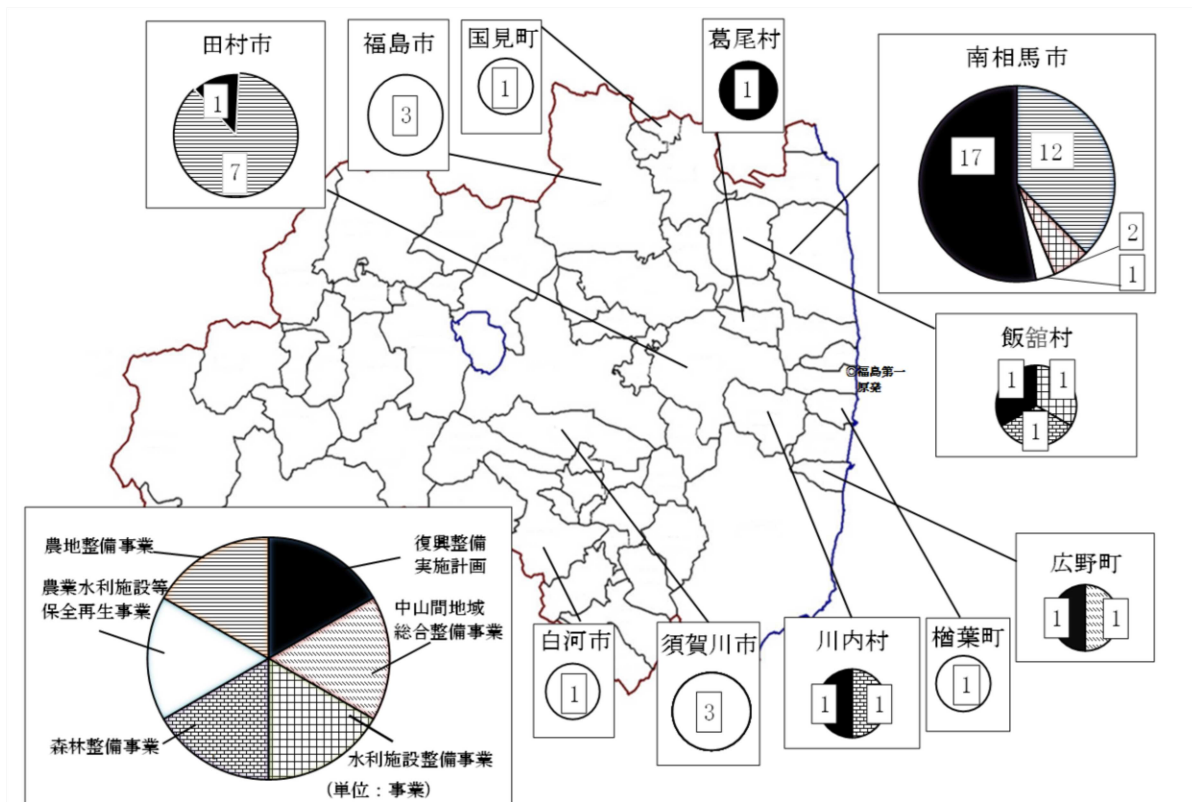
（単位：千円）

交付対象事業	事業数	事業実施市町村数	総事業費（実績額）	事業費（実績額）のうち本交付金額
農地整備事業	19	2	1,002,211	797,771
水利施設整備事業	3	2	780,693	585,519
農業水利施設保全再生事業	1	6	829,678	622,258
中山間地域総合整備事業	1	1	—	—
森林整備事業	2	2	387,262	281,547
復興整備実施計画	21	6	652,857	652,857
計	47	11	3,652,701	2,939,952

上記の47事業について、29年度末までの市町村ごとの実施状況を示すと、図表28のとおり、復興整備実施計画は南相馬市の区域において大半が実施されており、また、農地整備事業は全ての事業が南相馬、田村両市で実施されている。農業水利施設等保全再生事業は、農地・農業用排水施設等への放射性物質の流入・拡散防止対策や農業従事者等への被ばく線量の低減を図るための管理省力化施設の整備を実施するものであり、4市2町で実施されている。

福島県によると、農地整備事業の実施に当たっては農業者間の合意形成が必要で、事業実施以前からの農業者や住民間の話し合いが非常に重要となるが、南相馬、田村両市の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の農業者の多くがそれぞれの市内に避難していて、農地整備事業の実施に向けた話し合いや地区の合意形成が比較的容易に実施できたことから、速やかに事業が行われたとしている。

図表28 農山村地域復興基盤総合整備事業の実施状況（位置図）（平成29年度末現在）



注(1) 南相馬市及び飯館村は共同で復興整備実施計画を策定しているため、図表27とは事業数が一致しない。

注(2) 農業水利施設等保全再生事業は一つの事業で4市2町の全てを整備している。

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（以下「帰還実施要綱」という。）によれば、帰還環境整備に係る事業計画に含まれる各事業の終期は、原則として復興・創生期間が終了する令和2年度末までとされているが、事業ごとの性質又は避難指示等に伴い復興及び再生に遅れが生じている地域の状況に鑑み、特に必要があると認める場合には、個別に定めることができることとされている。そこで、福島県が事業実施主体として実施した農山村地域復興基盤総合整備事業の進捗状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

図表29のとおり、平成29年度末現在では47事業のうち22事業（総事業費8億余円）が完了し、25事業（同27億余円）が継続中となっている。継続中の25事業のうち12事業（同6億余円）については、帰還実施要綱に基づき、個別に計画期間を定めて、復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継



続することとしている。また、農山村地域復興基盤総合整備事業においては効果促進事業等は実施されていない。

なお、平成30年度末現在で、令和3年度以降の事業実施に係る制度等について具体的な内容は決まっていない。

図表29 福島県が事業実施主体として実施した農山村地域復興基盤総合整備事業の進捗状況（平成29年度末現在）

(単位：事業、千円)

対象事業	事業数	うち、事業が完了しているもの				事業費	うち、事業が継続中となっているもの			
		うち、事業が完了しているもの	うち、事業が継続中となっているもの		うち、事業が完了しているもの		うち、事業が継続中となっているもの			
			(令和2年度以前完了予定)	(令和3年度以降完了予定)			(令和2年度以前完了予定)	(令和3年度以降完了予定)		
農地整備事業	19	5	14	3	11	1,002,211	161,021	841,190	225,773	615,416
ほ場の大区画化等	14	1	13	2	11	866,466	43,658	822,808	207,391	615,416
実施計画の作成	5	4	1	1	—	135,745	117,363	18,381	18,381	—
水利施設整備事業	3	—	3	3	—	780,693	—	780,693	780,693	—
農業水利施設等保全再生事業	1	—	1	1	—	829,678	—	829,678	829,678	—
中山間地域総合整備事業	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—
森林整備事業	2	1	1	1	—	387,262	141,054	246,208	246,208	—
復興整備実施計画	21	16	5	5	—	652,857	590,475	62,381	62,381	—
計	47	22	25	13	12	3,652,702	892,551	2,760,151	2,144,734	615,416

(b) 農山村地域復興基盤総合整備事業実施後の状況

福島県が事業実施主体として実施した農山村地域復興基盤総合整備事業では、帰還環境整備に係る事業計画に記載した事業の全てが完了していないため、帰還実施要綱に基づく事業計画の実績に関する評価及び成果の公表は行われていない。そこで、事業効果として、策定した復興整備実施計画の活用状況及び整備した農地の利用状況をみたところ、平成29年度末現在において次のとおりとなっていた。

復興整備実施計画は、全21事業（総事業費6億余円）のうち16事業（同5億余円）で策定済みであり、残りの5事業（同6238万余円）で策定中となっている。福島県によると、策定済みの16事業は全て各地区の事業実施のための計画として使用しているとしている。

農地整備事業は、全19事業（同10億余円）のうち14事業（同8億余円）が農業生産性の向上等のためのほ場の大区画化等を実施するものであり、残りの5事業（同1億余円）は、同事業の実施に係る各地区の実施計画を作成するものである。ほ場の大区画化等は、全14事業のうち1事業（同4365万余円）のみ

が完了し、残りの13事業（同8億余円）は継続中となっているが、継続中の13事業のうち7事業（同4億余円）では、事業が完了した区画の一部又は全部において営農が再開されているとしている。残りの6事業は事業実施中であり、かつ、完了した区画がないため営農が再開されていない。

また、農地整備事業の残りの5事業は実施計画の作成を実施するものであり、5事業のうち4事業（同1億余円）で完了し、1事業（同1838万余円）は継続中となっている。福島県によると、策定が完了している4事業で地区の事業実施のための計画として使用しているとしている。

#### b 避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業の実施状況

避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業は、東日本大震災の発生時に使用又は保管されていて、震災後放置された危険物、化学物質等について、設備の劣化が進み、危険物等が漏えいなどするリスクが高まっていることから、迅速な処理を促進するために危険物、化学物質等の回収、運搬、処理等の作業等の支援を行うものである。対象地域は避難指示・解除区域市町村となっている。事業実施主体は福島県となっていて、交付の対象となる事業は全て単年度型事業となっている。そして、26年度に10億余円、27年度に47億余円、28年度に2102万余円、29年度に1292万余円、計58億余円の新交付金が福島県に交付されている。

福島県は、当該事業により廃棄処理や処分を行う危険物、化学物質等について、既に廃業しているLPガス販売事業者所有のLPガス容器や所有者不明のLPガス容器等については、避難指示・解除区域市町村の全域を対象として実施することとしている。また、その他の危険物、化学物質等については、帰還困難区域に所在する事業者が東日本大震災発生時に使用又は保管していた危険物、化学物質等を対象として実施することとしている。

そこで、帰還困難区域に指定された区域に所在する事業者に対する危険物、化学物質等の廃棄処理の状況をみたとすると、図表30のとおり、双葉郡大熊町の5事業者で3,887 t、双葉郡双葉町の1事業者で6 tとなっていて、26、27両年度の執行額は計58億余円となっていた。また、LPガス容器については、26、27両年度は、東日本大震災で被災した家屋の解体に伴って発生したLPガス容器を対象に双葉郡富岡町で568本、双葉郡浪江町で253本を処分していた。28、29

両年度は、福島県内で既に廃業しているLPガス販売事業者所有のLPガス容器や所有者不明のLPガス容器等を対象に計1,180本を処分して、29年度で当該事業を終了していた。福島県によると、危険物等が漏えいするなどのリスクを取り除くことで、避難住民が安心して帰還できる環境の整備に寄与したとしている。

図表30 避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業の実施状況

(単位：百万円)

危険物等の種類		対象地域											
		南相馬市	川俣町	楢葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	川内村	飯館村		
事業者が使用又は保管していた危険物、化学物質等	平成26年度	事業者数	—	—	—	—	5	1	—	—	—	—	
		廃棄処理数量	—	—	—	—	775 t	6 t	—	—	—	—	
		執行額	—	—	—	—	1,041	5	—	—	—	—	
	27年度	事業者数	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	
		廃棄処理数量	—	—	—	—	3,112 t	—	—	—	—	—	
		執行額	—	—	—	—	4,762	—	—	—	—	—	
	計	事業者数(注)	—	—	—	—	5	1	—	—	—	—	
		廃棄処理数量	—	—	—	—	3,887 t	6 t	—	—	—	—	
		執行額	—	—	—	—	5,803	5	—	—	—	—	
LPガス容器	26年度	処理本数	—	—	—	47本	—	—	41本	—	—	—	
		執行額	5										
	27年度	処理本数	—	—	—	521本	—	—	212本	—	—	—	
		執行額	13										
	計	処理本数(26、27年度)	—	—	—	568本	—	—	253本	—	—	—	
		執行額	21										
	28年度	処理本数	75本	—	3本	164本	50本	99本	322本	27本	—	—	
		執行額	21										
	29年度	処理本数	74本	15本	2本	48本	116本	11本	85本	25本	10本	54本	
		執行額	12										
	計	処理本数(28、29年度)	1,180本										

(注) 事業者が重複しているため、平成26、27両年度の事業者数を合計しても計とは一致しない。

c 個人線量管理・線量低減活動支援事業の実施状況

個人線量管理・線量低減活動支援事業は、放射線に関する住民の不安の解消に資するために、避難した住民のうち希望する住民に対して、避難元である地域の避難指示の解除前に、福島県等が個人線量計を貸与したり、住民が消費する食物や飲料水等の放射線量を測定したりなどする取組を実施するものである。

対象地域は、避難指示・解除区域市町村及び避難指示区域の外側で年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について国が23年度に指定した特定避難勧奨地点等となっている。事業実施主体は、福島県等となっていて、交付の対象となる事業は全て単年度型事業となっている。

そして、実施する事業は、希望する住民への個人線量計の貸与や管理を行ったり、測定された個人線量計のデータを分析したりなどする「①個人線量の把握・管理」、内部被ばく検査機器、放射線測定機器等の整備や内部被ばく検査、放射線量マップの作成等を行う「②被ばく線量低減対策」のほか、「③屋内の放射線源の確定、屋内放射線源除去手法の実証事業及びその手法の展開等」及び「④住民が抱える放射線リスク等に関する、専門家等を招いた少人数等での対話集会の開催等」となっている。

そこで、調書による確認ができなかった避難指示・解除区域11市町村を除いて、対象事業ごとの実施状況をみると、図表31のとおり、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施され、新交付金の執行額は計28億余円となっていた。

図表31 個人線量管理・線量低減活動支援事業の実施状況

(単位：百万円)

対象事業	事業実施主体	事業実施件数					執行額
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	計	
①個人線量の把握・管理	1県5市6町6村2広域市町村圏組合等	7	8	24	22	61	871
②被ばく線量低減対策	1県9市10町4村	12	13	41	44	110	1,919
③屋内の放射線源の確定、屋内放射線源除去手法の実証事業及びその手法の展開等	—	—	—	—	—	—	—
④住民が抱える放射線リスク等に関する、専門家等を招いた少人数等での対話集会の開催等	1市1町1水道用水供給企業団	2	2	3	2	9	54
計(注)	1県、34市町村等	21	23	68	68	180	2,844

(注) 事業実施主体は重複しているため、各対象事業の事業実施主体数を合計しても計とは一致しない。

このうち、実施件数が110件、執行額が19億余円と、いずれも最も多くなっている「②被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、図表32のとおり、市町村内の測定所で住民が持ち込んだ食品の放射能測定等を実施する「内部被ばくの可能性がある食品の線量測定」の実施件数が50件、執行額が9億余円と最も多くなっており、次いで、教育施設等の各定点の放射線量を定期的に測定し公表等

する「土壌・空間等の環境放射線量の測定」の実施件数が33件、執行額が6億余円となっている。このように、食品や環境の放射線量を測定し、数値として示すことにより、住民の不安の解消につなげる取組が行われている。

図表32 被ばく線量低減対策の実施状況

(単位：百万円)

②被ばく線量低減対策の事業内容	事業実施主体	事業実施件数					執行額
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	計	
検査機器の整備等	3市1村	5	5	3	3	16	221
井戸水等の水質検査	6市1町	2	1	5	5	13	217
土壌・空間等の環境放射線量の測定	1県5市3町1村	4	3	12	14	33	683
内部被ばくの可能性がある食品の線量測定	8市9町3村	3	3	22	22	50	925
内部被ばく検査	3市1町	1	1	4	4	10	117
放射線量マップの作成等	4市1町1村	3	5	4	4	16	349
住民への周知	2市1村	1	2	1	1	5	108
計 (注)	1県9市10町4村	12	13	41	44	110	1,919

(注) 複数の「②被ばく線量低減対策の事業内容」に係る事業を実施している場合、事業実施主体、事業実施件数及び執行額については、それぞれの「②被ばく線量低減対策の事業内容」に重複して計上しているため、各事業実施主体数、各事業実施件数及び各執行額を合計しても計とは一致しない。

#### (エ) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援は、復興庁が所管する1基幹事業と効果促進事業等から構成されており、前記のとおり、福島第一原発の事故発生後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいるために処理が困難になったこと、住民が避難したことでそれまで行われていた住民による清掃活動が中止されたことなどにより道路等側溝の通常の維持管理が中断されている地域に対して、1回に限り道路等側溝堆積物の撤去及び処理を支援することにより、道路等側溝の通常の維持管理を再開させるものであり、福島県又は除染実施計画を定めた同県内の市町村が事業実施主体となっている。調書による確認ができなかった避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村における実施状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

##### a 道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、29年度末現在、福島県及び

12市町村が事業実施主体となって実施されており、このうち、30年度以降に繰り越している事業を除くと、図表33のとおり、福島県及び9市町村が事業実施主体となって実施されている。また、道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る28、29両年度の新交付金の交付額は、図表34のとおり、計14億余円となっている。

図表33 道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業を実施している事業実施主体（平成28、29両年度）



図表34 道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る新交付金の交付額（平成28、29両年度）  
 （単位：百万円）

事業実施主体	平成28年度	29年度	計
福島県	0	136	136
福島市	5	106	111
郡山市	—	14	14
いわき市	47	829	877
桑折町	—	3	3
国見町	—	1	1
鏡石町	—	41	41
天栄村	—	71	71
西郷村	3	179	182
中島村	—	16	16
計	56	1,400	1,456

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、前記のとおり、道路等側溝堆積物を撤去するとともに、これを処理することなどとなっている。そして、<sup>(注14)</sup>道路等側溝堆積物の放射能濃度が8,000Bq/kgを超過している場合には当該道路等側溝堆積物を中間貯蔵施設等へ搬入することとなっており、8,000Bq/kg以下の場合には、事業実施主体が処分場に搬入して処理することとなっている。

(注14) Bq (ベクレル) 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

そして、道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、各市町村内において、市町村道は市町村が、県道は福島県がそれぞれ事業を実施することとなっており、市町村は、年度ごとに事業を実施する地区を設定するなどし、同県は、設定された地区内における県道について事業を実施している。

そこで、29年度末までに実施した道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業における道路等側溝堆積物の撤去等の状況をみたところ、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量は、図表35のとおり、それぞれ192.3km、5,831.2m<sup>3</sup>となっていた。

なお、29年度末までに事業を実施していない市町村については、既に国の除染事業を実施していたり、道路等側溝堆積物はあるものの撤去及び処理の必要性がないと判断したりしたことから事業を実施しないとしている市町村もあるが、避難指示を受けた市町村の中には、いまだに帰還できなかつたり帰還が遅れたりしたために30年度以降に実施することとしている市町村もある。

また、道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業で処理の対象となる道路等側溝堆積物は、放射能濃度が8,000Bq/kg以下であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物等として処理をすることとされている。そして、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱によれば、当該事業において撤去する道路等側溝堆積物を確実に搬入することができるように最終処分場を確保することが求められ、最終処分場の確保が困難である場合には、最終処分場を確保するまでの間は仮置場を確保することとされている。仮置場の確保は、最終処分場において、市町村から一時に大量の道路等側溝堆積物を受け入れることが困難である場合を踏まえたものである。

そこで、29年度末における撤去後の道路等側溝堆積物の処理状況をみると、図表35のとおり、撤去数量の計5,831.2m<sup>3</sup>のうち3,715.4m<sup>3</sup>が仮置場に保管されて、このうち2,319.0m<sup>3</sup>は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4m<sup>3</sup>は29年度末までに処理されなかった。

図表35 道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業における道路等側溝堆積物の処理等の状況（平成29年度末現在）

(単位：km、m<sup>3</sup>、%)

事業実施主体	側溝延長	撤去数量 (A)	(A)のうち仮置場を経由せず に処理を行った数量		(A)のうち平成29年度末 までの間に一時的に仮置場 に保管している又は保管 していた数量		(C)のうち29年度末まで に処理を行った数量		(C)のうち29年度末まで に処理されなかった数量	
			(B)	割合 (B)/(A)	(C)	割合 (C)/(A)	(D)	割合 (D)/(C)	(E)=(C)-(D)	割合 (E)/(C)
福島県	0.2	1.8	—	—	1.8	100.0	—	—	1.8	100.0
福島市	3.7	23.0	—	—	23.0	100.0	—	—	23.0	100.0
郡山市	11.5	167.0	—	—	167.0	100.0	30.0	17.9	137.0	82.0
いわき市	18.5	386.6	—	—	386.6	100.0	—	—	386.6	100.0
桑折町	0.4	205.0	—	—	205.0	100.0	—	—	205.0	100.0
国見町	0.8	55.0	55.0	100.0	—	—	—	—	—	—
鏡石町	16.6	380.0	—	—	380.0	100.0	—	—	380.0	100.0
天栄村	45.5	2,060.8	2,060.8	100.0	—	—	—	—	—	—
西郷村	84.6	2,289.0	—	—	2,289.0	100.0	2,289.0	100.0	—	—
中島村	10.5	263.0	—	—	263.0	100.0	—	—	263.0	100.0
計	192.3	5,831.2	2,115.8	36.2	3,715.4	63.7	2,319.0	62.4	1,396.4	37.5

b 道路等側溝の維持管理の再開状況

前記のとおり、道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、道路等側溝の通常の維持管理の再開等を目的として実施する事業とされている。

そこで、事業効果として、29年度末までに道路等側溝堆積物の撤去及び処理が完了した地区の維持管理の状況をみると、復興庁への実績報告の時点で維持管理が再開されていない地区が見受けられた。そして、これらの地区について、事業実施主体において実績報告後の維持管理の再開状況を把握していなかった事態が見受けられた。

c 道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る効果促進事業等の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業を29年度末までに実施している福島県及び9市町村における効果促進事業等の実施状況をみると、3市町村において実施しており、市町村が管理していない私道等の側溝堆積物の撤去及び処理を対象としている。

復興庁によると、私道等の側溝堆積物の撤去及び処理を効果促進事業等とし



て実施しているのは、私道等であっても市町村道と交差することがあり、私道等の側溝堆積物が市町村道へ流入することを防ぐことにより、市町村道の側溝堆積物の撤去及び処理の効果を促進するためであるとしている。

(オ) 原子力災害情報発信等拠点施設等整備の実施状況

原子力災害情報発信等拠点施設等整備は、復興庁が所管する2基幹事業と効果促進事業等から構成されている。2基幹事業は、前記のとおり、①原子力災害に係る情報発信等拠点施設の整備を行い、原子力災害に係る福島の経験と教訓等を踏まえた資料展示や関連調査、研修等の実施を通じ、その経験や教訓等を国内外に発信することを目的とする原子力災害情報発信等拠点施設整備事業及び②福島・国際研究産業都市構想の具現化に向けて、生活周辺環境整備や交流人口拡大、構想に関係する多様な関係者の連携強化と構想への参画を促す取組を行い、同構想の加速化並びに地元の復興及び再生に寄与することを目的とする拠点周辺等環境整備等事業であり、福島県が事業実施主体となっている。

福島県は、29年度までに、原子力災害情報発信等拠点施設整備事業として、双葉町内に原子力災害に係る情報発信等拠点施設を整備するなどのために、当該施設の基本設計、実施設計等を実施しており、これに係る新交付金の執行額は、29年度末現在で1億余円となっている。そして、福島県は、30年度以降、当該施設及び展示に係る基本設計・実施設計を基に、令和2年度の開設に向けて、施設の建築工事及び展示品の制作を実施する予定であるとしている。

また、福島県は、平成30年度以降、拠点周辺等環境整備等事業として、将来的に国内外の研究者、技術者等の移住に必要な住環境等の生活周辺環境整備や交流人口拡大、前記の構想に関係する多様な関係者の連携強化と構想への参画を促す取組を支援するための事業を、福島国際産業都市区域において実施する予定であるとしている。

なお、原子力災害情報発信等拠点施設等整備に係る事業においては、効果促進事業等は実施されていない。

(カ) 避難者支援事業等及び効果促進事業等の実施状況

基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務として実施されている避難者支援事業等及び効果促進事業等については、図表36のとおり、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実

施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。特に、道路等側溝堆積物撤去・処理支援では市町村が実施した基幹事業の60.8%において、基幹事業で実施する道路等側溝に関連する私道の側溝における堆積物の撤去及び処理を実施する効果促進事業等が実施されている。

基金型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち50.0%、市町村が実施した基幹事業のうち27.9%において避難者支援事業等又は効果促進事業等が実施されている。特に、長期避難者生活拠点形成では福島県が実施した基幹事業の85.9%、市町村が実施した基幹事業の64.2%において、基幹事業で実施する復興公営住宅の整備と併せて復興公営住宅の入居者用の駐車場等を整備する避難者支援事業等が実施されている。

福島県が事業実施主体として実施した基幹事業に対して、市町村がその効果を増大させるために避難者支援事業等を実施していたものについて、参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例> 福島県が事業実施主体として実施した基幹事業に対して、市町村がその効果を増大させるために避難者支援事業等を実施していたもの

福島県は、長期避難者生活拠点形成における基幹事業の災害公営住宅整備事業等を平成25年度から27年度までの間に計112億余円の加速化交付金の交付を受けて、基金型事業により事業を実施して、同県いわき市勿来酒井に復興公営住宅を整備している。また、同県は、いわき市勿来酒井での災害公営住宅整備事業等の避難者支援事業等として、復興公営住宅駐車場整備事業及び復興公営住宅生活サポート施設整備事業を26年度から29年度までの間に基金型事業により実施して、基幹事業で整備した復興公営住宅と併せて駐車場及び診療所スペースなどの生活サポート施設を整備して、入居者の利便性等の向上を図っている。

一方、同県による復興公営住宅の整備を受けるいわき市では、上記の同市勿来酒井での災害公営住宅整備事業に係る避難者支援事業等として、27年度から29年度までの間に、復興公営住宅の入居者である避難者等との意見交換のためのワークショップを開催する事業及び復興公営住宅の入居者といわき市民との交流を図るためのコミュニティ交流広場を整備する事業を単年度型事業で計5392万余円で実施している。いわき市によると、避難生活が長期にわたることが見込まれる復興公営住宅の入居者が安心して暮らせるよう、入居者といわき市民とが融和を図ることができる交流・憩いの場を整備するとしており、同県の基幹事業の効果の増大を図っていた。

図表36 交付対象項目別の避難者支援事業等及び効果促進事業等の実施状況（平成29年度末現在）

交付対象項目	事業実施 件数		うち基幹 事業 A	避難者支援 事業等又は 効果促進事 業等を伴う 基幹事業 B	避難者支援 事業等又は 効果促進事 業等を伴う 基幹事業の 割合 B/A	うち避難者 支援事業等 又は効果促 進事業等	県実施の基 幹事業に併 せて市町村 等が実施し た避難者支 援事業等又 は効果促進 事業等
長期避難者生活拠点形成		308	216	78	36.1%	92	2
単年度型	県実施分	89	77	11	14.2%	12	
	市町村実施分	68	61	3	4.9%	7	2
基金型	県実施分	127	64	55	85.9%	63	
	市町村実施分	24	14	9	64.2%	10	-
福島定住等緊急支援		223	180	34	18.8%	43	-
単年度型	県実施分						
	市町村実施分	222	179	34	18.9%	43	-
基金型	県実施分	1	1	-	-	-	
帰還環境整備		579	556	21	3.7%	23	-
単年度型	県実施分	50	49	1	2.0%	1	
	市町村等実施分	445	429	15	3.4%	16	-
基金型	県実施分	52	49	2	4.0%	3	
	市町村実施分	32	29	3	10.3%	3	-
道路等側溝堆積物撤去・処理支援		50	36	14	38.8%	14	-
単年度型	県実施分	13	13	-	-	-	
	市町村実施分	37	23	14	60.8%	14	-
基金型							
原子力災害情報発信等拠点施設等整備		1	1	-	-	-	
単年度型	県実施分	1	1	-	-	-	
	市町村等実施分						
基金型							
計		1,161	989	147	14.8%	172	2
単年度型	県実施分	153	140	12	8.5%	13	
	市町村等実施分	772	692	66	9.5%	80	2
基金型	県実施分	180	114	57	50.0%	66	
	市町村実施分	56	43	12	27.9%	13	-

## イ 環境整備等委託事業の実施状況

環境整備等委託事業は、委託制度要綱及び委託実施要綱によれば、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等が実施する復旧事業や除染等と密接に関連することから、国の責任において当該事業の目的を迅速かつ早期に達成するために、国から地域の実情を詳細に把握している避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等に委託して実施することが効率的かつ効果的であるとして、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等に委託して実施することとされている。また、環境整備等委託事業は、避難指示により学校施設、公民館や体育館といった社会教育施設等を日常的又は定期的に清掃したり、施設設備の点検及び修繕をしたりすることなどができなかつたことに起因して機能低下した公共施設等の機能回復を行うなどの事業である。受託市町村は、図表37のとおりであり、避難指示の解除が順次進んでいるものの、31年4月末現在も依然として7市町村に避難指示区域が設定されている。

図表37 受託市町村の状況（平成31年4月末現在）

受託市町村	避難指示解除日	市町村区域内の避難指示区域の有無
田村市	平成26年 4月 1日	なし
南相馬市	28年 7月12日	あり
川俣町	29年 3月31日	なし
広野町	23年 9月30日	なし
檜葉町	27年 9月 5日	なし
富岡町	29年 4月 1日	あり
川内村	28年 6月14日	なし
大熊町	31年 4月10日	あり
双葉町	—	あり
浪江町	29年 3月31日	あり
葛尾村	28年 6月12日	あり
飯館村	29年 3月31日	あり

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

そして、環境整備等委託事業の委託対象項目である生活環境整備事業及び帰還・再生事業について、受託市町村等別に実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

### (ア) 生活環境整備事業の実施状況

生活環境整備事業では、図表38のとおり、事業数は計444事業となっていて、このうち「①清掃等の行為」に係る事業は436事業、「②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。全ての受託市町村等において、委

託対象事業のうち「①清掃等の行為」に係る事業を実施しており、このうち事業数の多い受託市町村等は、双葉郡檜葉町の81事業、広野町の58事業等となっている。これら受託市町村等について、清掃等の行為の対象となる施設についてみると、次のとおりとなっている。

23年9月に緊急時避難準備区域の設定が解除された広野町では、清掃等の行為を実施した58事業のうち、運動競技場、体育館等の社会教育施設を対象としているものが12事業（当該受託市町村等が実施した全事業数に対する割合20.6%）、集会所等の社会インフラ施設を対象としているものが31事業（同53.4%）となっている。また、27年9月に避難指示が解除された檜葉町では、清掃等の行為を実施した81事業のうち、介護保険施設や児童福祉施設といった社会福祉施設を対象としているものが21事業（同25.9%）、集会所等の社会インフラ施設を対象としているものが40事業（同49.3%）となっている。

一方、29年度末現在で帰還困難区域が町の広域にわたる大熊、双葉両町では他の市町村と比べて事業数が少なく、大熊町は4事業、双葉町は3事業となっている。

図表38 生活環境整備事業の受託市町村等別、委託対象事業別の実施状況（平成24年度から29年度までの累計）

(単位：事業)

受託市町村等	委託対象事業		計	避難指示解除日
	①清掃等の行為	②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為		
田村市	18	-	18	平成26年 4月 1日
南相馬市	56	5	61	28年 7月12日
川俣町	10	-	10	29年 3月31日
広野町	58	-	58	23年 9月30日
檜葉町	81	3	84	27年 9月 5日
富岡町	45	-	45	29年 4月 1日
川内村	21	-	21	28年 6月14日
大熊町	4	-	4	31年 4月10日
双葉町	3	-	3	-
浪江町	23	-	23	29年 3月31日
葛尾村	51	-	51	28年 6月12日
飯館村	51	-	51	29年 3月31日
双葉地方広域市町村圏組合	9	-	9	-
双葉地方水道企業団	6	-	6	-
合計	436	8	444	-

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

委託対象事業のうち「②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業は、図表38のとおり、南相馬市及び檜葉町で実施されている。両市町は、社会福祉施設等の再開に必要な職員等の研修等として、介護職員養成事業や介護

職員初任者研修の事業を実施している。

そして、24年度から29年度までの間に実施した生活環境整備事業の事業数の推移をみると、図表39のとおり、田村市、広野、檜葉両町及び川内村では事業数が25年度又は26年度に最も多くなっており、その後は公共施設等の機能回復が行われたことから減少傾向にある。一方で、富岡、浪江両町では、27年度から事業数が増加傾向にあり、29年度に富岡町では14事業、浪江町では10事業と、共に最も多くなっている。また、帰還困難区域が町の広域にわたる大熊、双葉両町では、事業開始が他の受託市町村等より遅く、28年度からとなっているため、実施した事業数が他の市町村と比べて少なくなっている。

図表39 生活環境整備事業の受託市町村等別の年度別事業数（平成24年度から29年度まで）

受託市町村等	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	避難指示解除日
田村市	1	4	8	5	-	-	18	平成26年 4月 1日
南相馬市	15	14	6	12	9	5	61	28年 7月12日
川俣町	-	1	-	2	2	5	10	29年 3月31日
広野町	14	20	12	5	5	2	58	23年 9月30日
檜葉町	9	29	15	13	14	4	84	27年 9月 5日
富岡町	-	2	5	12	12	14	45	29年 4月 1日
川内村	-	2	8	5	3	3	21	28年 6月14日
大熊町	-	-	-	-	2	2	4	31年 4月10日
双葉町	-	-	-	-	2	1	3	-
浪江町	-	-	4	4	5	10	23	29年 3月31日
葛尾村	-	5	7	15	13	11	51	28年 6月12日
飯館村	5	7	4	12	9	14	51	29年 3月31日
双葉地方広域市町村圏組合	-	3	2	1	3	-	9	-
双葉地方水道企業団	-	-	3	2	-	1	6	-
合計	44	87	74	88	79	72	444	-

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

また、24年度から29年度までの間に実施した生活環境整備事業に係る委託費の推移について、避難指示等の解除との関係からみると、図表40のとおり、田村市では、26年度までに市内の避難指示が解除されるなど早い段階で公共施設等の機能回復に取り組めたことから、24年度から27年度まで実施した事業に係る委託費の総額は他の受託市町村等と比較して少なくなっており、また、28年度以降は事業が実施されていない。一方で、南相馬市及び川内村では、28年度に多くの住民の居住地となっていた区域の避難指示が解除されており、解除後の生活に向けた環境を整備するために27年度に実施した事業に係る委託費が最も多くなっている。

このように、生活環境整備事業は避難指示・解除区域市町村の全てで実施され、避難指示の解除時期に応じて委託費の額が変動している。

図表40 生活環境整備事業の受託市町村等別の年度別委託費（平成24年度から29年度まで）

(単位：百万円)

受託市町村等	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	避難指示解除日
田村市	0	20	58	8	-	-	88	平成26年 4月 1日
南相馬市	38	101	25	256	159	205	787	28年 7月12日
川俣町	-	12	-	8	38	103	163	29年 3月31日
広野町	118	217	589	63	129	57	1,176	23年 9月30日
檜葉町	165	150	140	584	640	31	1,712	27年 9月 5日
富岡町	-	65	73	280	375	341	1,135	29年 4月 1日
川内村	-	20	118	426	232	51	850	28年 6月14日
大熊町	-	-	-	-	151	169	320	31年 4月10日
双葉町	-	-	-	-	22	34	56	-
浪江町	-	-	97	47	77	544	765	29年 3月31日
葛尾村	-	31	314	464	1,018	802	2,630	28年 6月12日
飯館村	50	110	21	191	612	218	1,203	29年 3月31日
双葉地方広域市町村	-	23	77	251	63	-	416	-
双葉地方水道企業団	-	-	21	7	-	6	34	-
合計	373	753	1,537	2,590	3,522	2,566	11,343	-

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

### (イ) 帰還・再生事業の実施状況

帰還・再生事業について、受託市町村等別、委託対象事業別の実施状況をみると、図表41のとおり、事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別にみると、「⑥その他」を除いては「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。25年度まで一部の地域が避難指示解除準備区域であった田村市では、医療・介護サービスが十分に提供されるまでの間、医師を派遣するなどして住民に対する医療・介護サービスの提供を行うなどの「①生活基盤施設・サービスの代替・補完」の委託対象事業に係る事業を10事業（当該受託市町村等が実施した全事業数に対する割合50.0%）実施していた。また、浪江町では、避難指示区域へ一時帰宅する住民の用に供するための仮設トイレの設置や一時帰宅する住民への交通手段の提供を目的とした公共バスの運行等を行うなどの「④住民の一時帰宅支援」の委託対象事業に係る事業を38事業（同31.1%）実施している。

また、29年度末現在で帰還困難区域が町の広域にわたる大熊町では、避難生活の長期化により地域コミュニティが希薄となっており、防犯体制に不安を抱いている町民も少なくないことから、避難指示区域内の防犯・防災のための定期的なパトロールを警備会社に委託して行うなどの「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」の委託対象事業に係る事業を23事業（同41.8%）実施している。

図表41 帰還・再生事業の受託市町村等別、委託対象事業別の実施状況（平成24年度から29年度までの累計）

(単位：事業)

受託市町村等	委託対象事業						計	避難指示解除日
	①生活基盤施設・サービスの代替・補完	②地域コミュニティ機能の維持・確保	③避難区域の荒廃抑制・保全対策	④住民の一時帰宅支援	⑤横断的事項	⑥その他		
田村市	10	7	-	-	-	3	20	平成26年 4月 1日
南相馬市	2	23	19	12	-	22	78	28年 7月12日
川俣町	-	7	9	10	-	4	30	29年 3月31日
広野町	2	6	6	-	-	4	18	23年 9月30日
檜葉町	4	14	12	3	7	18	58	27年 9月 5日
富岡町	3	29	27	31	4	16	110	29年 4月 1日
川内村	16	4	10	1	-	9	40	28年 6月14日
大熊町	-	10	23	10	-	12	55	31年 4月10日
双葉町	-	14	10	18	-	9	51	-
浪江町	5	13	29	38	-	37	122	29年 3月31日
葛尾村	3	5	15	9	1	12	45	28年 6月12日
飯館村	-	10	13	14	-	22	59	29年 3月31日
双葉地方 広城市町村 圏組合	1	5	1	3	-	8	18	-
双葉地方 水道企業 団	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	46	147	174	149	12	176	704	-

注(1) 「⑥その他」は住民の帰還等に資する事業であり、①から⑤には分類することができない事業及び平成25年度に新交付金の交付対象項目である帰還環境整備に統合された事業で25年度以前に実施された事業である。

注(2) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(3) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

そして、24年度から29年度までの間に実施した帰還・再生事業の事業数の推移について、避難指示等の解除との関係からみると、図表42のとおり、田村市及び広野町では、26年度までに市内の避難指示が解除されるなど早い段階で帰還への環境が整えられたことから、実施した事業数は他の受託市町村等と比べて少なくなっている。また、27年度又は28年度に町村内の避難指示が解除された檜葉町及び川内村では、25年度に実施した事業数が多くなっていて、それ以降は減少傾向にある。

図表42 帰還・再生事業の受託市町村等別の年度別事業数（平成24年度から29年度まで）

(単位：事業)

受託市町村等	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	避難指示解除日
田村市	-	6	5	4	4	1	20	平成26年 4月 1日
南相馬市	-	20	18	17	13	10	78	28年 7月12日
川俣町	-	6	8	5	6	5	30	29年 3月31日
広野町	-	6	4	3	2	3	18	23年 9月30日
檜葉町	-	18	12	11	9	8	58	27年 9月 5日
富岡町	4	23	22	23	22	16	110	29年 4月 1日
川内村	-	15	11	6	4	4	40	28年 6月14日
大熊町	-	13	8	9	13	12	55	31年 4月10日
双葉町	-	4	10	11	12	14	51	-
浪江町	6	42	22	19	18	15	122	29年 3月31日
葛尾村	-	9	7	9	12	8	45	28年 6月12日
飯館村	-	16	9	10	10	14	59	29年 3月31日
双葉地方広城市町村圏組合	-	3	3	4	3	5	18	-
双葉地方水道企業団	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	181	139	131	128	115	704	-

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。



また、24年度から29年度までの間に実施した帰還・再生事業に係る委託費についてみると、図表43のとおり、浪江、富岡両町及び南相馬市で委託費がそれぞれ計62億余円、計61億余円、計36億余円となっていて、帰還・再生事業に係る委託費の総額に占める割合は、それぞれ23.2%、22.9%、13.5%となっている。

図表43 帰還・再生事業の受託市町村等別の年度別委託費（平成24年度から29年度まで）

(単位：百万円)

受託市町村等	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計	避難指示解除日
田村市	—	28	23	14	14	3	84	平成26年 4月 1日
南相馬市	—	881	738	687	776	552	3,636	28年 7月12日
川俣町	—	13	102	94	154	133	496	29年 3月31日
広野町	—	136	98	36	54	60	385	23年 9月30日
楡葉町	—	265	335	301	339	286	1,528	27年 9月 5日
富岡町	16	921	1,665	1,566	1,244	754	6,169	29年 4月 1日
川内村	—	494	222	122	68	54	962	28年 6月14日
大熊町	—	241	290	292	555	598	1,977	31年 4月10日
双葉町	—	132	556	467	600	509	2,266	—
浪江町	24	583	939	1,617	1,625	1,439	6,229	29年 3月31日
葛尾村	—	60	146	86	258	185	737	28年 6月12日
飯館村	—	202	222	276	510	722	1,934	29年 3月31日
双葉地方広域市町村圏組合	—	29	69	87	89	139	416	—
双葉地方水道企業団	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	41	3,991	5,412	5,649	6,292	5,438	26,826	—

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

そして、受託市町村等がそれぞれ実施している事業の内容をみると、次のとおりとなっている（図表44参照。各事業の概要は別表4参照）。

浪江、富岡両町については、「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」に係る委託費が、浪江町への帰還・再生事業に係る委託費総額62億余円のうち39億余円（当該受託市町村等への本件委託費総額に占める割合63.6%）、富岡町への帰還・再生事業に係る委託費総額61億余円のうち35億余円（同58.0%）に上り、それぞれ最も多くなっている。一方、南相馬市では、住民の安全確認・安心確保に係る事業を実施する「⑥その他」に係る委託費が、帰還・再生事業に係る同市への委託費総額36億余円のうち20億余円（同56.8%）を占め、最も多くなっている。

図表44 帰還・再生事業の受託市町村等別、委託対象事業別の委託費（平成24年度から29年度までの累計）

（単位：百万円）

受託市町村等	委託対象事業						計	避難指示解除日
	①生活基盤施設・サービスの代替・補充	②地域コミュニティ機能の維持・確保	③避難区域の荒廃抑制・保全対策	④住民の一時帰宅支援	⑤横断的事項	⑥その他		
田村市	52	21	-	-	-	11	84	平成26年 4月 1日
南相馬市	7	300	1,127	131	-	2,069	3,636	28年 7月12日
川俣町	-	13	296	148	-	38	496	29年 3月31日
広野町	106	53	177	-	-	48	385	23年 9月30日
檜葉町	67	267	617	89	118	368	1,528	27年 9月 5日
富岡町	123	879	3,578	696	206	684	6,169	29年 4月 1日
川内村	231	16	273	4	-	437	962	28年 6月14日
大熊町	-	542	1,023	97	-	313	1,977	31年 4月10日
双葉町	-	887	1,070	154	-	154	2,266	-
浪江町	89	877	3,962	1,099	-	200	6,229	29年 3月31日
葛尾村	25	81	414	80	1	134	737	28年 6月12日
飯館村	-	224	964	182	-	562	1,934	29年 3月31日
双葉地方 広域市町村 圏組合	9	159	59	39	-	148	416	-
双葉地方 水道企業 団	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	712	4,325	13,564	2,725	326	5,170	26,826	-

注(1) 「⑥その他」は住民の帰還等に資する事業であり、①から⑤には分類することができない事業及び平成25年度に新交付金の交付対象項目である帰還環境整備に統合された事業で25年度以前に実施された事業である。

注(2) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(3) 広野町の「避難指示解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

委託費が最も多くなっている「③避難区域の荒廃抑制・保全対策」の委託対象事業についてみると、委託費総額135億余円のうち57億余円が、避難解除等区域等内の防犯・防災のための定期的なパトロールを実施する「防犯・防災パトロール委託事業」となっていて、10市町村が実施している。このほかの事業としては、帰還困難区域等において立入りが制限されている間、火災等の危険を低減し避難解除等区域等を保全するために必要な限度において、防災・防犯に資する事業（除草作業、家屋の解体・撤去等）を実施する「区域の防災・防犯対策委託事業」があり、受託市町村等は11市町村等で、委託費総額は52億余円となっている。受託市町村等のうち、帰還・再生事業に係る委託費が最も多くなっている浪江町では、委託費総額39億余円のうち21億余円が「防犯・防災パトロール委託事業」となっている。

委託対象事業別にみた委託費の額が「⑥その他」を除き2番目に大きい「②地域コミュニティ機能の維持・確保」についてみると、委託費総額43億余円のうち9億余円が「地域コミュニティ維持のための交流イベント等の開催委託事業」となっていて、13市町村等が実施している。このほかの委託費33億余円は、避難元市町村がモバイル端末等ICTを活用した当該市町村の情報提供を実施する「ICT

を活用した情報提供委託事業」に係るものであり、9市町村等が実施している。特に、「②地域コミュニティ機能の維持・確保」の委託対象事業に係る委託費が最も多くなっている双葉町についてみると、委託費総額8億余円のほとんどが「ICTを活用した情報提供委託事業」に係るものとなっている。

このように、帰還・再生事業は13市町村等において実施されていて、避難解除等区域等の荒廃抑制等を行いつつ、地域コミュニティの維持等を図っている状況が見受けられた。

#### ウ 帰還者の状況等

国は、避難指示が解除された区域への避難者の帰還支援等のために、避難者の状況を踏まえるなどして、福島再生加速化交付金事業等を実施してきた。また、国は、福島の復興及び再生に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであり、加速化交付金を始めとする様々な支援制度を設けて、長期避難者に対する安定した生活環境を確保したり、避難解除等区域等における生活再開に必要な環境整備を行ったりするなどして福島の全域及び避難解除等区域等における復興及び再生を推進している。

そこで、避難指示・解除区域市町村における帰還者の状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

#### (ア) 国による避難者数の把握と公表

東日本大震災による避難者数の把握等の調査については、被災直後には、被災地からの避難者を受け入れる市町村ごとに、避難者の避難場所別人数調査を毎週実施するよう、消防庁災害対策本部から各都道府県の消防防災担当者宛てに依頼していた。しかし、23年5月に、今後の避難所の解消を図る上では、各避難場所で生活している人数を直接把握する必要があるとして、内閣府被災者生活支援チームが中心となって避難者の避難場所別人数調査を隔週で実施することとする事務連絡を、内閣府被災者生活支援チーム及び消防庁災害対策本部の連名で各都道府県の防災担当部局宛てに発している。この事務連絡の中で、調査項目については、それまでの項目に加えて、避難元、現在の避難場所等を把握することとしている。

その後、上記の調査（以下「避難者数調査」という。）については、東日本大震災復興対策本部事務局が実施し、公表していたが、24年2月に復興庁が設置されると、以降、避難者数調査は同庁が実施することになり、同庁は、避難者の数を「全国の避難者等の数」として所在都道府県別、所在施設別に、同庁のホームペ

ージ上で公表している。

同庁は、これまでの各都道府県からの問合せに対する回答を基に避難者数調査に関する留意事項を取りまとめ、26年8月4日付けで各都道府県の避難者数調査担当者宛てに文書を発している。この文書の中で、避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者とされており、福島第一原発の事故による自主避難者も含み、戻る意思があれば避難者として整理することとするが、意思の把握が困難な場合、住居購入等をもって避難終了と整理しても可とすることとしている。そして、住民票を移したことのみをもって避難終了とは整理しないこととするが、避難終了の意思を確認した場合は、避難終了として整理することとしている。

このように、復興庁は、各地方公共団体の協力を得て、避難者の所在都道府県別、所在施設別の数を把握して公表している。このうち所在施設別の避難者数については、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき供与される応急仮設住宅等及びそれ以外の賃貸住宅等に所在する避難者、親族・知人宅等に所在する避難者並びに病院等に所在する避難者の数を把握して公表している。

#### (イ) 福島県による避難者数の把握と公表

福島県における避難者の状況は、福島県が同県のホームページ上で公表している「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（以下「福島県被害状況即報」という。）の第1752報（平成31年4月5日8時現在）によると、県内への避難者数は避難指示・解除区域市町村からの7,235人となっており、所在施設別では、<sup>(注15)</sup>特例の借上げ住宅が4,046人（全体の55.9%）と最も多く、次いで親戚・知人宅等が2,451人（同33.8%）となっている。なお、同県は、自ら住宅を取得した者や復興公営住宅等に入居した者は避難者数に含めていないとしている。

また、福島県から県外への避難者数については、復興庁による避難者数調査の「全国の避難者等の数」のうち福島県分を抽出した避難者数を把握して、福島県被害状況即報等で公表している。そして、46都道府県への避難者数は、32,476人となっており、地方別では、関東地方が18,008人（全体の55.4%）と最も多く、次いで東北地方の5,505人（同16.9%）となっていて、都道府県別では、東京都が3,736人（同11.5%）と最も多く、次いで茨城県が3,282人（同10.1%）、埼玉県が3,135人（同9.6%）となっている。

(注15) 特例の借上げ住宅 自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を特例措置として県との契約に切り替え、県が借り上げたこととした住宅

(ウ) 避難指示・解除区域市町村の居住者及び避難者の状況

避難指示・解除区域市町村から提出を受けた調書によると、避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数の合計は、図表45のとおり、震災前は157,964人であったが、震災後8年が経過した31年3月31日現在では132,499人となっており、その減少率は16.1%となっている。これは、福島県が公表している「福島県現住人口調査月報」から算出した福島県全体の減少率の8.6%を上回るものとなっている。

図表45 避難指示・解除区域市町村における住民登録数

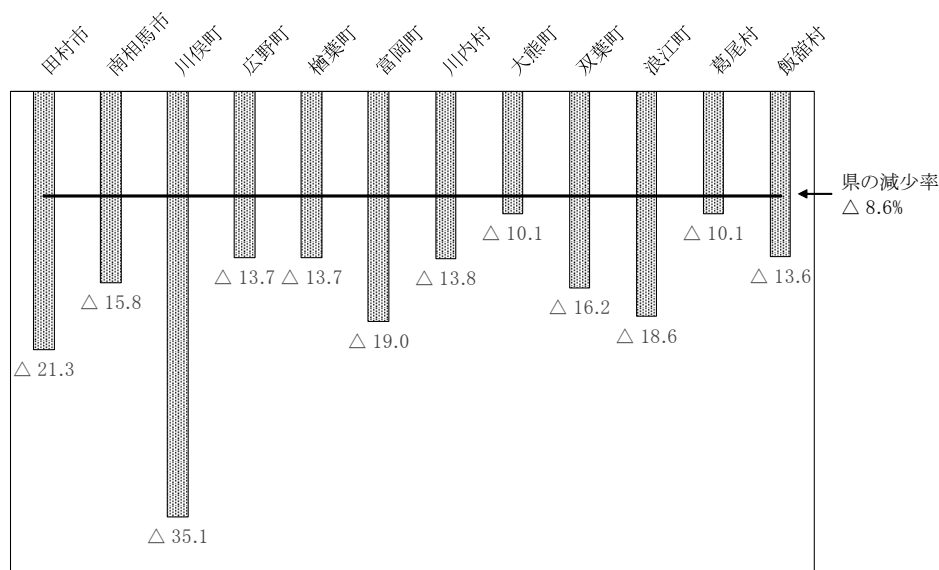
(単位:人、%)

項目		田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	12市町村計	福島県
人口	平成23年3月11日 A	4,497	71,561	1,252	5,490	8,011	15,960	3,038	11,505	7,140	21,434	1,567	6,509	157,964	2,024,401
	31年3月31日 B	3,535	60,197	812	4,735	6,908	12,913	2,617	10,341	5,980	17,434	1,408	5,619	132,499	1,848,516
	減少率 (B-A)÷A	△ 21.3	△ 15.8	△ 35.1	△ 13.7	△ 13.7	△ 19.0	△ 13.8	△ 10.1	△ 16.2	△ 18.6	△ 10.1	△ 13.6	△ 16.1	△ 8.6

注(1) 12市町村の人口は住民登録数による。県の人口は平成23年3月1日現在及び31年4月1日現在の「福島県現住人口調査月報」の推計人口による。

注(2) 「31年3月31日」の欄については、川俣町、富岡町、葛尾村及び飯館村は平成31年4月1日現在の数値となっている。

注(3) 南相馬市は避難指示区域等以外を含む市全体の数値となっている。



上記の調書によると、避難指示・解除区域市町村のうち、23年3月11日現在の居住者数を把握できなかった3町を除く9市町村における住民登録数に対する居住者数の割合（以下「居住率」という。）は、図表46のとおり、震災前の居住率は99.1%であったが、31年3月31日現在の居住率は52.8%となっている。

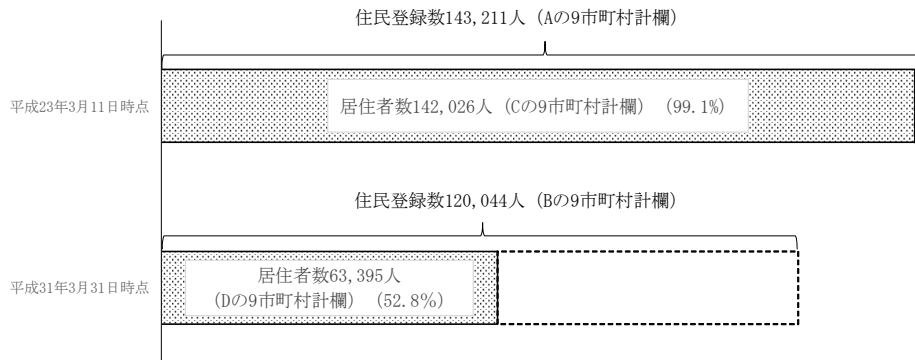
図表46 避難指示・解除区域市町村における居住率の状況等

(単位:人、%)

項目	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	12市町村計	9市町村計
住民登録数	平成23年3月11日 A	4,497	71,561	1,252	5,490	8,011	15,960	3,038	11,505	7,140	21,434	1,567	6,509	143,211
	31年3月31日 B	3,535	60,197	812	4,735	6,908	12,913	2,617	10,341	5,980	17,434	1,408	5,619	120,044
居住者数	23年3月11日 C	4,497	71,561	データなし	データなし	データなし	15,959	3,038	11,570	6,891	20,854	1,524	6,132	142,026
	31年3月31日 D	3,237	54,505	368	4,117	3,678	922	2,117	-	-	966	390	1,258	63,395
居住率	23年3月11日 E=C÷A	100.0	100.0	データなし	データなし	データなし	99.9	100.0	100.5	96.5	97.2	97.2	94.2	99.1
	31年3月31日 F=D÷B	91.5	90.5	45.3	86.9	53.2	7.1	80.8	0.0	0.0	5.5	27.6	22.3	52.8
	減少率 E-F	8.5	9.5	データなし	データなし	データなし	92.8	19.2	100.5	96.5	91.7	69.6	71.9	46.3
住民登録数と居住者数との差	31年3月31日 B-D	298	5,692	444	618	3,230	11,991	500	10,341	5,980	16,468	1,018	4,361	60,941

注(1) 全ての「31年3月31日」の欄については、川俣町、富岡町、葛尾村及び飯館村は平成31年4月1日現在の数値となっている。

注(2) 南相馬市は避難指示区域等以外を含む市全体の数値となっている。



また、避難指示・解除区域市町村からの避難者数は、避難指示・解除区域市町村のうち8市町村が定期的に各市町村のホームページ上で公表している。また、川内村は、30年9月まで村のホームページに公表していた。公表されている資料をみると、図表47のとおり、31年3月31日現在（川内村は30年9月1日現在、川俣町、富岡町、大熊町、葛尾村及び飯館村は31年4月1日現在）の12市町村の避難者数（避難者数を公表していないものの住民登録数及び居住者数を公表している南相馬市、広野町及び楡葉町については、住民登録数から居住者数を差し引いた人数）は65,222人となっている。また、このうち県内への避難者は、データがない3市町村を除いた9市町村で計41,588人となっていた。

図表47 避難指示・解除区域市町村における避難者数

(単位:人)

項目	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	12市町村計	9市町村計
避難者数	平成31年3月31日	298	5,692	745	618	3,230	11,991	512	10,342	5,980	20,449	1,007	4,358	65,222
	うち県内への避難者	243	データなし	553	データなし	データなし	9,474	377	7,850	3,824	14,231	936	4,100	41,588

注(1) 「平成31年3月31日」の欄は、川俣町、富岡町、大熊町、葛尾村及び飯館村は31年4月1日現在、川内村は30年9月1日現在の数値となっている。

注(2) 南相馬市、広野町及び楡葉町は、住民登録数と居住者数との差を避難者数としている。

一方、加速化交付金のうち、避難者の避難先における支援のための事業であつて、執行額が多額に上る長期避難者生活拠点形成の災害公営住宅整備事業等は、

復興庁によると、住民意向調査の結果、復興公営住宅への入居状況等を踏まえるなどして整備するとしている。

そこで、避難指示・解除区域市町村からの避難者数と、復興公営住宅のうち福島県が事業実施主体となって整備し、避難指示・解除区域市町村に配分したもの又は避難指示・解除区域市町村自らが事業実施主体となって整備したものの戸数について29年度末現在の状況をみたところ、図表48のとおり、県内避難者43,222人に対して福島県が事業実施主体となって整備した復興公営住宅は3,552戸、市町村が事業実施主体となって整備した復興公営住宅は378戸、合計3,930戸となっており、避難指示・解除区域市町村の9市町村のうち避難者数が最も多い浪江町では整備済戸数が最も多く、避難者数が少なくなるに従い、整備済戸数も少なくなり、避難者数が最も少ない川内村では整備済戸数が最も少なくなっていた。また、復興公営住宅一戸あたりの整備に要した加速化交付金の額（整備中の住宅に対する執行額を含み、避難者支援事業等の執行額は含まない。）は、福島県では3216万円、市町村では1557万円から3084万円までとなっていて、29年度末現在で整備済みの復興公営住宅3,930戸に係る加速化交付金の執行額は、計1229億余円となっていた。このうち福島県が事業実施主体となって整備した復興公営住宅は3,552戸、執行額1142億余円、市町村が事業実施主体となって整備した復興公営住宅は378戸、執行額87億余円となっていた。そして、市町村ごとの加速化交付金の執行額は6億余円から586億余円となっていた。

このように、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅が配分又は整備され、加速化交付金が執行されていた。

図表48 避難指示・解除区域市町村における避難者数及び復興公営住宅の整備状況(平成29年度末現在)

(単位:千円、戸)

福島県が事業実施主体となって整備した復興公営住宅の状況	金額及び戸数
執行額	A 141,179,114
整備済戸数	B 4,329
整備中の戸数	C 60
一戸当たりの整備に要した執行額	D=A÷(B+C) 32,166

(単位:人、戸、千円)

項目		田村市	川俣町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	9市町村計
避難者数	平成30年3月31日	333	963	12,606	512	10,471	6,042	20,620	1,134	5,063	57,744
	県内への避難者数	㉑ 279	㉒ 764	㉓ 9,867	㉔ 377	㉕ 7,931	㉖ 3,830	㉗ 14,343	㉘ 1,054	㉙ 4,777	43,222
整備済戸数	30年3月31日	-	㉚ 52	㉛ 853	㉜ 25	㉝ 520	㉞ 345	㉟ 1,837	㊱ 106	㊲ 192	3,930
	福島県が事業実施主体	E	12	794	-	515	345	1,717	-	169	3,552
	市町村が事業実施主体	F	40	59	25	5	-	120	106	23	378
市町村が事業実施主体となって整備した復興公営住宅の状況	執行額	G	623,078	1,601,807	644,207	データなし	-	データなし	1,756,587	526,325	8,700,218
	一戸当たりの整備に要した執行額	H=G÷F	15,576	27,149	25,768	30,848	-	3084又は2603	16,571	22,883	23,016
加速化交付金		㊳ 1,009,077	㊴ 27,142,070	㊵ 644,207	㊶ 16,720,032	㊷ 11,097,469	㊸ 58,623,984	㊹ 1,756,587	㊺ 5,962,476	122,955,906	
	福島県が事業実施主体	D×E	385,998	25,540,263	-	16,565,788	11,097,469	55,230,015	-	5,436,151	114,255,688
	市町村が事業実施主体	H×F	623,078	1,601,807	644,207	154,244	-	3,392	1,756,587	526,325	8,700,218

注(1) 避難者数の「平成30年3月31日」の欄は、川俣町、富岡町、大熊町、葛尾村及び飯館村は30年4月1日現在、川内村は30年9月1日現在の数値となっている。

注(2) 福島県が事業実施主体として整備した復興公営住宅のうち、複数の避難元市町村に配分された655戸は除いている。

注(3) 本宮市が大熊町及び浪江町の住民を対象に整備した復興公営住宅の執行額は、町村別の内訳が不明なためデータなしとしている。

注(4) 浪江町の一戸当たりの整備に要した執行額は、本宮市が事業実施主体となって整備した56戸が3084万円/戸、桑折町が整備した64戸が2603万円/戸となっている。

注(5) 図表中丸数字は各項目の数が多い順に付したものである。

## (エ) 帰還者の状況

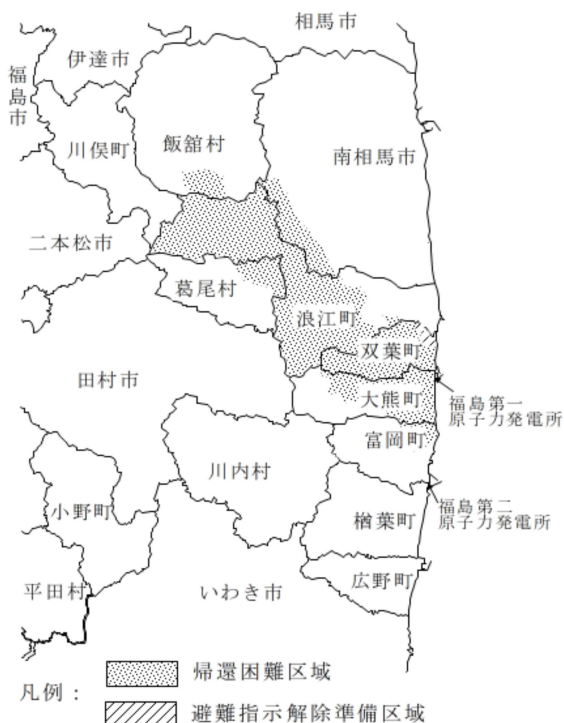
前記のとおり、国は福島第一原発の事故発生後に避難指示区域等を設定し、住民は避難を余儀なくされた。その後、図表49のとおり、避難指示区域の見直しが進み、31年3月31日時点において避難指示が最も早く解除された田村市で4年11か月、最も遅く解除された富岡町で1年11か月が経過している。



図表49 避難指示区域等の状況（平成31年4月10日現在）と31年3月31日現在における避難指示等解除後の経過年月等

平成31年4月10日現在の避難指示区域

31年4月10日現在における12市町村の避難指示の状況



市町村	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域
田村市	無	無	無
南相馬市	無	無	有
川俣町	無	無	無
広野町	無	無	無
檜葉町	無	無	無
富岡町	無	無	有
川内村	無	無	無
大熊町	無	無	有
双葉町	有	無	有
浪江町	無	無	有
葛尾村	無	無	有
飯館村	無	無	有
合計	有：1町 無：11市町村	有：－ 無：12市町村	有：7市町村 無：5市町村

市町村	避難指示等解除日 注(1)注(2)	平成31年3月31日現在 における経過年月	市町村区域内の避難指示等 区域の有無
田村市	26年 4月 1日	4年11か月	なし
南相馬市	28年 7月12日	2年8か月	あり
川俣町	29年 3月31日	2年0か月	なし
広野町	23年 9月30日	7年6か月	なし
檜葉町	27年 9月 5日	3年6か月	なし
富岡町	29年 4月 1日	1年11か月	あり
川内村	28年 6月14日	2年9か月	なし
大熊町	31年 4月10日	解除前	あり
双葉町	－	－	あり
浪江町	29年 3月31日	2年0か月	あり
葛尾村	28年 6月12日	2年9か月	あり
飯館村	29年 3月31日	2年0か月	あり

注(1) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(2) 広野町の「避難指示等解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

そこで、避難指示区域等内の避難者について、31年3月31日現在における住民の帰還の状況を、帰還困難区域内を除く住民登録数と居住者数について調書の提出(注16)を受けるなどして確認したところ、町全域が避難指示区域に設定されている2町(注17)を除く10市町村のうち、避難指示により避難して避難指示解除後に帰還した者

(注18)  
(以下「帰還者」という。)の人数を把握しているのは、6町村であった。

(注19)  
上記の6町村における帰還者数と避難指示等解除区域の避難者数の合計人数に対する帰還者数の割合(以下「帰還率」という。)をみたところ、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、図表50のとおり6町村では49.2%となっていた。

(注16) 2町 双葉郡大熊、双葉両町

(注17) 10市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、檜葉、富岡、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

(注18) 6町村 伊達郡川俣、双葉郡広野、檜葉各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

(注19) 避難指示等解除区域の避難者数 避難者のうち、平成31年3月31日現在で避難指示区域に設定されている区域に住民登録している人数を除いた避難者数

図表50 6町村における避難及び帰還の状況（平成31年3月末現在）

(単位:人、%、事業、百万円)

項目		川俣町	広野町	檜葉町	川内村	葛尾村	飯館村	計	
避難及び帰還の状況	住民登録数	平成23年3月11日	1,252	5,490	8,011	3,038	1,567	6,509	25,867
		31年3月31日	812	4,735	6,908	2,617	1,408	5,619	22,099
		帰還困難区域 A	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	109	245	354
	居住者数	23年3月11日	データなし	データなし	データなし	3,038	1,524	6,132	10,694
		31年3月31日	368	4,117	3,678	2,117	390	1,258	11,928
		帰還者数 B	353	3,316	2,822	1,691	318	1,119	9,619
	避難者数	31年3月31日 C	547	618	3,230	512	1,007	4,358	10,272
	避難指示等解除区域の避難者数	31年3月31日 D=C-A	547	618	3,230	512	898	4,113	9,918
帰還者数と避難指示等解除区域の避難者数の合計	31年3月31日 E=B+D	900	3,934	6,052	2,203	1,216	5,232	19,537	
帰還率	31年3月31日 B÷E	39.2	84.2	46.6	76.7	26.1	21.3	49.2	
24年度から29年度までの環境整備等委託事業の実施状況	委託対象事業数	40	76	142	61	96	110	525	
	委託費総額	660	1,561	3,241	1,812	3,368	3,138	13,782	
避難指示等解除日		29年3月31日	23年9月30日	27年9月5日	28年6月14日	28年6月12日	29年3月31日		

注(1)「31年3月31日」の欄は、川俣町、葛尾村及び飯館村は平成31年4月1日現在、川内村は避難者数の欄だけ30年9月1日現在の数値となっている。

注(2) 広野町及び檜葉町は、住民登録数と居住者数との差を避難者数としている。

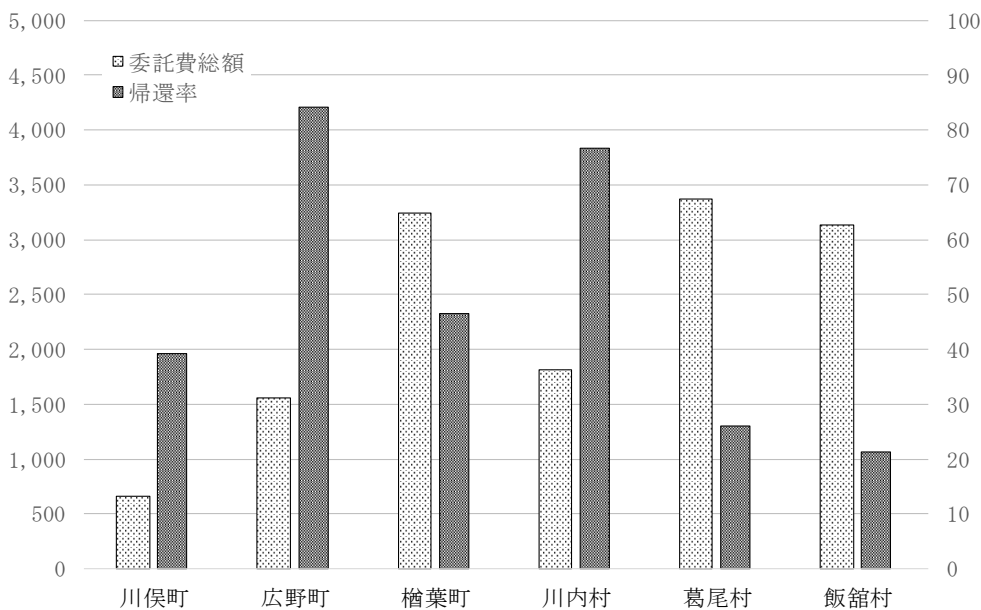
注(3) 避難指示の解除日は直近の解除日を記載している。

注(4) 広野町の「避難指示等解除日」欄は、緊急時避難準備区域の設定が解除された日付を記載している。

注(5) 川俣町の避難者数は、避難指示が解除された区域からの避難者数としている。

(単位：百万円)

(単位：%)



一方、6町村は、避難指示・解除区域市町村における住民の帰還の加速等を目的として、避難元における生活基盤施設・サービスの代替・補完等を行う環境整備等委託事業を実施している。

そこで、上記の6町村における帰還率と環境整備等委託事業の執行状況等をみたところ、環境整備等委託事業の委託費総額が最も多い葛尾村では、帰還率26.1%、委託対象事業数96件、委託費総額33億余円となっていた。また、帰還率が84.2%と最も高い広野町では、委託対象事業数76件、委託費総額15億余円となっていた。さらに、環境整備等委託事業の委託対象事業数及び委託費総額が最も少ない川俣

町では、帰還率39.2%、委託対象事業数40件、委託費総額6億余円となっていた。

このように、町村ごとに事業数及び委託費総額にばらつきがあるものの、各町村において、避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

また、住民が避難元市町村に戻らない理由について、住民意向調査をみると、図表51のとおり、当初は、「原子力発電所の安全性に不安があるから」や「放射線量に対する不安があるから」との回答が上位となっているが、調査の年度が進むにつれて、「医療環境に不安があるから」「避難先の方が生活利便性が高いから」や「既に生活基盤ができているから」が上位となっている。

図表51 住民意向調査の結果（平成24年度から30年度まで）

(単位：市町村)

		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
住民意向調査実施市町村数		8	9	9	9	9	7	5
避難元市町村に戻らない理由の第1位として挙げられている主たるもの	① 原子力発電所の安全性に不安があるから 又は 放射線量に対する不安があるから など	7	7	3	2	2	0	0
	② 医療環境に不安があるから など	0	0	4	4	4	2	1
	③ 避難先の方が生活利便性が高いから 又は 既に生活基盤ができているから など	0	1	2	2	2	5	4

注(1) 第1位の理由として上記①から③以外のものを挙げている市町村があるため、集計しても住民意向調査実施市町村数に満たないことがある。

注(2) 一市町村において第1位の理由が二つある場合は、それぞれの理由欄に一市町村として計上しているため重複がある。

市町村名	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
田村市	①放射線量に対する不安があるから	—	①原子力発電所の安全性に不安があるから	①放射線が不安だから ①原子力発電所の廃炉、管理等に不安があるから	—	—	—
南相馬市	—	①原子力発電所の安全性に不安があるから	—	—	①原子力発電所の安全性(事故収束や廃炉の状況)に不安があるから	—	—
川俣町	—	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから
檜葉町	①放射線量に対する不安があるから	①原子力発電所の安全性に不安があるから	①原子力発電所の安全性に不安があるから	②医療・介護・福祉施設の再開が十分でないから	②医療施設が十分でないから	②医療施設が十分でないから	—
富岡町	①放射線量に対する不安があるから	①放射線量が低下せず不安だから	②医療環境に不安があるから	②医療環境に不安があるから	②医療環境に不安があるから	③既に生活基盤ができているから	③既に生活基盤ができているから
川内村	—	—	②医療環境に不安があるから ③避難先の方が生活利便性が高いから	川内村外への移動交通が不便だから	②医療環境に不安があるから	—	—
大熊町	①放射線量に対する不安があるから	①放射線量が低下せず不安だから	②医療環境に不安があるから	②医療環境に不安があるから	—	③既に生活基盤ができているから	—
双葉町	帰還するまで時間がかかると思うから	①原子力発電所の安全性に不安があるから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	家が汚損・劣化し、住める状況にないから	③避難先で自宅を購入又は建築し、将来も継続的に居住する予定だから	③避難先で自宅を購入又は建築し、将来も継続的に居住する予定だから
浪江町	①放射線量に対する不安があるから	①原子力発電所の安全性に不安があるから	②医療環境に不安があるから	②医療環境に不安があるから	①原子力発電所の安全性に不安があるから	②医療環境に不安があるから	②医療環境に不安があるから
葛尾村	①放射線量が低下せず不安だから	水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	—	—	②医療環境に不安があるから	③避難先に住居を構えたから	③避難先の方が生活利便性が高いから
飯館村	①放射線量に対する不安があるから	①放射線量が低下せず不安だから	①除染後の放射線量の低下が不十分だから	③避難先の方が生活利便性が高いから	③避難先の方が生活利便性が高いから	—	—

注(1) 広野町は住民意向調査を実施していない。

注(2) 第1位の理由が二つある場合は、二つの理由を並記している。

国は、避難者の帰還支援や地方創生のモデルとなるような復興を実現していくこ

ととしていることから、福島再生加速化交付金事業等も含めた復興事業の執行を受けての帰還の状況の把握はもとより、居住率等による居住状況及び人口流入、流出状況を確認するなどして、福島再生加速化交付金事業等について、事業実施の検証や今後の事業の在り方を検討する必要がある。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

国は、福島復興再生基本方針において、施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、福島の復興及び再生に向けて責任を持って臨むこととしている。そして、国は、福島再生加速化交付金事業等を福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生の柱として位置付け、毎年度多額の予算を措置している。

会計検査院は、福島再生加速化交付金事業等について、合规性、有効性等の観点から、加速化交付金等の予算及び決算の推移はどのようになっているか、基金型事業の実施後の基金は効率的に管理されているか、各事業は事業計画等に照らして着実に進捗しその効果が発現しているか、避難者及び帰還者の状況と各事業の実施状況との関係はどのようになっているかに着眼して検査した。

##### ア 加速化交付金等の執行状況等

###### (ア) 加速化交付金の予算及び決算の状況

前身交付金のうち長期避難者生活拠点形成交付金の歳出予算額等の累計額は503億円、支出済歳出額の累計額は472億余円、執行率は93.8%、福島定住等緊急支援交付金の歳出予算額等の累計額は100億余円、支出済歳出額の累計額は80億余円、執行率は80.6%となっている。また、新交付金の歳出予算額等の累計額は4268億余円、支出済歳出額の累計額は2954億余円となっている。執行率及び不用率はそれぞれ69.2%、28.6%となっていて、歳出予算額等の累計額及び支出済歳出額の累計額が最も多いのは国土交通省、不用額の累計額が最も多いのは復興庁となっている。復興庁によると、不用額が多くなっている理由は、福島県等が事業計画を作成するに当たり、住民との合意形成に不測の日数を要したことなどによるとしている（19～25ページ参照）。

###### (イ) 加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

###### a 各交付対象項目の交付対象事業別の交付額とその執行状況

29年度末現在で加速化交付金の交付額は計2672億余円、執行額又は取崩額は

計2222億余円となっている。主な交付対象項目について、29年度末現在の加速化交付金の執行状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

長期避難者生活拠点形成は、13事業実施主体により29交付対象事業のうち7交付対象事業において計308件の事業が実施され、交付額は1872億余円、執行額又は取崩額は1622億余円となっている。交付対象事業別にみると「災害公営住宅整備事業等」の事業実施件数、交付額及び執行額又は取崩額が最も多くなっている。

福島定住等緊急支援は、28事業実施主体により7交付対象事業全てにおいて計223件の事業が実施され、交付額は161億余円、執行額又は取崩額は150億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については「学校、保育所、公園等の遊具等の更新」が、交付額及び執行額又は取崩額については「地域の運動施設の整備」が、それぞれ最も多くなっている。

帰還環境整備は、46事業実施主体により48交付対象事業のうち30交付対象事業において計579件の事業が実施され、交付額は621億余円、執行額又は取崩額は433億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については「個人線量管理・線量低減活動支援事業」が、交付額及び執行額又は取崩額については「農山村地域復興基盤総合整備事業」が、それぞれ最も多くなっている（26～31ページ参照）。

#### b 単年度型事業及び基金型事業の別等の執行状況

29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億余円、執行額又は取崩額は583億余円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億余円、執行額又は取崩額は1639億余円となっている。基金型事業について交付対象項目ごとにみると、そのほとんどが長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備に係るものであり、長期避難者生活拠点形成で基金型事業の事業実施件数が151件、交付額が1730億余円、取崩額が1485億余円となっていて、帰還環境整備の事業実施件数84件、交付額317億余円、取崩額152億余円より多くなっている。事業執行率についても、長期避難者生活拠点形成が85.8%となっていて、帰還環境整備の47.9%より高くなっている。基幹事業と避難者支援事業等又は効果促進事業等の別にみると、基幹事業が事業実施件数、交付額、執行額又は取崩額の大半を占めている。既に事業が完了して事業費の取

崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について29年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、福島県及び3市町村が保有する3省に係る165億余円となっていて、このうち、本宮市では同年度末現在で使用する見込みのない基金を保有している状況となっていた（31～36ページ参照）。

c 30年度以降も引き続き継続中の事業

29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も引き続き継続中の事業は、単年度型事業では41事業、基金型事業では24事業となっていて、特に単年度型事業では道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業が27事業、基金型事業では災害公営住宅整備事業等が9事業と、他の交付対象事業と比べて多くなっている（36、37ページ参照）。

(ウ) 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、24年度の支出済歳出額は4億余円で、年々増加して28年度には98億余円となったが、29年度は80億余円と減少している。年度執行率は28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。復興庁によると、避難指示・解除区域市町村の避難指示の解除が進んだ状況を踏まえ29年度に歳出予算現額が増加した一方で、事業計画書の策定及び関係者間の調整に多くの日数を要したことなどから不用額が増加したことよるとしている。また、29年度までに全ての執行が完了している予算科目についてみると、歳出予算額の累計額は419億余円、支出済歳出額の累計額は194億余円、執行率は46.3%にとどまっている（37～39ページ参照）。

(エ) 環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は計381億余円となっており、生活環境整備事業に係る支払額は計113億余円、帰還・再生事業に係る支払額は計268億余円となっている（39、40ページ参照）。

イ 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

(ア) 加速化事業の実施状況

a 長期避難者生活拠点形成の実施状況

長期避難者生活拠点形成のうち、執行額が1529億余円に上る災害公営住宅整備事業等の復興公営住宅の整備の状況をみると、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備率は96.2%となっていた。



整備済みとなっていない183戸のうち60戸は整備中で、建設が保留されている123戸は今後の需要に応じて建設の保留を解除する方針としている。整備済戸数のうちの大部分は福島県が事業実施主体となって整備している復興公営住宅であり、主にいわき、南相馬、郡山、福島、二本松各市において整備されている。また、避難元市町村が自ら事業実施主体となって避難先市町村に復興公営住宅を整備しているものも見受けられる。

復興公営住宅への入居に当たり、コミュニティ維持等の観点から団地等ごとに市町村単位や親族同士等、ある程度のまとまりを持って入居することができるように配慮していることから、福島県では団地等の単位ごとに入居対象となる避難元市町村の長期避難者に対する配分を決めている。福島県が事業実施主体となって整備し、入居が開始された復興公営住宅についてその配分状況を見ると、避難元市町村である7市町村に配分されている。

復興公営住宅の29年度末現在の入居状況を見ると、福島県及び3市町村が整備した4,513戸のうち空室数は計590戸、空室率は13.0%となっている。空室となっている理由には、入居開始時には一旦満室となったものの、その後入居者が自宅を取得して転居するなどしたものが含まれている。復興公営住宅は、入居者の転居等に伴い定期的に入居者を募集しても空室が解消されない状況にある。

基幹事業と一体となって実施している避難者支援事業等についてみると、復興公営住宅の住民等が使用する駐車場整備事業が、全事業数の75.0%、全執行額の38.4%を占めている（40～48ページ参照）。

#### b 福島定住等緊急支援の実施状況

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は29年度末現在で計135億余円となっていて、このうち子どもの運動機会の確保のための事業は96.5%を占める状況となっている。効果促進事業等を見ると、ソフト事業であるプレイリーダー養成事業等のほか、運動施設に係る駐車場整備や運動施設の外構工事等が行われている（48、49ページ参照）。

#### c 帰還環境整備の実施状況

帰還環境整備のうち農山村地域復興基盤総合整備事業は、復興整備実施計画の21事業、農地整備事業の19事業の両事業で大半を占めている。29年度末現在における農山村地域復興基盤総合整備事業の進捗状況を見ると、47事業のうち

25事業が継続中となっていて、そのうち12事業は復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継続することとしている。福島県によると、事業で策定した復興整備実施計画の活用状況及び整備した農地の利用状況について、復興整備実施計画の全21事業のうち策定済みの16事業は、各地区の事業実施のための計画として使用しているとしており、ほ場の大区画化等を実施する農地整備事業では、事業が完了した1事業及び継続中の事業のうち7事業の事業が完了した区画で営農が再開されているとしている。

避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業の事業実施主体は福島県となっていて、対象事業の実施状況をみたところ、計58億余円が交付されており、帰還困難区域に所在する事業者が保有する危険物、化学物質等3,887 t等が処理された。

個人線量管理・線量低減活動支援事業について、避難指示・解除区域11市町村を除いて対象事業ごとの実施状況をみたところ、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施され、執行額は計28億余円となっていた。このうち実施件数が110件、執行額が19億余円と最も多くなっている「被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、内部被ばくの可能性がある食品の線量測定の実施件数が50件、執行額が9億余円と最も多くなっている（50～57ページ参照）。

#### d 道路等側溝堆積物撤去・処理支援の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援は、平成29年度末現在、福島県及び12市町村が事業実施主体となり、新交付金の交付額は計14億余円となっている。避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村の事業の実施状況をみると、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量はそれぞれ192.3km、5,831.2m<sup>3</sup>となっている。撤去数量のうち3,715.4m<sup>3</sup>が仮置場に保管されて、このうち2,319.0m<sup>3</sup>は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4m<sup>3</sup>は29年度末までに処理されなかった。道路等側溝堆積物の撤去及び処理が完了した地区のうち復興庁への実績報告の時点で維持管理が再開されていない地区について、事業実施主体となっている市町村において実績報告後の維持管理の再開状況を把握していなかった事態が見受けられた（57～61ページ参照）。

#### e 原子力災害情報発信等拠点施設等整備の実施状況

原子力災害情報発信等拠点施設等整備のうち原子力災害情報発信等拠点施設

整備事業は、福島県が事業実施主体となって、原子力災害に係る情報発信等拠点施設の整備等を実施するものであり、福島県は、29年度までに、当該施設の基本設計、実施設計等を実施しており、新交付金の執行額は29年度末現在で1億余円となっていた（61ページ参照）。

f 避難者支援事業等及び効果促進事業等の実施状況

避難者支援事業等及び効果促進事業等については、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。基金型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち50.0%、市町村が実施した基幹事業のうち27.9%において避難者支援事業等又は効果促進事業等が実施されている（61～63ページ参照）。

(イ) 環境整備等委託事業の実施状況

a 生活環境整備事業の実施状況

生活環境整備事業の事業数は計444事業となっていて、このうち「清掃等の行為」に係る事業は436事業、「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。受託市町村等別に実施状況をみると、全ての受託市町村等が「清掃等の行為」に係る事業を、2市町が「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業を実施している。24年度から29年度までの委託費の推移について避難指示等の解除との関係からみると、田村市は26年度までに市内の避難指示が解除されるなど早い段階で公共施設等の機能回復に取り組めたことから、委託費の総額は他の受託市町村等と比較して少なくなっており、28年度以降は事業が実施されていないなどして、避難指示の解除時期に応じて委託費の額が変動している（64～67ページ参照）。

b 帰還・再生事業の実施状況

帰還・再生事業の事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別にみると、「その他」を除いては「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。24年度から29年度までの事業数の推移について避難指示等の解除との関係からみると、田村市及び広野町は早い段階で帰還への環境が整えられたことから、事業数は他の受託市町村等と比べて少なくなっている。また、委託費が最も多くなっている「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の委託対象事業についてみると、委託費総

額135億余円のうち57億余円が「防犯・防災パトロール委託事業」となっていて、10市町村が実施している（67～71ページ参照）。

#### (ウ) 帰還者の状況等

福島県被害状況即報の第1752報（平成31年4月5日8時現在）によると、県内への避難者数は避難指示・解除区域市町村からの7,235人、46都道府県への避難者数は32,476人となっている。

避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数についてみると、震災前は157,964人であったが、31年3月31日現在は132,499人となっており、減少率は16.1%と福島県全体の減少率の8.6%を上回るものとなっている。避難指示・解除区域市町村のうち9市町村における居住率をみると、震災前の99.1%に対して31年3月31日現在の居住率は52.8%となっている。避難指示・解除区域市町村からの避難者数と復興公営住宅の整備済戸数をみたところ、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅が配分又は整備され、加速化交付金が執行されていた。

避難指示区域等内の避難者について、帰還者の人数を把握している6町村における帰還率をみたところ、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、49.2%となっていた。帰還率と環境整備等委託事業の施行状況等をみたところ、町村ごとに事業数及び委託費総額にはばらつきがあるものの、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた（71～82ページ参照）。

#### (2) 所見

東日本大震災は、被災地域が極めて広範囲にわたる大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的な未曾有の大災害である。このうち、福島は地震及び津波による被害のみならず、原子力発電施設の事故に伴う原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けるとともに、住民は避難指示等によりふるさとを離れての避難生活を余儀なくされている状況である。

国は、福島の復興及び再生に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであり、加速化交付金を始めとする様々な支援制度を設けて、長期避難者に対する安定した生活環境を確保したり、避難解除等区域等における生活再開に必要な環境整備を行ったりするなどして、福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生を推進している。

また、福島復興再生基本方針において、国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に向けた取組に当たって、同方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保するとともに適正かつ効率的な事業執行に努めるとされている。

については、復興基本方針及び福島復興再生基本方針において、福島の復興及び再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとしていることを踏まえ、国又は事業実施主体は、今後も引き続き、次の点に十分留意して原子力災害からの福島の復興及び再生がより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア 国は、予算措置された加速化交付金等について、不用額が年度により増減して、府省庁等によっては一部の年度において不用額が多額となるなどの状況もあったことから、引き続き、事業実施主体における事業実施状況等を踏まえ、より着実な事業執行に努めること。また、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がないなどの場合には事業計画期間の期限の到来等による基金廃止等を待たずに国庫への返還を促すことに留意すること

イ 事業実施主体は、引き続き、福島再生加速化交付金事業等により整備した施設等を活用した事業効果について把握に努めるとともに、事業完了後の施設等の利用環境に変化が生じた場合は、施設等をより有効に活用するための適切な対応について検討すること

ウ 国は、各市町村における避難者及び帰還者の現状を踏まえ、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等の事業実施主体と今後も連携を図りつつ、復興及び再生に必要な措置について、引き続き検討すること

会計検査院としては、今後とも福島再生加速化交付金事業等の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

# 別 表 目 次

別表1	新交付金の交付担当大臣、主な交付対象事業等（平成29年度末現在）・	91
別表2	新交付金の交付対象事業（基幹事業）の概要（平成29年度末現在）・	92
別表3	加速化交付金の実施状況（平成25年度から29年度まで）・	96
別表4	環境整備等委託事業の概要（平成29年度末現在）・	100
別表5	環境整備等委託事業の実施状況（平成24年度から29年度まで）・	103
別表6	住民意向調査の結果	104

別表1 新交付金の交付担当大臣、主な交付対象事業等（平成29年度末現在）

交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関	交付対象項目	交付対象事業（基幹事業）数	主な交付対象事業（基幹事業）
内閣総理大臣			10	
	内閣府	帰還環境整備	3	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業
	復興庁	福島定住等緊急支援	1	学校、保育所、公園等の遊具の更新
		福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）	1	福島健康不安対策事業
		帰還環境整備	2	生活環境向上支援事業
		道路等側溝堆積物撤去・処理支援	1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業
		原子力災害情報発信等拠点施設等整備	2	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業
警察庁長官	警察庁	長期避難者生活拠点形成	1	交通安全施設等整備事業
総務大臣	総務省	帰還環境整備	1	エリア放送受信環境整備事業
文部科学大臣			10	
	文部科学省	長期避難者生活拠点形成	4	公立学校施設整備費国庫負担事業
		福島定住等緊急支援	2	地域の運動施設の整備
		帰還環境整備	4	公立学校施設整備費国庫負担事業
厚生労働大臣			31	
	厚生労働省	長期避難者生活拠点形成	15	認定こども園整備事業
		帰還環境整備	16	水道施設整備事業
農林水産大臣			7	
	農林水産省	長期避難者生活拠点形成	1	「農」のある暮らしづくり事業
		帰還環境整備	6	農山村地域復興基盤総合整備事業
経済産業大臣	経済産業省	帰還環境整備	2	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
国土交通大臣			23	
	国土交通省	長期避難者生活拠点形成	7	災害公営住宅整備事業等
		福島定住等緊急支援	3	地域の運動施設の整備
		帰還環境整備	13	災害公営住宅整備事業等
環境大臣			2	
	環境省	長期避難者生活拠点形成	1	廃棄物処理施設改良・改修事業
	原子力規制委員会	帰還環境整備	1	放射線測定装置・機器等整備支援事業
計			87	

注(1) 福島定住等緊急支援及び福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）は実施要綱が分かれているため、区分して記載している。

注(2) 避難者支援事業等及び効果促進事業等は、交付対象事業数には含めていない。

別表2 新交付金の交付対象事業（基幹事業）の概要（平成29年度末現在）

・長期避難者生活拠点形成

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
生活拠点事業	1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	国土交通省	避難者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備に係る費用を支援
	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		避難者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	3	東日本大震災特別家賃低減事業		応急仮設住宅等に居住する低所得の避難者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低廉化するために、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援
	4	公営住宅等ストック総合改善事業		公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るために、既存の公営住宅や改良住宅等を対象とした耐震改修及び昇降機改修に係る費用を支援
関連基盤整備等事業	5	交通安全施設等整備事業	警察庁	長期避難者の交通の安全と円滑を確保するために、都道府県公安委員会が実施する信号機、道路標識及び道路標示の新設、改良等に係る費用を支援
	6	公立学校施設整備費国庫負担事業	文部科学省	居住制限者の生活拠点の形成のために行う、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の校舎及び屋内運動場、中等教育学校の前期課程の寄宿舎、特別支援学校の小学部及び中学部の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）の新増築並びに小学校、中学校及び義務教育学校の統合に伴って必要となる校舎又は屋内運動場の増築に要する経費を支援
	7	学校施設環境改善事業		居住制限者の生活拠点の形成のために行う、義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部）等の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎）等で構造上危険な状態にある建物の改築並びに幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の補強を要する建物の補強工事等に要する経費等を支援
	8	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		認定こども園（幼稚園及び幼稚園機能部分）の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備（新設、修理及び改修）に係る経費を支援
	9	埋蔵文化財発掘調査事業		埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う、発掘調査及び発掘された資料の保存整理に要する費用並びに埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにして復興事業と調整するために行う、遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に要する経費等を支援
	10	認定こども園整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、認定こども園の整備に係る経費を支援
	11	保育所等の複合化・多機能化推進事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に係る経費を支援
	12	保育所緊急整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、保育所の整備に係る経費を支援
	13	放課後児童クラブ整備事業		長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、放課後児童クラブの整備に係る経費を支援
	14	児童福祉施設等整備事業	長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、児童福祉施設等の整備に係る経費を支援	
	15	子育て支援のための拠点施設整備事業	長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するために、子育て支援のための拠点施設の整備に係る経費を支援	
	16	介護基盤復興まちづくり整備事業	厚生労働省	被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するために、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な取組に係る経費を支援
	17	介護基盤の緊急整備等特別対策事業		地域の介護ニーズに対応するための小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に係る経費を支援
	18	施設開設準備経費助成特別対策事業		特別養護老人ホーム等の円滑な開設のために、施設の開設準備に係る経費を支援
	19	定期借地権利用による整備促進特別事業		施設等用地の確保を容易にすることを通じて、介護施設等の整備を促進するために、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について支援
	20	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業		都市型経費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備に係る経費を支援
	21	地域介護・福祉空間整備推進事業		地域密着型サービス等の導入や「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業」による先進的な事業の実施のために、特に必要と認められる場合、設備やシステムに係る経費を支援
	22	被災者生活支援事業		避難先市町村の居住制限者である高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図るための経費を支援
	23	社会福祉施設等施設整備事業		社会福祉法人等による社会福祉施設等の整備に係る経費を支援
	24	水道施設整備事業		生活拠点形成事業計画に基づく災害公営住宅等の整備に伴う新たな水道施設の整備に係る経費を支援
	25	「農」のある暮らしづくり事業	農林水産省	長期避難者の生活環境を改善するために、災害公営住宅整備と併せて行う市民農園等の整備に係る経費を支援
	26	道路事業	国土交通省	長期避難者のための災害公営住宅へのアクセス道路や災害公営住宅の整備に伴って交通量が増大する交差点等の改良等の整備に係る費用を支援
	27	下水道事業		長期避難者の安定した生活環境を確保するために、必要な下水道管渠の整備に係る費用を支援
	28	都市公園事業		長期避難者のための生活拠点の形成を促進するために、居住制限者が入居する公営住宅の整備と一体的に、避難者を受け入れている地方公共団体における基盤整備の一つとして都市公園の整備に係る費用を支援
29	廃棄物処理施設改良・改修事業	環境省		長期避難者を受け入れている地方公共団体において、避難者の安定した生活環境を確保するために、必要な廃棄物処理施設の改良・改修に係る費用を支援

(注) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。



・福島定住等緊急支援

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	学校、保育所、公園等の遊具の更新	復興庁	子どもの運動機会の確保のために、学校、保育所、公園等の遊具の更新を支援
	2	福島健康不安対策事業		福島県が行う子どもをはじめとする住民の健康を守る取組として、県民の健康不安の解消に資する事業を支援
	3	地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	文部科学省	長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保に資する地域の運動施設の整備を支援
	4	地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）		長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備を支援
	5	地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）	国土交通省	子どもの運動機会の確保のために、公園・広場の整備を支援
	6	子育て定住支援賃貸住宅の建設		子育て世帯の帰還・定住を促進するために、地方公共団体が建設し、管理する公的な賃貸住宅及びその附属施設の建設を支援
	7	子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化		子育て世帯の帰還・定住を促進するために、地方公共団体が建設し、管理する公的な賃貸住宅に係る家賃の低廉化を支援

(注) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

・帰還環境整備

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
生活拠点整備	1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	国土交通省	原子力災害により避難を余儀なくされた地元住民の帰還後の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援
	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		帰還者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	3	東日本大震災特別家賃低減事業		低所得の帰還者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低廉化するために、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援
	4	公営住宅等ストック総合改善事業		公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るために、既存の公営住宅や改良住宅等を対象とした耐震改修及び昇降機改修に係る費用を支援
	5	福島再生賃貸住宅整備事業		本来帰還を望む住民や新規転入の可能性のある者が、他の地域への移転・居住を選択せず、被災地に定住し人口を回復させるために、避難指示のあった地域において公的賃貸住宅を建設等を支援
	6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		地元住民、新規転入者向けに整備された公的賃貸住宅について、入居者の居住の安定確保を図るために、公的賃貸住宅の家賃低廉化に係る費用を支援
	7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		避難指示解除後の町内復興拠点、郡内復興拠点の形成のための公的賃貸住宅整備を緊急かつ迅速に実施するために、公的賃貸住宅に係る用地取得費及び土地造成費を補助対象とし、地方公共団体の取組を支援
	8	福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）		原子力災害からの復興の拠点となる市街地（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援
	9	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）		原子力災害からの復興の拠点となる市街地を形成する面整備事業として、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進
	10	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）		原子力災害被災地域の早期復興及び市街地の防災性の向上を図り、避難を余儀なくされた住民の帰還を促進するために、被災地における復興まちづくりなどに対して支援
	11	道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）		土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業等による面整備事業の施行と一体的に施行すべきアクセス道路等の整備（道路の新設・改築）及び面整備事業の施行地区内で整備する都市計画道路の整備等に係る費用を支援
	12	下水道事業		原子力災害により避難を余儀なくされた地元住民の帰還後の生活に必要な下水道管渠の整備等に関する費用を支援
	13	都市公園事業		住民の帰還促進を図るための環境整備に資する都市公園の整備に係る費用を支援

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
生活拠点整備	14	公立学校施設整備費国庫負担事業	文部科学省	復興・再生に遅れが生じている地域の生活拠点の整備のために行う、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の校舎及び屋内運動場、中等教育学校の前期課程の寄宿舎、特別支援学校の小学部及び中学部の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎)の新増築並びに小学校、中学校及び義務教育学校の統合に伴って必要となる校舎又は屋内運動場の増築に要する経費を支援
	15	学校施設環境改善事業		復興・再生に遅れが生じている地域の生活拠点の整備のために行う、義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部)等の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎)等で構造上危険な状態にある建物の改築並びに幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の補強を要する建物の補強工事に要する経費等を支援
	16	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		認定こども園(幼稚園及び幼稚園機能部分)の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備(新設、修理及び改造)に係る経費を支援
	17	埋蔵文化財発掘調査事業		埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う、発掘調査及び発掘された資料の保存整理に要する費用並びに埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにして復興事業と調整するために行う、遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に要する経費等を支援
	18	エリア放送受信環境整備事業	総務省	帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るため、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備に要する費用を支援
生活環境向上対策	19	生活環境向上支援事業	復興庁	除染後においても、更なる生活環境の快適性と放射線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上対策を支援
	20	水道施設整備事業	厚生労働省	生活用水に対する不安払拭、生活環境の向上、公衆衛生の向上等を図るために地域の再生に必要な水道施設の整備を支援
	21	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣府	東日本大震災の発生時に使用、保管されていて、震災後放置された危険物、化学物質等について、設備の劣化が進み、危険物等が漏えいなどするリスクが高まっていることから、迅速な処理を促進するために危険物、化学物質等の回収、運搬、処理等の作業等を支援
健康管理・健康不安対策	22	放射線測定装置・機器等整備支援事業	原子力規制委員会	よりきめ細かく空間放射線量率を測定するために必要なモニタリングポスト等の増設に係る費用を支援
	23	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府	放射線に関する住民の不安の解消に資するために、避難した住民のうち希望する住民に対して、避難元である地域の避難指示の解除前に、個人線量計を貸与したり、住民が消費する食物や飲料水等の放射線量を測定したりなどする取組を支援
	24	相談員育成・配置事業		帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向けた「相談員」の育成・配置に必要な措置を支援
	25	保健衛生施設等施設・設備整備事業	厚生労働省	福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、帰還環境整備事業計画に基づき行われる保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る経費を支援
	26	被災者生活支援事業		避難指示区域等の高齢者、障害者(児)等の安心した生活を支援するために、専門職種の者による相談及び生活支援並びに総合相談、居宅サービス及び生活支援サービスを提供するサービス拠点設置等を支援
社会福祉施設整備	27	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	厚生労働省	都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備に要する経費を助成
	28	地域介護・福祉空間整備推進事業		地域密着型サービス等の導入や地域介護・福祉空間整備交付金(先進的事業整備計画分)による先進的事業の実施のために、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成
	29	社会福祉施設等施設整備事業		障害児・障害者が地域で普通に生活し、障害があっても自ら選んだ地域で生活していける環境整備を行うために、障害者の就労や地域生活支援等の「日中活動の場」や、地域で安心して生活するためのグループホーム・ケアホーム等の「住まいの場」の確保、障害児支援施設等の創設や老朽改築等の施設整備に要する経費の一部を補助
	30	介護基盤復興まちづくり整備事業		原子力災害被災地域において、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するために、「介護基盤の緊急整備特別対策事業」を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な取組に係る経費を支援
	31	介護基盤の緊急整備特別対策事業		地域の介護ニーズに対応するための小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に係る費用を支援。円滑に介護保険サービスの提供ができるような体制整備を行うため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備に要する費用を助成。原子力災害被災地において、日常生活圏域で医療・介護サービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制づくりを行うため、拠点を整備する事業に対して補助
	32	定期借地権利用による整備促進特別対策事業		施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るために、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に払われた一時金(賃料の前払として授受されたものに限る。)について補助
	33	施設開設準備経費助成特別対策事業		開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するために、特別養護老人ホーム等を設置する際に、当該施設等の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費について補助
	34	保育所緊急整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、保育所の整備に係る経費を支援
	35	放課後児童クラブ整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、放課後児童クラブの整備に係る経費を支援
	36	児童福祉施設等整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、児童福祉施設等の整備に係る経費を支援

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
社会福祉施設整備	37	子育て支援のための拠点施設整備事業	厚生労働省	福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、子育て支援のための拠点施設の整備に係る経費を支援
	38	認定こども園整備事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、認定こども園の整備に係る経費を支援
	39	保育所等の複合化・多機能化推進事業		福島第一原発の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するために、認定こども園(保育所機能部分)、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に係る経費を支援
農林水産業再開のための環境整備	40	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	原子力災害により被災した農山村地域の農林業再生の加速化のために、農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備に対して支援
	41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業		安心、安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るために、避難住民の早期帰還による農林水産業の再開に向けた生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の環境整備等の実施を支援
	42	農業基盤整備促進事業		原子力災害被災地域の復興を加速させるために、地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備の実施を支援
	43	被災地域農業復興総合支援事業		原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するために、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援
	44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するために、地域の農林水産業を技術面から支えている福島県の農林水産試験研究機関について、その施設等の整備を支援
	45	木質バイオマス施設等緊急整備事業		地域の資源を活用したまちづくりを推進し地域の再生を加速化するために、原子力災害被災地域において、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設、木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備を支援
商工業再開のための環境整備	46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	経済産業省	避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域において、地方公共団体が新たな産業団地等の整備又は既存の産業団地等の買収、借上げ等により、企業等に対して産業団地等の賃貸を行う事業に対して支援
	47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業	復興庁	避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域において、地方公共団体が事業所及びその付帯施設、設備の整備等を行う事業等に対して支援
	48	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	復興庁	事業者や商業施設の早期再開を目指すために、下水道インフラが修復されるまでの間、各事業所等に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備する費用を支援

(注) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

### ・道路等側溝堆積物撤去・処理支援

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	復興庁	福島第一原発の事故発生後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいるために処理が困難になったこと、住民が避難したことでそれまで行われていた住民による清掃活動が中止されたことなどにより通常の道路等側溝の維持管理活動が中断された地域に対して、1回に限り道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援

(注) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を番号で示したものである。

### ・原子力災害情報発信等拠点施設等整備

事業(柱)	番号	交付対象事業	所管	事業概要
	1	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業	復興庁	原子力災害に係る福島の経験と教訓等を踏まえた資料展示や関連調査、研修等の実施を通じ、その経験や教訓等を国内外に発信するために、原子力災害情報発信等拠点施設の整備に対して支援
	2	拠点周辺等環境整備等事業		福島国際研究産業都市構想の加速化並びに地元の復興及び再生に寄与するために、同構想の具現化に向けて、生活周辺環境整備や交流人口拡大、同構想に関係する多様な関係者の連携強化と同構想への参画を促す取組に対して支援

(注) 番号は、交付対象項目ごとに定めた実施要綱に挙げられている交付対象事業を通し番号で示したものである。

別表3 加速化交付金の実施状況（平成25年度から29年度まで）

・長期避難者生活拠点形成（6省庁29事業）

(単位：百万円)

番号	事業(注)	交付対象事業	事業番号	事業実施件数	執行額					執行額又は取崩額計
					平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		国土交通省								
1	生活拠点事業	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	A-1	179	10,006	15,263	34,901	51,490	41,295	152,958
2		災害公営住宅家賃低廉化事業	A-2	36	-	52	631	1,583	3,204	5,472
3		東日本大震災特別家賃低減事業	A-3	36	-	7	89	206	376	679
4		公営住宅等ストック総合改善事業	A-4	-	-	-	-	-	-	-
		警察庁								
5		交通安全施設等整備事業	B-1	-	-	-	-	-	-	-
		文部科学省								
6		公立学校施設整備費国庫負担事業	C-1	-	-	-	-	-	-	-
7		学校施設環境改善事業	C-2	-	-	-	-	-	-	-
8		幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	C-3	-	-	-	-	-	-	-
9		埋蔵文化財発掘調査事業	C-4	-	-	-	-	-	-	-
		厚生労働省								
10	関連基盤整備等事業	認定こども園整備事業	D-1	-	-	-	-	-	-	-
11		保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-2	-	-	-	-	-	-	-
12		保育所緊急整備事業	D-3	-	-	-	-	-	-	-
13		放課後児童クラブ整備事業	D-4	-	-	-	-	-	-	-
14		児童福祉施設等整備事業	D-5	-	-	-	-	-	-	-
15		子育て支援のための拠点施設整備事業	D-6	-	-	-	-	-	-	-
16		介護基盤復興まちづくり整備事業	D-7	-	-	-	-	-	-	-
17		介護基盤の緊急整備等特別対策事業	D-8	-	-	-	-	-	-	-
18		施設開設準備経費助成特別対策事業	D-9	4	-	-	60	-	40	101
19		定期借地権利用による整備促進特別事業	D-10	-	-	-	-	-	-	-
20		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	D-11	-	-	-	-	-	-	-
21		地域介護・福祉空間整備推進事業	D-12	-	-	-	-	-	-	-
22		被災者生活支援事業	D-13	5	-	26	97	201	323	649
23		社会福祉施設等施設整備事業	D-14	-	-	-	-	-	-	-
24		水道施設整備事業	D-15	-	-	-	-	-	-	-
		農林水産省								
25		「農」のある暮らしづくり事業	E-1	-	-	-	-	-	-	-
		国土交通省								
26		道路事業	F-1	45	11	76	711	624	592	2,016
27		下水道事業	F-2	-	-	-	-	-	-	-
28		都市公園事業	F-3	-	-	-	-	-	-	-
		環境省								
29		廃棄物処理施設改良・改修事業	G-1	3	-	-	53	173	172	400
		計		308	10,017	15,426	36,546	54,279	46,007	162,278

・福島定住等緊急支援（3省庁7事業）

(単位：百万円)

番号	交付対象事業	事業番号	事業実施件数	執行額					執行額又は取崩額計
				平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
復興庁									
1	学校、保育所、公園等の遊具の更新	A-1	116	503	1,682	872	3	12	3,074
2	福島健康不安対策事業		1	-	-	-	-	198	198
文部科学省									
3	地域の運動施設の整備（地域屋内スポーツ施設の新改築等、地域水泳プールの新改築等、地域屋外スポーツ施設の新改築等、地域屋外スポーツ施設の上屋新築、地域屋外水泳プールの上屋新築）	B-1	69	212	2,161	3,309	2,509	585	8,778
4	地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（学校の屋外運動場の整備に関する事業、学校開放用屋外水泳プールの新改築等、学校開放用屋外水泳プール上屋の新改築、学校開放用屋内水泳プールの新改築等、学校開放用屋外運動場照明施設の新改築、学校開放用クラブハウスの新改築等）	B-2	1	1	31	-	-	-	32
国土交通省									
5	地域の運動施設の整備（子どもの運動機会確保のための公園・広場の整備）	C-1	30	162	983	1,166	365	-	2,677
6	子育て定住支援賃貸住宅の建設	C-2	3	0	260	-	-	-	260
7	子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化	C-3	3	-	-	2	4	3	10
計			223	881	5,118	5,350	2,882	799	15,032

・帰還環境整備（9府省庁48事業）

(単位：百万円)

番号	事業(柱)	交付対象事業	事業実施件数	執行額					執行額又は取崩額計
				平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
国土交通省									
1	生活拠点整備	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	7	-	-	27	-	-	27
2		災害公営住宅家賃低廉化事業	-	-	-	-	-	-	-
3		東日本大震災特別家賃低減事業	-	-	-	-	-	-	-
4		公営住宅等ストック総合改善事業	-	-	-	-	-	-	-
5		福島再生賃貸住宅整備事業	7	-	27	162	-	-	189
6		福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	-	-	-	-	-	-	-
7		福島再生賃貸住宅用地取得造成事業	3	-	13	36	-	-	50
8		福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）	1	-	-	33	-	-	33
9		都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	-	-	-	-	-	-	-
10		都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	-	-	-	-	-	-	-
11		道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）	3	-	-	55	100	267	423
12		下水道事業	-	-	-	-	-	-	-
13		都市公園事業	3	-	-	4	49	72	127

(単位：百万円)

番号	事業(柱)	交付対象事業	事業実施件数	執行額					執行額又は取崩額計
				平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		文部科学省							
14	生活拠点整備	公立学校施設整備費国庫負担事業	2	-	-	110	-	-	110
15		学校施設環境改善事業	30	-	179	358	-	-	537
16		幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	12	-	-	-	162	257	420
17		埋蔵文化財発掘調査事業	7	-	0	6	13	21	41
		総務省							
18		エリア放送受信環境整備事業	-	-	-	-	-	-	-
		復興庁							
19	生活環境向上対策	生活環境向上支援事業	12	-	353	558	-	-	912
		厚生労働省							
20		水道施設整備事業	19	-	176	365	231	311	1,085
		内閣府							
21		避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	4	-	1,052	4,775	21	12	5,861
		原子力規制委員会							
22	健康管理・健康不安対策	放射線測定装置・機器等整備支援事業	12	-	6	326	47	47	427
		内閣府							
23		個人線量管理・線量低減活動支援事業	225	-	1,043	979	1,154	1,138	4,316
24		相談員育成・配置事業	27	-	29	532	47	38	648
		厚生労働省							
25		保健衛生施設等施設・設備整備事業	-	-	-	-	-	-	-
26		被災者生活支援事業	6	-	-	-	-	155	155
27	社会福祉施設整備	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-
28		地域介護・福祉空間整備推進事業	-	-	-	-	-	-	-
29		社会福祉施設等施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-
30		介護基盤復興まちづくり整備事業	-	-	-	-	-	-	-
31		介護基盤の緊急整備特別対策事業	-	-	-	-	-	-	-
32		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	-	-	-	-	-	-	-
33		施設開設準備経費助成特別対策事業	2	-	-	16	35	-	52
34		保育所緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	-
35		放課後児童クラブ整備事業	2	-	-	1	-	-	1
36		児童福祉施設等整備事業	3	-	-	-	14	1	15
37		子育て支援のための拠点施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-
38		認定こども園整備事業	1	-	-	-	-	-	-
39		保育所等の複合化・多機能化推進事業	2	-	-	-	-	7	7

(単位：百万円)

番号	事業(柱)	交付対象事業	事業実施件数	執行額					執行額又は取崩額計
				平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		農林水産省							
40	農林水産業再開のための環境整備	農山村地域復興基盤総合整備事業	122	-	329	1,441	5,028	6,269	13,069
41		農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業	7	-	172	723	-	-	896
42		農業基盤整備促進事業	14	-	218	527	194	560	1,502
43		被災地域農業復興総合支援事業	19	-	-	74	823	3,177	4,075
44		農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	-
45		木質バイオマス施設等緊急整備事業	1	-	-	-	-	-	-
		経済産業省							
46	商工業再開のための環境整備	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	19	-	2,712	4,305	13	108	7,140
47		原子力災害被災地域事業所整備等支援事業	6	-	49	1,163	-	-	1,212
48		復興庁 事業者等向け浄化槽導入等支援事業	1	-	5	15	-	-	21
計			579	-	6,372	16,604	7,937	12,449	43,364

・道路等側溝堆積物撤去・処理支援(1庁1事業)

(単位：百万円)

番号	交付対象事業	事業実施件数	執行額					執行額計	
			平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
復興庁									
1	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	50	-	-	-	56	1,400	1,456	
計			50	-	-	-	56	1,400	1,456

・原子力災害情報発信等拠点施設等整備(1庁2事業)

(単位：百万円)

番号	交付対象事業	事業実施件数	執行額					執行額計	
			平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
復興庁									
1	原子力災害情報発信等拠点施設整備事業	A-1	1	-	-	-	-	146	146
2	拠点周辺等環境整備等事業	B-1	-	-	-	-	-	-	-
計			1	-	-	-	-	146	146

別表4 環境整備等委託事業の概要（平成29年度末現在）

・生活環境整備事業

（委託対象事業一覧）

委託対象事業	番号	(参考) 実施する行為の概要
清掃等の行為	1-1	点検、試験、清掃、軽微な修理及び修繕 (消耗品の交換を含む。)
公共・公益的機能を回復させるために必要な行為	2-1	住民が日常生活を営むにあたり必要なバスの運行 (路線バス、スクールバス、通院バス、買い物バス等)
	2-2	施設の再開に必要な職員等の募集、研修 (社会福祉施設や病院の再開に必要な医師、看護師、介護士等)
	2-3	施設の再開に必要な職員等の応急的な住居借上げ及び仮設住宅整備

（事業の実施対象となる施設一覧）

区分	番号	対象施設	要件等
1. 学校教育施設	1-1	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市町村又は学校法人が設置するものであること
	1-2	その他学校教育施設	児童の教育増進を図ることを目的として市町村が設置する施設（学校給食共同調理場等）であること
2. 社会教育施設	2-1	公民館	社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館であること
	2-2	図書館	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であること
	2-3	博物館	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館であること
	2-4	その他社会教育施設	市町村等が地域住民の社会教育の増進を図ることを目的として設置するものであること（文化会館、市町村民ホール、美術館、体育館、運動競技場、水泳プール等）
3. 社会福祉施設	3-1	老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること
	3-2	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであること
	3-3	介護保険施設	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること
	3-4	児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること
	3-5	市町村保健センター	地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する市町村保健センターであること
	3-6	その他社会福祉施設	市町村等が地域住民の福祉の増進を図ることを目的として設置するものであること
4. 医療施設	4-1	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること
	4-2	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること



区分	番号	対象施設	要件等
5. 社会インフラ施設	5-1	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道であること
	5-2	河川	河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川であること
	5-3	水道	水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定する水道又はこれに準ずる施設であること
	5-4	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道であること
	5-5	農業用排水・道路施設	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設又は農業用道路のうち、国又は都道府県以外の者が設置するものであること
	5-6	バス施設	道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する以下の事業等の用に供する施設であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）</li> <li>・第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）</li> <li>・第78条第2号又は第3号に掲げる場合の運送</li> </ul>
	5-7	その他社会インフラ施設	市町村等が地域住民の用に供することを目的として管理している施設であること（一般廃棄物処理施設、消防署、市町村庁舎等）
6. 地域産業関連施設	6-1	農業共同利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合の事務所又は組合員が生産する物資の運搬、加工、貯蔵若しくは販売施設であること</li> <li>・当該施設の管理者は事業協同組合であること（以下、6-4まで同じ）</li> </ul>
	6-2	漁業共同利用施設	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業共同組合、漁業生産組合又は水産加工業協同組合の事務所又は組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管若しくは販売施設であること
	6-3	林業共同利用施設	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合又は生産森林組合の事務所又は組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管若しくは販売施設であること
	6-4	商工業共同利用施設	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所の事務所であること
	6-5	その他地域産業関連施設	地域において相当程度の雇用機会を提供する事業所・工場であり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業が設置するものであること
7. 生活必需品・役務提供施設	7-1	薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定するものであること</li> <li>・当該施設の管理者は中小企業基本法に定める中小企業であること（以下、7-4まで同じ）</li> </ul>
	7-2	給油所	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第2条第3項に規定する給油所であること
	7-3	スーパー、コンビニエンスストア等の店舗	主として飲食料品その他の日用品に係る物品販売業を営む店舗施設であること
	7-4	タクシー営業所	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により同号ロの国土交通省令で定める乗員定員未滿の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供する施設であること

・帰還・再生事業

(委託対象事業一覧)

委託対象事業	番号	事業名	(参考) 事業実施概要
1. 生活基盤施設・サービスの代替・補完	①	医療・高齢者福祉施設等立上げ支援委託事業	医療・福祉施設等の避難解除等区域等への新規立地を促進するため、当該施設建設のための市町村有地の土地造成事業等を委託
	②	医療・介護委託事業	避難解除等区域等において医療・介護サービスが十分に提供されるまでの間、住民に対する医療・介護サービスの提供を委託
	③	通院・通学等バス運行委託事業	帰還した住民の用に供するため、医療機関や学校等への交通手段の提供を目的としたバス運行事業を委託（生活環境整備事業の対象となる事業を除く。）
	④	移動販売支援委託事業	避難解除等区域等での新規営業・営業再開を企図する事業者等に対し、移動販売や宅配等用の車両を提供する事業を委託
2. 地域コミュニティ機能の維持・確保	①	地域コミュニティ維持のための交流イベント等の開催委託事業	避難先等において同一市町村出身者がコミュニティを維持する契機となるイベントの開催や、各種交流事業の実施を委託
	②	I C Tを活用した情報提供委託事業	モバイル端末等 I C Tを活用した避難元市町村の情報提供事業を委託
3. 避難区域の荒廃抑制・保全対策	①	区域の防災・防犯対策委託事業	立入りが制限されている帰還困難区域等の避難解除等区域等において、立入りが制限されている間、火災等の危険を低減し避難解除等区域等を保全するために必要な限度において、防災・防犯に資する事業（除草作業、家屋の解体・撤去等）の実施を委託（生活環境整備事業の対象となる施設を除く。）
	②	作業員等のための仮設トイレ設置・管理委託事業	荒廃抑制・保全対策のために避難解除等区域等内で作業する従業員等の用に供するための仮設トイレの設置及び維持管理を委託
	③	防犯・防災パトロール委託事業	避難解除等区域等内の防犯・防災のための定期的なパトロールの実施を委託
	④	防災・防犯のための警備システム導入・管理委託事業	避難解除等区域等内の防災・防犯のため、希望する世帯への警備システムの導入とその運営管理を委託
4. 住民の一時帰宅支援	①	一時帰宅バス運行委託事業	避難解除等区域等へ一時帰宅する住民への交通手段の提供を目的としたバス運行事業を委託
	②	一時帰宅する住民のための仮設トイレ設置・管理委託事業	避難解除等区域等へ一時帰宅する住民の用に供するための仮設トイレの設置及び維持管理を委託
	③	一時帰宅する住民のための給水サービス委託事業	避難解除等区域等へ一時帰宅する住民の用に供するため、上水道の復旧が遅れている地区等における給水サービスを委託
	④	一時帰宅時の安全確保事業	立入りが制限され、定期的な区域の維持管理が困難な帰還困難区域等の避難解除等区域等に一時帰宅する住民の安全を確保するための事業（障害物の除去等）を委託
5. 横断的事項	①	仮設代替処理施設運営委託事業	廃棄物処理施設が再稼働するまでの間、仮置場として使用する仮設代替処理施設の確保及び維持管理業務を委託

別表5 環境整備等委託事業の実施状況（平成24年度から29年度まで）

（単位：百万円）

委託対象 項目	委託対象事業	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		計	
		事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額	事業数	委託費 支払額
生活環境整備事業		44	373	87	753	74	1,537	88	2,590	79	3,522	72	2,566	444	11,343
	①清掃等の行為	43	365	86	747	72	1,525	86	2,579	78	3,515	71	2,557	436	11,290
	②公共・公益的機能を回復させるために必要な行為	1	8	1	5	2	12	2	10	1	7	1	8	8	53
帰還・再生事業		10	41	181	3,991	139	5,412	131	5,649	128	6,292	115	5,438	704	26,826
	①生活基盤施設・サービスの代替・補完	-	-	11	165	11	272	8	101	10	81	6	91	46	712
	②地域コミュニティ機能の維持・確保	-	-	24	337	42	731	35	1,123	30	1,309	16	823	147	4,325
	③避難区域の荒廃抑制・保全対策	2	18	21	819	29	2,901	29	2,718	43	3,701	50	3,404	174	13,564
	④住民の一時帰宅支援	3	12	22	333	25	305	27	293	38	929	34	852	149	2,725
	⑤横断的事項	-	-	4	30	2	101	2	109	3	72	1	13	12	326
	⑥その他	5	10	99	2,305	30	1,100	30	1,304	4	198	8	252	176	5,170
合計		54	415	268	4,745	213	6,950	219	8,239	207	9,815	187	8,004	1,148	38,169

（注） 帰還・再生事業の「⑥その他」は住民の帰還に資する事業であり、①から⑤に分類することができない事業及び平成25年度に新交付金の交付対象項目である帰還環境整備に統合された事業の25年度以前の実施分を含む。

別表6 住民意向調査の結果

市町村名	戻らない理由 1位及び2位	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
田村市	1位	放射線量に対する不安があるから	—	原子力発電所の安全性に不安があるから	・放射線が不安だから ・原子力発電所の廃炉、管理等に不安があるから	—	—	—
	2位	原子力発電所の安全性に不安があるから	—	・放射線量が低下せず不安だから ・水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	飲料水等生活用水の安全性に不安があるから	—	—	—
南相馬市	1位	—	原子力発電所の安全性に不安があるから	—	—	原子力発電所の安全性(事故収束や廃炉の状況)に不安があるから	—	—
	2位	—	医療環境に不安があるから	—	—	医療環境に不安があるから	—	—
川俣町	1位	—	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから
	2位	—	・放射線量が低下せず不安だから ・水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	・医療環境に不安があるから ・生活に必要な商業施設等が元に戻りそうにないから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	既に生活基盤ができていますから
楡葉町	1位	放射線量に対する不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	医療・介護・福祉施設の再開が十分でないから	医療施設が十分でないから	医療施設が十分でないから	—
	2位	原子力発電所の安全性に不安があるから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安が残っているから	原子力発電所の安全性に不安が残っているから	—
富岡町	1位	放射線量に対する不安があるから	放射線量が低下せず不安だから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	既に生活基盤ができていますから	既に生活基盤ができていますから
	2位	原子力発電所の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	生活に必要な商業施設等が元に戻りそうにないから	既に生活基盤ができていますから	医療環境に不安があるから	避難先の方が生活利便性が高いから
川内村	1位	—	—	・医療環境に不安があるから ・避難先の方が生活利便性が高いから	川内村外への移動交通が不便だから	医療環境に不安があるから	—	—
	2位	—	—	原子力発電所の安全性に不安があるから	医療環境に不安があるから	川内村外への移動交通が不便だから	—	—
大熊町	1位	放射線量に対する不安があるから	放射線量が低下せず不安だから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	—	既に生活基盤ができていますから	—
	2位	原子力発電所の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	掃運までに時間がかかるから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	—	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	—
双葉町	1位	掃運するまで時間がゆかると思うから	原子力発電所の安全性に不安があるから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	家が汚損・劣化し、住める状況にないから	避難先で自宅を購入又は建築し、将来も継続的に居住する予定だから	避難先で自宅を購入又は建築し、将来も継続的に居住する予定だから
	2位	放射線量に対する不安があるから	・掃運までに時間がかかるから ・放射線量が低下せず不安だから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	避難先で自宅を購入又は建築し、将来も継続的に居住する予定だから	家が汚損・劣化し、住める状況にないから	医療環境に不安があるから
浪江町	1位	放射線量に対する不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	医療環境に不安があるから	医療環境に不安があるから
	2位	原子力発電所の安全性に不安があるから	水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	生活に必要な商業施設等が元に戻りそうにないから	医療環境に不安があるから	原子力発電所の安全性に不安があるから	既に生活基盤ができていますから
葛尾村	1位	放射線量が低下せず不安だから	水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	—	—	医療環境に不安があるから	避難先に住居を構えたから	避難先の方が生活利便性が高いから
	2位	水道水等の生活用水の安全性に不安があるから	放射線量が低下せず不安だから	—	—	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	医療環境に不安があるから
飯館村	1位	放射線量に対する不安があるから	放射線量が低下せず不安だから	除染後の放射線量の低下が不十分だから	避難先の方が生活利便性が高いから	避難先の方が生活利便性が高いから	—	—
	2位	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから	生活に必要な商業施設等が元に戻りそうにないから	避難先の方が生活利便性が高いから	医療環境に不安があるから	宅地・農地以外の山林や河川等の除染がまだだから	—	—

注(1) 広野町は住民意向調査を実施していない。

注(2) 回答数が同じことから順位が同じになる場合は、二つの理由を並記している。